

第3 事業者の損害

1 全事業者共通の問題

Q63 工場所在地が避難区域に指定されたため、工場の稼働を停止せざるを得なくなった。しかしながら、工場の賃料、従業員の給料、減価償却費、金利などの固定費の支払は続いている。これらの出費は賠償されるのか。また、いつまで賠償されるのか。可能ならば戻りたいが、工場を移転すべきか。仮に戻れるまで待った場合、その間の賠償はされるのか。また、仮に工場を移転した場合、新規工場用地の取得費、工場建設費、機械設備の取得費、更に、これにより顧客を失うことになる損害などは賠償されるのか。

工場の賃料、従業員の給料、減価償却費、金利などの固定費は原則として損害として賠償請求できず、賠償される営業損害から支払うことになる。移転せず、元の場所で事業ができるまで待っていた場合には、その間の減収分について、合理的範囲について賠償されると考えられる。

工場を移転すべきかどうかは、事業者としての判断であるが、移転する場合には、移転費用、新規工場用地の取得費、工場建設費、機械設備の取得費などは、必要かつ合理的な範囲で賠償される。また、移転等のため休業を余儀なくされた期間中の減収分は賠償される。

工場の移転により固定客を失い、現に減収が生じた場合には、固定客を喪失したことによる減収分も賠償されると考えられる。ただし、新たな固定客を得られるまでの合理的期間に限定される可能性が高い。

解 説

1 固定費等の支払について

(1) 本件事故の影響により、避難区域内に存在する工場については、実際には使用・稼働していないにもかかわらず、賃料や維持費、金融機関からの借入れにかかる利息、更には、従業員の給料などを支払い続けているケースが数多くみられる。これらの費用の支払をストップさせることは、将来における事業の再開を困難にすることが考えられ、現実問題として支払を続ける必要性に迫られているといえる。

(2) この点、中間指針によれば、避難区域内で事業の全部又は一部を営んでいた場合には、営業損害として、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（逸失利益）が賠償される（中間指針・第3〔損害項目〕7（指針））。

(3) そうすると、工場の賃料や維持費、従業員の給料、減価償却費、金利などの固定費について、これらは本件事故の前から存在するものであること、本来営業が継続していれば売上げから支払うべきものであり、売上げの減少に対しては上述のとおり営業損害として賠償されることを考えると、実際に支払が続いていたとしても、損害とはならない。

なお、工場の賃料については、避難区域に指定されている場合には、原則として、本来支払う必要のないものであることには留意されたい（Q117・Q118 賃貸借契約の問題）。

（４） 営業損害が賠償されるとしても、いつの時期まで賠償されるか（営業損害の終期はどの時点か）は大きな問題である。一般的に事業者には、本件事故による事業の停止への対応として、営業拠点の移転や転業という選択肢も考えられるが、他方で、元の場所（避難区域内）で従前と同じ事業を行いたいという強い希望があることも事実であり、速やかに営業拠点の移転や転業を考えるべきことを前提とする議論は妥当とはいえないであろう。

この点、中間指針では、営業損害の終期について、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であるとはするものの、具体的な基準は示していない（中間指針・第3〔損害項目〕7（備考）7）。

この問題については、カラオケ店を営業していた賃借人が、浸水事故による営業不能を理由に、貸借人等に対して債務不履行や瑕疵担保責任等に基づく損害賠償を求めた事案で、浸水事故から約1年7か月を経過した「本件本訴が提起された時点においては、被上告人がカラオケ店の営業を別の場所で再開する等の損害を回避又は減少させる措置を何ら執ることなく、本件店舗部分における営業利益相当の損害が発生するにまかせて、その損害のすべてについての賠償を上告人に請求することは、条理上認められないというべき」とし、「民法 416 条 1 項にいう通常生ずべき損害の解釈上、本件において、被上告人が上記措置を執ることができたと解される時期以降における上記営業利益相当の損害のすべてについてその賠償を上告人らに請求することはできない」と判断した裁判例（最判平 21・1・19 民集 63・1・97）、正当事由に基づく店舗賃貸借解約の申入れが効力を生じた後に賃借人が右店舗における営業を妨害したことを理由として、賃借人が貸借人に対して得べかりし営業利益の賠償を求めた事案で、営業妨害を不法行為とした上で、賃借人が被った休業損害の2年分を賠償すべきとした裁判例（福岡高判昭 58・9・13 判タ 520・148）などがある。

上記最高裁判決は、当該ビルでの営業再開の可能性、営業行為を別の場所で再開の可能性のほか、賃借人がカラオケセットの損傷に対する保険金として 3,700 万円余りを受領していたことから営業再開のための必要資金の相当部分を取得していたと評価されていた。また、上記福岡高裁判決では、既に物件が老朽化していた上、賃借人の営業成績が低下していたことから早晩閉店に立ち至っていたであろうと推認されている。

このような裁判例に加え、本件事故の特質（被害の規模・被害の継続性長期化）も十分に考慮されるべきである。本件事故がいつ収束するのか全く見込みの立たない現時点においては、いつの時期まで営業損害が賠償されるのかは非常に難しい問題である。また、業種や事業者の置かれた状況（本件事故は被害者にとって青天の霹靂であり、突然対応を迫られたものである。年齢や家族構成などから転業や事業所の移転が困難であることも多いであろう。避難区域から営業用財産を移転することが極めて困難か不可能であることにもかかわらずリース料の負担を処理する必要があるケースも相当予想される。また、営業損害の賠償を相当程度受けることや、新規の借入れ等ができなければ営業再開のための原資

を得ることが困難であることも考えられる)等により、営業損害の終期を明確にすることには大きな困難が伴う。

少なくとも、本件事故の収束の見込みが立ち、避難区域の汚染状況等が明らかになってから、合理的な期間を限定していくべきであろう。

2 移転費用等について

(1) 本問のように、工場が避難区域内にあり、事業を停止せざるを得ない場合に、早期に生活の再建を図るため、工場のほか、営業拠点や事務所の移転を決断せざるを得ないことが考えられる。そうすると、移転の準備のために一時的に事業を停止するほか、移転費用や、新規に設備を準備することも必要となる。また、業種によっては、地域に根付いた事業を行っており、そこで積み上げた固定客を失うことも考えられる。

(2) 中間指針では、対象区域内の拠点を閉鎖し、事業拠点を移転又は転業した場合は、営業資産の減価分、事業拠点の移転又は転業に至るまでの期間における逸失利益、事業拠点の移転又は転業後の一定期間における従来収益との差額分及び、移転に伴う追加的費用等(事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等)を賠償すべき損害とした(中間指針・第3〔損害項目〕7(備考)9)。そして、上記基準は、業種を限定したものではなく、農林水産業、製造業、建設業、販売業、サービス業、運送業、医療業、学校教育その他の事業一般を対象とし、その事業の一部を対象区域内で営んでいれば対象となり得る(中間指針・第3〔損害項目〕7(備考)1)。

(3) 本問では、上記指針により、工場の移転に要した費用、例えば、引越代や転居先の賃借に要した敷金・礼金、不動産業者に対する仲介報酬、什器備品の移転費用等は、必要かつ合理的範囲にとどまる限り、本件事故と相当因果関係が認められる損害として賠償される。なお、工場用地の取得や工場の建設費用、工作機械などの設備費用などといった新規投資については、中間指針に記載がない。しかしながら、本件の場合、元の場所に戻れるかどうか、また、戻れる時期などが不明であり、休業損害が長期にわたり発生する可能性が高いこと、それよりも、こうした新規投資費用の方が少ない額で済む場合もあること、工作機械などの設備を移転させることの方が多額の費用がかかる場合もあることなどを考えると、移転先での事業のために必要性が認められる場合もあり、新規投資のための費用であっても、本件事故と相当因果関係のある損害として賠償される場合もある。

次に、移転や新工場での開業準備のために休業を余儀なくされた期間中における減収分も、移転による逸失利益であるから、その休業期間が相当(移転場所や業種により異なると考えられる)である限り、本件事故と相当因果関係のある損害として賠償される。なお、この場合の減収分は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額(本件事故により負担を免れた費用)を控除した額である。

(4) 地域に根付いた事業を行い、固定客を相手にすることが多い事業(例えば、飲食店、食品・ガソリン等の小売業、薬局、パチンコ・ゲーム等のレジャー産業、理髪店・美

容院・クリーニング等のサービス業，電気工事や配管等の小規模建設業等）においては，営業拠点を移転することにより，固定客を失い，新たに固定客を得るまでの期間，売上げが低迷するなど事業に支障が生じることも考えられる。

上記のとおり，中間指針では，対象区域内の拠点を閉鎖し，事業拠点を移転又は転業した場合は，事業拠点の移転又は転業後の一定期間における従来収益との差額分を賠償すべき損害としている。

したがって，移転に伴う固定客を失うことによる減収分については，移転後の一定期間における従来収益との差額分として賠償される。ただし，中間指針では，「一定期間」に限定されており，この点については，明確な期間は示されていない。

そこで，従前と同レベルの収益が上がらないことが続いた場合に，いつまでその減収分が賠償されるのか問題となるが，この点に関しては，火災により営業不能となったデパートのテナント業者らが，不動産賃貸業者である賃貸人に対し，債務不履行に基づき営業損害等の賠償を求めた事案で，原告らが，従前と同程度の営業上の収益を上げるまでについて，業種に応じて「代替店舗を取得して開店するまでに10か月，その後1年2か月，以上通じて2年を要するであろう」，「代替店舗を取得して開店するまでに10か月，その後1か月半……，以上通じて11か月半を要するであろう」と判断している裁判例（大阪地判昭56・1・26判時996・89）が参考になる。基本的には，当該業種において一般的に固定客を獲得するのに必要な合理的な期間に限定されるものと考えられるが，この場合も本件事故の特質を十分に考慮すべきであり，上記裁判例の場合より相当長期間とすべきである。

なお，賃貸店舗の立退料の額の相当性が争われた裁判例として，賃借人が高級婦人用下着店を営んでおり，その場所柄，固定客が多かったため「今後他の新規の店舗を確保しても固定客の喪失等による営業上の損失が大きく，営業不振ないし営業廃止の危険性がある」旨判示し，それら営業損失の補填も含む趣旨で立退料の金額を算定したものがある（東京高判平10・9・30判時1677・71）。こうした裁判例からも，地域的な固定客の多い事業を営んでいる事業者が，事務所の移転を余儀なくされ，それに伴い営業拠点も移転したことにより固定客を失い，現に減収が生じた場合には，かかる減収分は本件事故と相当因果関係の認められる損害として賠償されることが考えられる。

営業拠点を移転すべきかの判断については，以上の点も考慮した上で，事業者において総合的に判断していただくほかないであろう。

Q64 避難区域内に営業資産（事務所建物や建設機械，農耕機械等）や商品，原材料等の財物を置いたままになっているが，これらについてはどのような損害賠償が可能か。将来，避難指示が解除された暁には，同じ場所で事業を再開したいと考えている。避難区域内に置いてきた機械類の整備費用や除染費用などは賠償されるか。また，避難指示がいつ解除されるか不明なので，場合によっては，買い取ってもらうことも考えたいが，買い取ってもらうことは可能か。

放射性物質による汚染のため今後の使用が困難な場合には，当該財物の価値の全部と廃

棄費用が賠償される。一定量以上の放射線に被ばくした場合、又は、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該機械類の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、整備費用や除染費用、及び、価値の喪失又は減少した損害分が賠償される。買取りについては、示談・和解等によって、事実上買取りをしたのと同じの結果になる賠償額を受け取ることは十分に考えられる。

解 説

1 避難区域内に存置された事業活動用の財産

(1) 事業所や工場のある場所が、避難区域に指定されたことにより、営業資産（事務所建物や建設機械、農耕機械等）や商品、原材料等の財物が避難区域内に存置されたままになっていることが考えられる。このような場合、仮に、避難指示等が解除され、事業所や工場で事業を再開し得たとしても、同所に存置されていた営業資産や商品、原材料等が、放置されたことにより、故障や腐敗等により使用できなくなることが考えられる。また、放射性物質による汚染がされていることがほぼ確実であり、そのままの状態で使用することは難しいといえる。

(2) 中間指針によれば、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は賠償すべき損害と認められるとしている（中間指針・第3〔損害項目〕10（指針））。そして、損害の基準となる財物の価値は、原則として、本件事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきであるとし、時価の算出が困難な場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った帳簿価額を基準として算出することも考えられるとしている（同（備考）5）。

したがって、本問で、仮に、存置された営業資産等が使用できなくなった場合には、上記指針により、当該営業資産等の本件事故時における時価相当分について賠償されるとともに、当該営業資産等の処分費用も賠償される。また、今後も使用可能な場合には、それらの価値の減少分を賠償されるとともに、仮に修理を要する場合には、修理代金が賠償される。

なお、財物が商品である場合には、それらの価値の喪失又は減少と考えるか、それとも営業損害としてとらえるかは、個別の判断によることになるが、二重に賠償されることはない。

価値の減少分をどのように算定するのかについては、管理不能であった期間、存置状況等により判断することになる。また、東日本大震災による価値喪失分がある場合には、その喪失分は賠償の範囲から控除されることになる（どのように本件事故による喪失分と切り分けるかは議論を要するところであるが、津波・地震がなくても価値喪失があったと考えられる場合は、本件事故による喪失分と考えるべきである）。

(3) 更に、中間指針は、財物が本件事故の発生時に対象区域内にあり、財物の価値

を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質にばく露した場合、又は、 に該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合にも、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償されるべき損害であるとしている（中間指針・第3〔損害項目〕10（指針） ）。

したがって、財物を物理的には使用できるとしても、放射性物質に汚染されたことにより価値を喪失したときは、その喪失分を、更に、放射性物質の除染を行った場合には、その除染費用の必要かつ合理的な範囲について賠償される。放射性物質に汚染された場合の喪失分をいかに算出するかは難しい問題であるが、汚染期間や汚染状況、付着した放射性物質の量などから算出するのが妥当であろう。除染費用の必要かつ合理的な範囲の判断については、汚染された物や汚染状況からみて一般的に認められる除染行為であればよく、過度に除染を行うなどした場合は範囲に含まれないことがあると考えればよいと思われる。当該財物が自ら使用するものであるのか、商品であるのかといった観点も影響すると思われる、個別具体的に判断されることになる。

なお、建設機械については、リース物件であることが多いと考えられるが、リース物件特有の問題については、Q128を参照されたい。

2 財物の買取請求の可否

本件事故の被害者としては、今後の見通しが立たない現状に鑑みれば、避難区域内に放置した事業に用いる財産を保有しておく必要がなく、買取りを求めたいという要求もあるものと思われる。

この点、現行法上、明示的に買取りを認める規定はないが、損害賠償の一方法として、示談・和解等によって、事実上買取りをしたのと同様の結果になる賠償額を受け取るとは十分に考えられる。

Q65 福島第一原発の近くで事業を営んできたが、本件事故のために廃業を決意した。どのような損害賠償が可能か。

営業資産の価値が喪失又は減少した部分（減価分）、一定期間の逸失利益及び廃業に伴う追加的費用を賠償請求できる。

解 説

1 本件事故により、廃業を余儀なくされる事業者は少なくない。

中間指針では、政府による指示等によって、避難区域内の事業を営むことができず減収が認められる場合、当該営業、取引等に関する減収分を営業損害として賠償を認め、更に、倒産・廃業した場合の損害についても賠償の対象となることを前提とし、営業資産の価値の喪失又は減少した部分（減価分）、一定期間の逸失利益及び倒産・廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害としている（中間指針・第3〔損害項目〕7（備考）8）。

2 第1に、商品や営業資産の価値の喪失又は減少した部分の損害については、中間指針が政府による避難等の指示等に係る損害のうちの財物価値の喪失又は減少等の損害に関する記載で、損害の基準となる財物の価値は原則として本件事故発生時における財物の時価に相当する額とすべきとしていること（中間指針・第3〔損害項目〕10（備考）5）が参考になり、廃業の場合の営業資産の価値についても同様に考えてよいと思われる。なお、食料品や陳腐化の早い製品・半製品・原材料等（耐用年数が1年未満の資産・中小企業分野における専門委員調査報告書 863 頁）については、原則として全部滅失したものとして時価額に廃棄費用を含めた金額としてよいであろう。

第2に、営業資産がリース物件である場合には、リース契約上の中途解約に伴う規定損害金（残存リース期間のリース料相当額+ が多いと思われる）が損害と考えられる（Q 128 参照）。

3 次に、逸失利益の考え方であるが、中間指針によれば、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額となる（中間指針・第3〔損害項目〕7（指針） ）。

問題は、逸失利益は廃業後も発生し続けていると考えられ、一定期間の範囲をいつまでと考えるかである。中間指針では、「一定期間」の範囲について、高齢者や農林漁業者等の転職が特に困難な場合や特別な努力を講じた場合等には、特別の考慮をすることとすると規定するのみで（中間指針・第3〔損害項目〕7（備考）10 ）、具体的な期間を定めてはいない。

紛争審査会は、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱等を参考資料として検討し、同要綱等では、逸失利益として、転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額とし、通常期間とは、商工業者は2年（被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合において3年分）以内、農業は3年以内、漁業は4年以内と定めている。逸失利益として業種別に転業に要する合理的な期間内の営業損害とする考え方自体は、一定の合理性があるものと思われる。しかし、本件事故のように著しく大きな災害によって広範な地域が全般にわたり破壊され、しかも被害が長期にわたって継続している場合には、土地収用等のように代替地もあり、事前の準備期間や熟慮期間がある場合とは事案が大きく相違することから、未だ収束の見込みが全くない本件事故について、同要綱等と平行に考えることにはいささか無理があるものと思われる。

なお、賃貸借契約上の借借人が債務不履行に基づき営業損害を損害賠償請求する場合で、借借人が損害回避又は減少させる措置を何らとらずに損害が発生するに任せたすべての損害を請求することは条理上認められず、これらの措置をとることができたと解される時期以降の営業利益相当額の請求は認められないとして、被害者（借借人）に損害回避義務を要求した最判平 21・1・19 民集 63・1・97 も参考にはなる。しかし、これについても、本件事故の収束時期の見通しのつかない現時点においては、被害者に損害回避義務を課す

ことは無理を強いることになるといえよう（Q63 参照）。

以上から、逸失利益について永続的に賠償されると考えることは難しいと思われるが、具体的な期間については、損害回避義務の議論も含めて、本件事故の収束の見込みが立った時点で判断すべき問題である。

Q66 工場は中間指針における対象区域外にあるものの、従業員の安全を考慮して、本件事故後 1 か月ほど工場の稼働を停止した。これにより生じた減収分は賠償されるか。また、福島第一原発の問題が収束するまで、今後も工場の稼働を停止しようと考えているが、いつまでの減収分が賠償されるのか。

独自に工場周辺の放射線量率を計測したところ、対象区域と同レベルの数値が認められた場合やそこまでは至らないものの相当量の放射線量率が計測された場合、本件事故の状況や周知となっていた情報等から平均的・一般的な人の認識を基準として安全性に対し危惧感を抱き、その危惧感を払拭するために工場の停止等が合理的といえる場合などには、工場を稼働停止や、事業所を一時閉鎖し、事業を一時中止することによって生じた減収分は賠償される。今後も工場の稼働を停止した場合の減収分については、合理的な期間に限って賠償されると考える。

解 説

1 中間指針では、従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収のあった場合には、その減収分（減収分の意味については Q63 参照）が損害と認められるとされており（中間指針・第 3〔損害項目〕7（指針））、「対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた」ことが営業損害と認められるための要件とされる。

したがって、本問で稼働しなかった工場が対象区域内に存在しない以上、上記に示した要件を満たさない。

2 しかしながら、工場が対象区域外にあったとしても、工場を稼働させないことが合理的といえる場合には、それに伴う減収は、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることができ、賠償されると考えられる。

そもそも雇用者（経営者）は、従業員に対し安全配慮義務を負っているから、従業員の安全を確保するという観点から、雇用者（経営者）として工場を稼働しないといった措置を講じることが考えられ、一定の場合には合理性が認められる。

例えば、独自に工場周辺の放射線量率を計測したところ、対象区域と同レベルの数値が認められた場合やそこまでは至らないものの相当量の放射線量率が計測された場合（労災では年間 5 ミリシーベルトの累積線量で白血病との因果関係を認めていることや電離則で年間 5.2 ミリシーベルトを管理区域としていること（Q41 参照）から、これらの数値以上

の放射線量が認められたことが1つの目安とはなろう), 本件事故の状況や周知となっていた情報等から平均的・一般的な人の認識を基準として安全性に対し危惧感を抱き, その危惧感を払拭するために工場の停止等が合理的といえる場合などには, 雇用者(経営者)として, 当該工場を稼働させないことや, 事業所を一時閉鎖し, 事業を一時中止することは, 安全配慮義務の観点から合理的判断といえる。したがって, このような場合の減収分については, 本件事故と相当因果関係のある損害として賠償されると考えられる。

これに対し, 何の根拠もなく, 単に, 雇用者(経営者)としての感覚により安全性が確保されていないと判断して工場を稼働しなかった場合には, かかる判断が必ずしも合理的な判断であったということができず, そのための減収分が本件事故と相当因果関係のある損害とすることは難しいであろう。

労働者を雇用する事業者としては, 当該事業所や工場が対象区域内にない場合には, 政府によるモニタリング調査の結果を参照したり, 場合によっては独自の検査によって, 放射線量率を測定したりする他, 本件事故の状況や周知となっていた情報等を総合して, 稼働を停止すべきか判断を行い, そうした記録は損賠賠償を求める際の証拠として保管しておくことが必要であろう。

3 次に, 工場の稼働を停止することが合理的であり, それによる減収分が賠償されるとしても, いつまでの減収分が賠償されるかは別に検討を要する。いわゆる営業損害の終期の問題である。

この点については, 基本的には Q63 で記載したことが妥当する。対象区域であるか否かの違いはあるが, 放射線測定値が高い地域であるという点では同じであり, 同様に考えてよいであろう。

Q67 事業所は対象区域外にあるものの, 顧客の多くが対象区域内に存在していたため, 避難により顧客を失い, 大幅な売上げ減少となった。事業活動の継続も困難となっている。この場合, どのような損害賠償が可能か。

事業の性格上, 顧客(販売先)が地域的に限定されており, 販売先に代替性が認められない場合には, それにより生じた減収分が賠償される。また, 販売先に代替性が認められる場合であっても, 新たな販売先を見つけるために要した追加的費用や従前との減収分について賠償されると考えられる。

解 説

1 対象区域(政府指示等による避難の対象区域)外で事業を営んでいる場合に, 本件事故により物理的に営業が不可能になってはいないものの, 顧客の多くが, 対象区域内に居住しており, 売上減少が生じることは考え得る事態である。例えば, 対象区域周辺の商店街や飲食店を通常利用する顧客の多くが, 対象区域内に居住している住民ということが考えられる。このように, 対象区域内の地域社会の崩壊に連動して, 対象区域周辺の地域社

会も大きな影響を受けることは当然に想定し得ることである。しかしながら、こうした売上減少は、対象区域に居住する顧客を介在しており、本件事故と相当因果関係のある損害であると当然にはいえないものである。

2 中間指針では、本問のようなケースを、いわゆる「間接被害」として、一定の類型については、本件事故と相当因果関係の認められる損害としている。すなわち、間接被害を受けた者（「間接被害者」）の事業等の性格上、第一次被害者（本件事故で中間指針・第3ないし第7で賠償の対象と認められる損害（「第一次被害」）が生じたことにより、第一次被害を受けた者）との取引に代替性がない場合には、本件事故と相当因果関係のある損害と認められるとし、具体的に、事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じた類型を例示している（中間指針・第8（指針））。

そうすると、商店街での小売商を初めとする地域に密着した事業を営んでいる小売業（小規模スーパーも含まれる）や飲食店、薬局、パチンコ・ゲーム等のレジャー産業、理髪店・美容院・クリーニング等のサービス業、電気工事や配管等の小規模建設業など多くの中小業者については、遠隔地での販売など予定しておらず、急な商圈の拡大など事実上極めて困難であるから、販売先が地域的に限られている場合と考えてよいであろう。そして、顧客が避難したことによって、来客数が減少し、減収が生じたというのは、第一次被害者の避難に伴って必然的に生じたものといえるから、かかる減収分は賠償されることになる。

3 次に、大型の店舗など、販売先が地域的に限られていないと考えられる事業のケースは、中間指針で挙げられている例示にはあてはまらないため、個別に、本件事故と相当因果関係のある損害かどうか検討が必要となる。

いわゆる間接被害について、一般的に、民法416条の類推による特別損害に当たるとし、その上で、予見可能性の有無という観点から判断すべきものと考えられている。これまでにいくつかの裁判例があり、主には、交通事故等において、直接的な被害者である従業員が休業した場合の、従業員の勤める企業が被った損害は賠償されるかという形で議論されることが多い。こうした裁判例の中には、直接的な被害者である従業員と企業との間の経済的一体性や、従業員（の業務内容）の代替性の有無という観点から判断しているものがあり、結論としては、賠償が認められないケースが多いといえる（例えば、東京地判平17・3・24判時1915・49や東京地判平20・2・28判時2014・88）。

ただし、これらの多くは、上記のとおり従業員の交通事故と企業の損害との間の相当因果関係の有無という観点から論じられてきたものが多数であり、本件事故及び被害の特質（被害の規模・被害の継続性・長期化等）に鑑みると、上記裁判例と本件事故で発生している間接被害とは事案が大きく異なるといわざるを得ない。したがって、上記裁判例の中で示されている考え方をそのまま適用すべきではないといえよう。特に、本件事故の場合には、顧客である第一次被害者と間接被害者とが別人格であることは明らかであり、そのような関係にある両者に経済的一体性という観点を持ち出すことは、判断手法として合理

性を欠くものである。

そうすると、本問のようなケースで間接被害が賠償されるかどうか（本件事故と相当因果関係のある損害であるか否か）については、個々の損害について実質的に判断されるべきと考える。

したがって、本件事故により、売上の減少が生じたことやそれに要した追加的費用（例えば、広告宣伝費用）等を立証できれば、減収分や追加的費用が賠償されるものと考えられる。

Q68 事業所は避難区域外にあるものの、原材料の調達先が避難区域にあるために、事業活動の一部ができなくなった。この場合、どのような損害賠償が可能か。また、新たな調達先を見つけたものの、追加の費用がかかってしまった場合、追加分は賠償されるのか。

事業等の性格上、原材料の調達先との取引について代替性が認められない場合には、事業活動ができなくなったことにより生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償される。調達先に代替性が認められる場合であっても、原則として、従前からの減収分、及び、代替の原材料を調達するために追加で支出した費用が賠償されると考えられる。

解 説

1 本件事故の影響により、避難区域内にある部品などの原材料の供給元が事業を停止したことにより、避難区域外にある事業者も、原材料を調達できないために工場の稼働を停止したり、事業を一時中止することを余儀なくされるという事態が生じている。中間指針では、対象区域内（避難区域を含む）での事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品、営業資産の廃棄費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）も合理的な範囲で損害と認められるとしているが、これは、対象区域内で事業を全部又は一部行っている必要があり、原材料の調達先だけが対象区域内にあり、自らは対象区域内で全く事業を行っていない場合については該当しない。

このような事態に対して、中間指針では、同指針内で賠償の対象と認められる一定の損害（第一次被害）が生じたことにより、第一次被害を受けた者（「第一次被害者」）と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を「間接被害」として、賠償されるべき損害の一類型とした。そして、間接被害を受けた者（「間接被害者」）の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故と相当因果関係のある損害と認められるとしている。具体的には、事業の性質上、調達先が地域的に限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの、原材料やサービスの性質上、調達先が限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたものについて、本件事故と相当

因果関係のある損害として例示している（中間指針・第8（指針））。

具体的には、原材料が地元の特産の農林水産品である場合のほか、調達先の市場シェアが大半を占めており代替品の必要量がすぐに確保できない場合や、環境管理規制の厳しい薬品もあり新規工場の建設がすぐにできない場合、代替品があってもその性能検査や安全検査・製造承認を受ける等の手続上直後の代替不能がある場合などがそれに該当するものと思われる。

そうすると、中間指針で例示されている、原材料の調達先が避難区域内に限定されており、他の地域からは調達できないような場合（避難区域における特産物など）や、原材料が特殊な物品であるため、特定の業者でしか扱っておらず、他では代替できない場合であって、当該調達先が避難、事業休止等を行ったことで、原材料を調達することができず、間接被害者の事業に減収が生じたケースでは、当該減収分や、間接被害者において発生した追加的な費用（事業を行えなかったために支払った契約上発生する違約金の支払などが考えられる）が賠償されることになる。また、原材料の調達先が、法令等により限定されている場合であって、他の物では代替できない場合も同様である。

2 それでは、原材料について、調達先に代替性が認められる場合はどうであろうか。中間指針では、第一次被害者との間に代替性がある場合の間接被害について、賠償の対象となるか言及していない。しかしながら、中間指針に記載がなくとも、本件事故と相当因果関係が認められる損害については、賠償されることは中間指針にもあるとおりである。そこで、どういった場合に本件事故と相当因果関係のある損害といえるか検討を要する。

いわゆる間接被害についての考え方や過去の裁判例については、Q67 に記載したとおりであり、本件事故の場合には、基本的に対象区域内にある供給元（第一次被害者）と、間接被害者とは別会社であることが大半であることが予想されることから、そのような別会社間について経済的一体性という観点を持ち出すことが、判断手法としては合理性を欠くといえることも同様である。

3 そうすると、間接被害が賠償されるか（本件事故と相当因果関係のある損害であるか否か）については、個々の損害について実質的に判断されるべきである。すなわち、中間指針にもあるように、原材料の代替性の有無（損害発生の回避可能性の有無）を中心としつつ、損害発生の回避可能性がある場合でも、回避手段を講じたか否か、といった観点から判断することが考えられよう。

まず、代替性が認められない場合については、中間指針に記載されているとおりであるので、原則としてそれに従うことになる。

第一次被害者との取引に代替性が認められる（損害回避可能性がある）場合については、代替品によって損害の発生を回避する努力を行ったか否かをも判断し、損害発生を回避する努力を行ってもなお、損害の発生を回避することができなかった場合（製品が製造できずに至らなかった場合など）には、発生した損害（減収分及び追加的費用）については、本件事故と相当因果関係のある損害として賠償されると考える。

また、損害の発生を回避する努力を行い、事業の停止は避けられたものの、事業の停止回避のために追加的費用が発生し、又は、従前と比べ減収が生じた場合には、そのような追加的費用又は減収分のうち合理的な範囲（減収が調達先の変更に起因するものであった場合など）については、本件事故と相当因果関係のある損害として賠償されると考えられよう。

Q69 避難区域周辺で事業を営んでいたところ、原発問題の発生に伴い避難区域からの避難を余儀なくされ、従業員が辞めてしまった。これにより生じた売上の減少分や、新しい従業員を雇うための費用、従業員を育成するための費用は賠償されるか。

事業の一部でも対象区域で行っていただければ、新しい従業員を雇うために追加で要した費用や、一定の経験や資格を必要とする業務に従事する従業員の育成に要する費用は必要かつ合理的な範囲で賠償される。そうでない場合であっても、本件事故の特質に鑑み、事業規模・内容、辞めた従業員の性質、従業員の辞めた状況等により、上記と同様の損害を賠償される場合もあると考えられる。

解 説

1 本問のように、事業所が対象区域外にあり、対象区域外で事業を営んでいたような場合であっても、従業員の居住地が対象区域内であり、従業員が避難に伴って、辞めてしまうことが考えられる。

避難区域内など対象区域内において一部でも事業を行っていた場合については、中間指針により、従業員に係る追加的な経費のうち必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるから、従業員が一部辞めてしまったことにより生じた減収分や、新たに雇用するために要した経費、辞めた従業員がある資格や技能を有していたような場合に、別の従業員を同じように育成するための費用が基本的には賠償される。

2 これに対し、対象区域内で事業を全く行っていなかった場合については、中間指針には言及がない。本件事故により事業者が直接に被害を受けたのではなく、対象区域内の従業員が避難を余儀なくさせられたことにより、第三者である事業者が従業員を失い、様々な追加費用を支出するという損害を被ったという類型であるから、Q67、Q68と同様に、いわゆる「間接被害」に当たるものと思われる。

しかしながら、こうしたケースについては、中間指針では、賠償が認められる類型として例示していない。

3 過去の裁判例をみると、加害者の予見可能性や第一次被害者と間接被害者の経済的一体性などによって、相当因果関係を判断している傾向があり、第一次被害者との経済的一体性が認められ、第一次被害者に代替性が認められないような場合に相当因果関係を認められたケースもみられるが、会社代表者ではなく従業員等が死傷したケースでは、従業員と会社との間に経済的一体関係が認められないことを理由に企業の固有の損害賠償請求を否定

したものが多。

例えば、東京高判昭 54・4・17 判時 929・77 は、ベテラン従業員が交通事故により負傷した場合において、雇用主たる企業が加害者に対して、ベテラン従業員の休業中の売上減少について損害賠償を求めた事案において、「事業の経営者は、通常、事業に従事する者が不時の災害を受けても営業に支障を生じないようあらかじめ担当者の配置換、あるいは後任者の養成など種々対応策を講じておくべきであり、その事業または従業員の職種が特殊の高度の専門的知識や長年の経験を要する場合において、経営者がその従業員により継続的な営業を維持しようとするときは、なおさら右の要請は強いといえる」、「『企業の従業員としての代替性がないこと』をもって相当因果関係存在の1つの判断基準とするのは相当でない」などとして、ベテラン従業員と企業との経済的一体性が認められないことも確認した上で、請求を棄却している。

また、東京地判平 20・2・28 判時 2014・88 は、被害者が取締役を務めている企業が、取締役が交通事故のために稼働できなかったことにより、アルバイトの臨時雇用費等の損害が発生したとして損害賠償を求めた事案で、「個人の人身事故により企業固有の損害が生じたとして、企業が加害者に対しその損害の賠償を請求するためには、企業の損害が個人の損害と等価値であると認められる程度に企業と個人の間で経済的一体性が認められることが必要である」とし、結果として、取締役と企業との経済的一体性を否定して請求を棄却している。

4 こうした裁判例は参考にはなるが、いずれも交通事故の事案であり、問題となった従業員も1名である。これに対し、本件事故の特質に鑑みると、従業員が一度に大量に辞めることは十分に考えられ、そのような事態は雇用者として予想し得ない事態であるから、一般的な従業員が辞めた場合であっても、その辞めた人数などにより、そのために生じた減収分や、追加で要した費用が賠償される可能性もあると考えられる。更に、事業者の多くは数名規模の小規模事業者も多く、そこでの従業員の退職は事業に重大な影響を及ぼす可能性が高いことも考慮されるべきである。

また、辞めざるを得なくなった従業員が当該事業において必要不可欠な特殊な技能や資格の持ち主であるなど、容易に代わりの従業員を補充できないようなケースでは、それにより生じた減収分や、代わりの従業員を雇うために要した費用、育成の費用は、一定の範囲で本件事故と相当因果関係のある損害として賠償されると考えてよいと思われる。事業の一部でも対象区域で行っていたか否かによって賠償されるかどうかの結論が異なるのは公平の観点からも妥当ではなく、上記のように考えたとしても、中間指針が、間接被害について代替性の不存在を要件として損害と認めていることとも整合し得るといえよう。

Q70 外国人を雇用して事業を営んでいたが、本件事故を契機に、放射性物質による汚染を心配して、全員帰国してしまった。そのために生じた減収分は賠償されるか。また、外国人技能実習生（旧外国人研修生）を招致していた場合はどうか。

基本的には、賠償されると考えられる。ただし、当該外国人が、長期に日本に滞在しているなど、外国人特有の事情がないような場合には、賠償が認められない可能性もある。

解 説

1 本件事故を契機として、放射性物質による汚染を危惧して外国人が一時的に日本から出国する現象がみられた。外国人労働者を積極的に多く雇用していた企業では、一度に数多くの外国人労働者が帰国したことにより、一時的に工場の稼働を停止せざる得なくなったり、不足した人員の補充のため追加の費用（従業員の募集広告費など）の支出を余儀なくされたりしているなどしている。

こうした外国人の介在する経済被害は、外国政府による措置（例えば、アメリカでは、平成 23 年 3 月 16 日に、福島原発から半径 50 マイル（約 80 キロ圏内）のアメリカ国民に対して避難を勧告しており、台湾でも、東北地区を初めとする一定の地域に避難勧告を出している）が寄与する面も大きく、一般的には外国人が日本を忌避する類型であって風評被害の 1 つであり、また、広い意味で間接被害であるともいえよう。

2 中間指針では、損害と認められる一部の風評被害の類型を例示しているが、本問のケースについての言及はない。そこで、中間指針で示されている、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合か否かという一般的な基準により判断することになる。ここでは、「平均的・一般的な人を基準として」とされているが、外国人の場合に、日本人と同様に考えてよいかという点が 1 つ問題となる。確かに、外国人とはいっても日本での在住期間は様々であり、出身国における本件事故の受け止め方も異なるものであるし、それぞれ日本人とは異なる情報源を有している。他方で、現実問題として、日本人に比べ日本国内での移転・移住が困難であり、避難する場合には事実上、帰国という選択肢しか用意されていないということも考えられる。

そうすると、外国人が帰国したことが、平均的・一般的な人を基準として合理的かどうかは、当該外国人の出身国の対応、事業を営んでいた地域などから個々の事案ごとに総合的に判断せざるを得ないと考えられる。

外国人の場合、一般的には、出身国政府の出す避難勧告等が放射能汚染の不安感に与える影響が大きく、また、日本人に比べ正確な情報を適時に得ることや、また、日本国内で避難し従来の生活を続けることに困難を要すると考えられるから、帰国する以外に放射性物質による汚染の危険から回避する手段がないと考えられる。したがって、帰国したことは、平均的・一般的な人を基準として合理性を有している行動といえるから、本件事故と相当因果関係のある損害として賠償されると考えられる。ただし、長期に日本に在住している場合など、上述の外国人特有の事情が認められないような場合には、損害を賠償されない可能性も考えられよう。

3 なお、外国人技能実習生を招致していた場合であっても、基本的には、外国人労働者と変わらずに判断すべきと考える。

Q71 地元の優良企業に対して貸付けを行っていたが、本件事故の影響で、急速に業績が悪化し、倒産してしまった。返済を受けられなかった貸付金については、期限までの利息を含めて損害として賠償してもらえるか。

貸付金相当額及び利息は、本件事故と相当因果関係を有する損害として賠償されると考えられる。なお、担保不動産の価値の減少については、担保不動産の所有者（債務者）を代位する限りで、東京電力に損害賠償請求をすることが考えられる。

解 説

1 貸付金相当額及び利息

金融機関においては、避難を余儀なくされた住民・企業等が、失業や廃業・倒産・大幅な営業縮小等したことにより、貸付債権の貸倒れ、利息収入の逸失といった被害が発生している。こうした金融機関の被害は、そもそも直接損害か間接損害かが問題となる。

中間指針では、いわゆる間接被害について本件事故と相当因果関係の認められる損害について一定の類型について例示するとともに、かかる類型以外にも、本件事故によって生じた被害を個別に検証し、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故との相当因果関係が認められるとしている。本問のケースでは、金融機関による貸付けという取引において、直ちに代替性がないとは言い難いし、そもそも、代替性の有無により損害として賠償されるかという判断手法は適切ではないであろう。

ところで本件事故で貸倒れが発生している金融機関としては、信用金庫や信用組合など、地域に密着した金融機関が多いと考えられる。信用金庫や信用組合は、事業を行う地域的基礎である「地区」が定款の絶対的記載事項であり（信用金庫法 23 条 3 項 3 号，中小企業等協同組合法 33 条 1 項 3 号），その範囲は必然的に限定されるものである。また，原則として定款で定めた地区内に住所又は居所を有する者，地区内に事業所を有する者，地区内で勤労する者に会員資格が限定されている（信用金庫法 10 条 1 項 1 号～ 3 号，信用組合については中小企業等協同組合法 8 条参照）。実際，こうした信用金庫や信用組合は，地域社会との結び付きが強固であり，地域経済を維持・発展させる役割を担ってきたのである。

以上の事情に加え，本件事故の被害が広範性を有しており，地域社会全体を崩壊させたという点も考慮すると，本件事故により金融機関に生じた損害は，直接的な損害と見做るものである。そうすると，貸付金の相当額及び，今後得られたであろう利息収益は，本件事故と相当因果関係のある損害として賠償されると考えられる。なお，本件事故がなくとも発生したであろう貸倒れが認められる場合，その分は控除されることになろう。

2 担保不動産価値の減少について

金融機関が不動産に抵当権を設定していたが，本件事故により，担保不動産の価格が低

下したことによる評価損が認められる場合、抵当権者である金融機関自らが、東京電力に対し、抵当権侵害による損害賠償請求ができないか、問題になる。

第三者が抵当不動産を不法占有した場合の抵当権者による妨害排除請求に関しては、最大判平 11・11・24 民集 53・8・1899 は、抵当権者に、民法 423 条の法意に従い、所有者の不法占有者に対する妨害排除請求権を代位行使すること認めた上、更に、抵当不動産の交換価値の実現が妨げられ抵当権者の優先請求権の行使が困難となるような状態があるときは、抵当権に基づく妨害排除請求として、抵当権者が排除を求めることも許されるとした。損害賠償請求については、抵当権登記が不法に抹消されたような場合は、抵当権実行前でも損害賠償請求を認めているのみで（大判昭 7・5・27 民集 11・1289）、第三者による担保物の滅失毀損を理由とする損害賠償請求を認めた判例は見当たらない（抵当権に基づく妨害排除請求を認めた最判平 17・3・10 民集 59・2・356 も、抵当権者が抵当権に基づく妨害排除請求により取得する占有は、抵当不動産の所有者に代わり抵当不動産を維持管理することを目的とするものであって、抵当不動産の使用及びその使用による利益の取得を目的とするものではないとして、損害賠償請求は否定した）。これは、所有者の損害賠償請求権を物上代位等すればよく、抵当権者に損害賠償請求権を認める必要がないからであると思われる。

したがって、抵当権を侵害されたという独自の損害として賠償が認められるのは難しいと思われるが、担保不動産の価値低下に伴う評価損が認められる場合には、抵当権者である金融機関が、担保不動産の所有者（債務者）を代位する限りで、東京電力に損害賠償請求をすることが考えられる。

2 農 業

Q72 政府の出荷制限が出たために農畜産物の出荷ができなくなった。どのような損害賠償請求が可能か。また、県の出荷自粛要請に基づく場合、あるいは生産者の自主的判断に基づいた場合はどうか。

政府の出荷制限指示や県の出荷自粛要請の場合は、営業損害や就労不能等に伴う損害、検査費用を請求することができる。

生産者の自主的判断に基づいた場合でも、必要かつ合理的な範囲の営業損害について請求ができると解される。

解 説

1 農畜産物の出荷制限・出荷自粛要請について

(1) 出荷制限・出荷自粛要請とは

農畜産物の出荷制限とは、原子力災害対策特別措置法 20 条 3 項に基づいて、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が、関係自治体の長及び関係事業者等に対し、一部地域、品目の農畜産物の出荷を差し控えるよう指示するものである。

原子力災害対策特別措置法 20 条 3 項に基づく指示は、指定行政機関の長に対する極めて

強い調整権限であると解されている（原子力防災法令研究会編著『原子力災害特別措置法解説』124頁（大成出版社，2000年））から，出荷制限は出荷自粛要請より強い措置といえる。しかし，法律の建前上，内閣総理大臣の指示に強制力はないと解される。

一方，出荷自粛要請とは，地方公共団体が，関係自治体及び関係事業者等に対し，一定の農畜産物の出荷の自粛を要請するものである。

出荷自粛要請は，法律上の根拠はなく，地方自治体があくまで関係団体に対して，出荷しないようお願いするというものにすぎない。

（２） 暫定規制値を超える放射性物質が検出された農畜産物について

出荷制限及び出荷自粛要請はどちらも，食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が農畜産物から検出された場合に，出されている。

原子力安全委員会から示された「飲食物摂取制限に関する指標」値を暫定規制値とすることを厚生労働省が各地方公共団体等に対して通知している（「放射能汚染された食品の取り扱いについて」（平成23年3月17日食安発0317第3号））。

暫定規制値を超えた農畜産物については，食品衛生法6条2号の「有毒な，若しくは有害な物質が含まれ，若しくは付着し，又はこれらの疑いがあるもの」に該当し，販売又は販売目的での採取・調理等が禁止される（違反者は，3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処される（食品衛生法71条1項1号））。

したがって，暫定規制値を超えた農畜産物は，結果的に，出荷停止となる（暫定規制値についてはQ17を参照）。

2 損害賠償請求について

（１） 政府による出荷制限及び県による出荷自粛の要請を受けた場合

中間指針では，政府が本件事故に関し行う指示等（以下「本件指示等」という）に伴う損害について賠償の対象としている（中間指針・第5〔対象〕）。

本件指示等には，地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うものも含まれる（中間指針・第5〔対象〕）。

したがって，政府が原子力災害対策特別措置法に基づいて各地方公共団体の長に対して行う出荷制限指示だけでなく，暫定規制値を超える放射性物質の検出があったことを理由として，県が当該品目の生産者に対して出荷の自粛を要請するような場合であっても中間指針に基づく損害賠償の対象となる。

損害項目としては，営業損害，就労不能等に伴う損害，及び検査費用の3つが挙げられている（中間指針・第5〔損害項目〕）。

営業損害

中間指針では，本件指示等に伴い，当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされる等，その事業に支障が生じたため，現実に減収があった場合には，その減収分を賠償すべき損害としている（中間指針・第5〔損害項目〕1（指針））。

本件では、出荷制限の指示又は県の出荷自粛の要請に基づいて対象品目の出荷の断念を余儀なくされ、これによって減収が生じた場合、減収分が損害と認められる。

また、上述のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品の回収費用、廃棄費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（汚染された生産資材の更新費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害とされている（中間指針・第5〔損害項目〕1（指針））。

したがって、農畜産物の廃棄費用や出荷制限品目の回収及び保管に係る費用といった出荷の断念により生じた追加的費用も合理的な範囲で損害と認められる。

就労不能等に伴う損害

中間指針では、本件指示等に伴い、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害としている（中間指針・第5〔損害項目〕2（指針））。

本件では政府等の出荷制限指示等により、対象品目を生産する生産者の経営状態が悪化したため、勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合に、勤労者は、自己の給与等の減収を損害として請求することができる。

検査費用

中間指針では、本件指示等に基づき行われた検査に関して負担を余儀なくされた検査費用を損害としている（中間指針・第5〔損害項目〕3（指針））。

（2）生産者の自主的判断に基づいて出荷を自粛した場合

暫定規制値を超える値が検出された場合

農畜産物から暫定規制値を超える値が検出された場合、現状では、政府等による出荷制限指示等が出されている。ただし、暫定規制値を超える値が検出されてから、政府等による出荷制限指示等が出されるまで、多少の時間差が生じる。

そこで、農畜産物から暫定規制値を超える値が検出された後、生産者が自主的判断で直ちに出荷を自粛した場合に被った損害についても損害賠償として請求できるかが問題となる。

中間指針では、本件指示等がなされる前に自主的に制限を行っていたものについては、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、当該制限に伴う減収分等を賠償すべき損害としている（中間指針・第5〔損害項目〕1（備考）2）。

したがって、政府等の出荷制限指示等に先だって、生産者の自主的判断に基づいて出荷を自粛した場合、生産者の自主的な出荷制限に伴う減収分等についても請求できると解される。

暫定規制値以下の値が検出された場合

農畜産物から暫定規制値以下の値が検出された場合、当該農畜産物を出荷及び販売する

ことに法律上の規制はなく、生産者が、自由に農畜産物の出荷及び販売をすることができる。

そのため、安全性の確認できないものを食べさせたくないというような生産者の自主的判断による農畜産物の出荷停止の場合、それに伴って生じた損害について、中間指針では言及されていない。

ただし、生産者が買い控え等による被害（風評被害）を懸念し、自ら出荷を断念した場合に生じた営業損害（減収分及び追加的費用）については、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、本件事故と相当因果関係のある損害として、別途、損害賠償の対象となっている（中間指針・第7・2（指針））。

農畜産物は、消費者が摂取により体内に取り入れる性質のものであるため、特に高い安全性が求められる。また、暫定規制値の数値については、数値の妥当性を巡って議論のあるところである。このような状況にあって、安全性の確認できないものを消費者に食べさせたくないという生産者の懸念も合理的なものであるといえる。

したがって、生産者が風評被害を懸念したか否かで損害賠償ができるかどうか分けるべきではない。生産者が自主的判断に基づいて出荷を自粛した場合であっても、時期と場所からみて、必要かつ合理的な場合（例えば、水素爆発直後1か月間の200キロメートル圏内の場合、同一圏内で暫定規制値を超える値が検出された場合など）の営業損害（減収分及び追加的費用）については賠償が認められるべきである。

（3） ブランド食材であるか否かによる損害額の相違

中間指針内で、ブランド食材について考慮したような記載は見当たらない。ただし、損害額の算定に当たってブランド食材であるか否かによって損害額に相違が出ると解される。

すなわち、中間指針によれば、営業損害の減収分の算定方法は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益（売上高のほか、事業の実施に伴って得られたであろう交付金等も含む）と実際に得られた収益の差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用（売上原価のほか販売費及び一般管理費も含む）と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（逸失利益）としている（中間指針・第5〔損害項目〕1（備考）3）。

このように、個々の生産者ごとに、実際の売上高の減少額や実損額を考慮して、減収分の算定をすることになる。

ブランド食材は、従来、一般品より高額で取引されていたと考えられ、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益の差額は一般品よりも大きくなると推測される。

したがって、具体的な損害額の算定の際に、ブランド食材か否かで差が出ると解される。

Q73 政府の作付制限が出たために農産物の作付けができなかった。どのような損害賠償請求が可能か。また、県による作付けの自粛要請に基づく場合、あるいは生産者の自主的判

断に基づいた場合はどうか。

政府の作付制限指示や県の作付けの自粛要請の場合は、営業損害や就労不能等に伴う損害、検査費用を請求することができる。

生産者の自主的判断に基づいた場合でも、必要かつ合理的な範囲の営業損害について請求ができると解される。

解 説

1 作付制限指示及び作付けの自粛要請について

政府による作付制限は、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が、原子力災害対策特別措置法 20 条 3 項に基づき指示するものである。

原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）は、平成 23 年 4 月 22 日、福島県知事に対して、生産した米（玄米）が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性の高い地域（「避難指示区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」）について、平成 23 年産の稲の作付けを控えるよう指示した。この指示は、原子力災害対策特別措置法 20 条 3 項に基づく指示であるから、指定行政機関の長に対する極めて強い調整権限といえる（原子力防災法令研究会編『原子力災害特別措置法解説』124 頁（大成出版社、2000 年））。ただし、法律の建前上、内閣総理大臣の指示に強制力はないと解されるため、作付制限を強制するような手段はない。なお、この指示によって稲以外の作物についての作付けが制限されるものではない。

一方、県による作付けの自粛要請は、県が、生産者に対して、作付けの自粛を関係団体に対して「お願い」ベースで求めるものである。作付けの自粛要請には、法律上の根拠はなく、当然作付けの自粛を強制することはできない。

2 損害賠償請求について

（１） 政府による作付制限及び県による作付け自粛の要請を受けた場合

Q72 の（２）記載のとおり、中間指針で損害賠償の対象としている本件指示等には、地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うものも含まれる（中間指針・第 5〔対象〕）。

したがって、政府が原子力災害特別措置法に基づいて各地方公共団体の長に対して行う作付制限指示や、県による作付けの自粛要請も中間指針に基づく損害賠償の対象となる。

損害項目としては、営業損害、就労不能等に基づく損害、及び検査費用（物）の 3 つが挙げられている。各損害の一般的な内容については、Q72 の（１）で述べたとおりである（中間指針・第 5〔損害項目〕）。

営業損害については出荷制限と異なる特有の問題があるので詳述する。

まず、出荷制限と同様、作付制限により対象品目の作付けの全部又は一部の断念を余儀なくされ、これによって減収が生じた場合、当該減収分が損害となる。

次に、出荷制限と同様、作付けの断念により生じた追加的費用も、必要かつ合理的な範囲

で損害として認められる。農地は、作付制限等の指示によって通常の作業ができない場合であっても、防災や荒廃防止の目的で管理作業を実施する必要があるため、こういった管理作業に伴う実費についても追加的費用として損害の対象となると解される（専門委員調査報告書（第1分冊）74頁）。

更に、作付制限に固有の問題として、農地の土壌劣化の問題がある。すなわち、作付制限に伴い、最低1年間は耕作放棄状態となるので、営農を再開して例年と同様の収量を確保するには、除草や土作り等の農地の保全管理・再整備の作業や、農業機械等の補修・再整備の作業が必要となる。したがって、作付制限が解除されても、直ちに以前と同じように農業を営むことができないのである（専門委員調査報告書（第1分冊）76頁）。

この問題に関して、中間指針では、本件指示等の解除後も、対象事業者が当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、合理的な範囲内の減収分を賠償すべき損害とした。加えて、事業の再開のために生じた追加的費用（農地や機械の再整備費、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲内で賠償すべき損害として認めている（中間指針・第5〔損害項目〕1（指針））。

よって、作付制限解除後、本件事故前と同等の収量を確保できなかった場合は、収量不足による減収分も損害として認められる。また、農地や機械の再整備費や除染費用等営農の再開にかかる費用も損害として認められる。

（2）生産者の自主的判断に基づいて作付けを自粛した場合

作付制限指示はないものの、政府等の出荷制限指示等の対象品目について作付けを自粛した場合

中間指針では、農畜産物の出荷制限指示等は、その作付け自体を制限するものではないが、作付けから出荷までに要する期間、作付けの時点で制限解除の見通しが立たない状況に鑑み、その作付けの全部又は一部を断念することもやむを得ないと考えられる場合には、作付けを断念することによって生じた減収分等も、当該指示に伴う損害として賠償すべきとしている（中間指針・第5〔損害項目〕1（備考）1）。

対象区域内に農地がある場合

対象区域内に農地がある場合であっても、政府等による作付制限指示等が出ていない農畜産物について、生産者は、自由に作付けすることができる。

しかし、計画的避難区域では、域外への避難を余儀なくされることから、実態として作物の作付けは困難になる。また、緊急時避難準備区域でも、自主的避難や区域に立ち入る際は常に緊急時に屋内退避等ができるようにすることが求められていることから、作物を作付ける場合や農地の管理作業を行う場合にも、一定の制約を受けると考えられる。

このように、対象区域内では、政府等の出荷制限指示等とは別の要因で農地への作付けが制約されているといえる。

中間指針によれば、避難指示等に伴い、事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められている（中間指針・第3〔損害項目〕

7（指針））。また、事業に支障が生じたため又は事業への支障を避けるために生じた追加的費用も必要かつ合理的な範囲で賠償の対象となるとされている（中間指針・第3〔損害項目〕7（指針））。

本件では、上述のとおり、対象区域の設定によって農産物の作付けに支障が生じているといえるのであるから、現実の減収分や、農業機械の保管管理の代行費用といった追加的費用については損害として認められる。

更に、本件では、(1)と同様、農地の土壌劣化の問題が生じると考えられる。

中間指針では、避難指示等の解除後も、対象事業者には、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、合理的な範囲内の減収分を賠償すべき損害とした。加えて、事業の再開のために生じた追加的費用も必要かつ合理的な範囲内で賠償すべき損害として認めている（中間指針・第3〔損害項目〕7（指針））。

したがって、避難指示解除後の減収分や営農再開時にかかる費用（農地の土作りや農業機械の整備費用等）も損害として認められる。

上記以外の事情による場合

作付制限等や政府等の出荷制限指示等の出ている区域外で、かつ、対象区域に該当しない場合、農産物の作付けは自由に行うことができる。

しかし、Q72・2（2）で述べたのと同様、安全性の確認できないものを食べさせたくないという配慮、又は買い控え等による被害（風評被害）を懸念に基づき、生産者が自主的に作付けを自粛するという事柄も十分に考えられる。

この場合は、Q72の2（2）イで述べたとおり、生産者が自主的判断に基づいて作付けを自粛したときであっても、必要かつ合理的な範囲の営業損害（減収分及び追加的費用）については賠償が認められるべきである。

Q74 原発事故により農地が放射能汚染された。東京電力に対して、どのような請求が可能か。

農地土壌の除染に要する費用、除去した土壌の処分等の金銭賠償が認められる。より直截に、原状回復請求も認められるべきであると考えられる。また、汚染農地を、東京電力に買い取ってもらい、適切な金銭賠償を受けることも考えられる。

解 説

1 農地が汚染されたことについての請求について

農地が汚染された場合、長年にわたり農業を営んできた者としては、第1に、原状回復、それが困難ならば、買取り又は正当な評価での金銭賠償を求めるとされる。

では、原状回復請求は、現行法上可能だろうか。

原賠法は原子力損害についての賠償責任を定めているが、法的には不法行為責任の特則なので、原則として金銭賠償となり（民法722条1項の準用による民法417条）、原状回復

については明示の規定はない。しかし、本書の第1・1(5) でみたように、本件事故の特質を考慮すると、原状回復請求も認められるべきである。

それが困難な場合には、金銭賠償ということになる。買取りについては特段の立法措置がない限りできないが、交渉で解決することは可能である。

2 対象区域内に農地の場合の原状回復又はそれに代わる金銭賠償について

財物である農地が放射性物質により汚染された場合、財物の価値の喪失又は減少が認められるといえる。

中間指針では、当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質にばく露した場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められている(中間指針・第3〔損害項目〕10(指針))。

損害賠償は元の状態に戻すこと、すなわち原状回復まで必要であるという考え方に立つと、汚染農地の汚染を除去し元の状態の農地に戻すという原状回復を認めるか、また、そのための費用を金銭賠償する必要がある。

この点中間指針では、除染等の費用は、原則として当該財物の客観的価値の範囲内のものとしている(中間指針・第3〔損害項目〕10(備考)4))が、この考え方によると、農地は客観的価値が低く抑えられているため、除去費用はほとんど出ないことになってしまう。しかし、農地は農業にとって不可欠かつ代替不能な生産要素であることから、中間指針で、例外的に、合理的な範囲で当該財物の客観的価値を超える金額の賠償も認めることとなった(中間指針・第3〔損害項目〕10(備考)4))。

具体的には、農地土壌の除染に要する費用、除去した土壌の処分等の費用等も損害として認められるべきである(原子力損害賠償紛争審査会専門委員調査報告書(第1分冊)7頁)。

以上より、農地土壌の除染に要する費用、除去した土壌の処分等の金銭賠償が認められ、より直截に、原状回復請求も認められるべきであると考えられる。

3 対象区域外に農地の場合

対象区域外に農地がある場合、中間指針には、農地等の財物価値の喪失又は減少という損害について記載がされていない。

しかし、専門委員調査報告書(第1分冊)21頁では、対象区域外の農地が放射性物質にばく露した場合等には、価値の減少又は除染費用等の損害が生じる可能性があるが、現時点では放射能汚染の状況が不明であるため今後の検討が必要であるとしている。

対象区域内か対象区域外かを問わず、農地が農業にとって不可欠かつ代替不能な生産要素であることには変わりがない。

したがって、対象区域外の農地であっても、放射性物質による相当程度の汚染が判明した場合には、対象区域内の場合と同じように、農地土壌の除染に要する費用、除去した土壌の処分等の費用等も、必要かつ合理的な範囲の損害として認められるべきである。

4 汚染除去が困難な場合

以上のとおり、汚染除去を請求することができるが、他方、汚染農地を元に戻そうとした場合、実際上は、極めて多くの困難を伴う。すなわち、汚染農地の除染には、単に表土を剥ぐだけでなく新たに肥沃な土壌を入れ替える必要があるため作業自体に時間がかかる。また、農地の除染には山林地帯など付近の土壌と一体として除染しなければ表土や落ち葉等の流出などによって再び農地が汚染されると考えられるため、農地を元の状態に戻すには膨大な作業が必要となる。このほかにも、農地から出た放射性廃棄物の量が大量となるため、処分場の確保すらできない可能性が高い。

そうだとすると、汚染農地を除染し元に戻すより、他に転地し、汚染農地については、東京電力に買い取ってもらい、適切な金銭賠償を受けるという方法も十分に考えられる。

その場合、損害賠償項目としては、農地そのものの価値の喪失に対する賠償、転地のための費用、営業損害がある。

問題の第1は、農地そのものの価値の喪失について、どのように評価するかということである。中間指針では、この点、現実に価値を喪失し又は減少した部分が賠償すべき損害と認められるとしているが（中間指針・第3〔損害項目〕10（指針））、農業従事者としては、従前と同等の農地を取得できなければ救済として不十分であるので、従前と同等の農地を取得するための費用が賠償額として認められるべきである。

その場合、新たに取得した農地については、農耕に適した状況にするための経費は、転地のための費用の一部として認められるべきであり、また、本格的に農業が開始でき、本件事故以前のような状況に戻るまでの間の営業損害も損害として認められるべきである。

なお、東京電力が金銭賠償をすることと引換えに農地を買い取る場合、農地法上、農地の所有権を取得する者は農業生産法人又は農作業に常時従事する個人に限られている（農地法3条2項）点が問題となる。そこで、東京電力が農地を買い取ることができるよう、特段の法的措置が必要となる。

Q75 原発事故により農地が放射能汚染されたが、仮に原発事故がなかったとしても、津波による塩害で今年の作付けは不可能であった。賠償請求は可能か。

本件事故による放射能によって汚染がされ、作付けをしないことが必要かつ合理的と認められる場合には、損害賠償請求ができる。

解 説

1 中間指針では、原賠法により原子力事業者が負うべき責任の範囲は、あくまで原子炉の運転等により与えた「原子力損害」であるから（同法3条）、地震・津波による損害については賠償の対象とはならないと明記している（中間指針・第2・4）。

ただし、中間指針には、本件事故による損害か地震・津波による損害かの区別が判然としない場合に、厳密な区別の証明を被害者に強いるのは酷であることから、例えば、同じ

く東日本大震災の被害を受けながら，本件事故による影響が比較的少ない地域における損害の状況等と比較するなどして，合理的な範囲で，特定の損害が，「原子力損害」に該当するか否か及びその損害額を推認することが考えられるとしている（中間指針・第2・4）。

2 本件では，農地の作付けが不可能となった原因が，放射能汚染と津波による塩害が競合している。このような場合でも，本件事故による放射能によって汚染がされ，作付けをしないことが必要かつ合理的と認められる場合（作付け制限がされた場合，対象区域内の場合，出荷制限がされた場合及びQ72・2（2）の場合等）には，本件事故との間の因果関係が認められるので，本件事故による損害として賠償請求ができる。

Q76 出荷できなかった野菜を廃棄するための費用は賠償請求できるか。

賠償請求できる。

解 説

1 本件指示等により野菜を出荷できなかった場合

本件指示等（Q72・2（1）参照）により野菜を出荷できなかった場合，中間指針では，本件指示等の対象事業者において，本件指示等に伴い，当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされる等，事業に支障が生じたために負担した追加的費用も，必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められている（中間指針・第5〔損害項目〕1（指針））。

したがって，野菜の廃棄費用は，野菜を出荷できないという支障が生じたために負担した追加的費用として賠償すべき損害となる。

2 対象区域内にあるために野菜を出荷できなかった場合

対象区域内で農業を営んでいた場合，避難指示等に伴って，営業が不能になる又は取引が減少するといった事情により野菜を出荷できないという支障が生じると考えられる。

中間指針では，このような場合，対象区域内での事業に支障が生じたために負担した追加的費用も，必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められている（中間指針・第3〔損害項目〕7（指針））。

したがって，対象区域内にある野菜の廃棄費用は，追加的費用として賠償すべき損害となる。

3 上記以外の事情により野菜を出荷できなかった場合

上記の場合以外については，中間指針に基づく限り，廃棄のための費用は請求の対象外ということとなる。

しかし，出荷できなかった野菜の廃棄の原因が，放射性物質による汚染に基づくものであり，食品衛生法の暫定基準値を上回った場合やその他Q72・2（2）の場合等出荷しなかったことに合理的理由が認められる場合あれば，本件事故によると相当因果関係のある損害として賠償請求が認められるべきである。更に，風評被害による損害として賠償請求する余地もあろう（Q77参照）。

Q77 福島県産のホウレン草から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたために、福島県産の他の野菜（トマトなども）も売れなくなった。トマトからは暫定規制値を超える放射性物質は検出されていないが、損害賠償請求が可能か。

買い控え等により被った営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用について賠償を請求することができる。

解 説

1 風評被害について

中間指針では、「風評被害」を、「報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害」と定義している（中間指針・第7・1（指針） ）、（備考）1）において指摘されるとおり、いわゆる風評被害という表現は、放射性物質等による危険が全くないのに消費者や取引先が危険性を心配して商品やサービスの購入・取引を回避する不安心理に起因する損害という意味で使われることもあるが、少なくとも本件事故においては、必ずしも科学的に明確でない放射性物質による汚染の危険を回避するための市場の拒絶反応による損害と考えるべきである。この場合、風評被害は、ある種の実害という側面も持つものであり、合理性が認められる限り、広く損害賠償の対象として救済されるべきである。ここでは、中間指針に則り、「風評被害」という言葉を、実害が発生するリスクがある場合も含めた広い意味で用いるものとする。

本件では、トマトなど福島県産の他の野菜からは暫定規制値を超える放射性物質は検出されていないということなので、福島県産の他の野菜の出荷に制約はない。しかし、福島県産の他の野菜についても同地域であれば放射性物質による汚染の可能性は存在し、放射性物質による危険は必ずしも科学的に明確ではない。したがって、マスコミが発達した今日では、ひとたび、福島県産のホウレン草から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたと報道されると、日本全体あるいは世界にまでそのことが広く報道され、消費者はたちどころに福島県産の他の野菜についても買い控えをし、市場は取引を抑制ないし停止してしまう。

したがって、福島県産の他の野菜が売れなくなったという損害は風評被害に該当する。

2 風評被害についての一般的基準

（1） 風評被害についての賠償基準

中間指針では、風評被害についても、本件事故と相当因果関係のあるものであれば賠償の対象とする。

相当因果関係が認められるための一般的な基準としては、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合と

している（中間指針・第7・1（指針））。

具体的にどのような「風評被害」が本件事故と相当因果関係のある損害と認められるかは、業種毎の特徴等を踏まえ、営業や品目の内容、地域、損害項目等により類型化した上で、各業種ごとに示す一定の範囲の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められるものとし、
以外の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、上記の一般的な基準に照らして、本件事故との相当因果関係を判断するものとしている（中間指針・第7・1（指針））。

（2） 風評被害による損害項目

損害項目としては、消費者又は取引先が商品又はサービスの買い控え、取引停止等を行ったために生じた以下のとおりのものである（中間指針・第7・1（指針））。

営業損害

取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用（商品の返品費用、廃棄費用、除染費用等）。

減収分の算定方法は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益（売上高のほか、事業の実施に伴って得られたであろう交付金等も含む）と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用（売上原価のほか販売費及び一般管理費も含む）と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（逸失利益）が損害となる（中間指針・第7・1（備考）6）。

就労不能等に伴う損害

の営業損害等により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

減収分の算定方法は、原則として就労不能等となる以前の給与等から就労不能等となった後の給与等を控除した額であり、当該「給与等」には、各種手当、賞与等も含まれる（中間指針・第7・1一般的な基準（備考）6）（Q43参照）。

検査費用（物）

取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用が賠償すべき損害と認められる。

3 農林漁業・食品産業の風評被害について

（1） 中間指針では、農林漁業・食品産業の風評被害については、以下のとおり広く認めている。

まず、以下に掲げる損害については、上記2（1）の類型として、原則として賠償すべき損害と認められるとしている（中間指針・第7・2（指針））。

農林漁業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、次に掲げる産品に係るもの。

- a 農林産物（茶及び畜産物を除き，食用に限る）については，福島，茨城，栃木，群馬，千葉及び埼玉の各県において産出されたもの。
- b 茶については，aの各県並びに神奈川及び静岡の各県において産出されたもの。
- c 畜産物（食用に限る）については，福島，茨城及び栃木の各県において産出されたもの。
- d 水産物（食用及び餌料用に限る）については，福島，茨城，栃木，群馬及び千葉の各県において産出されたもの。
- e 花きについては，福島，茨城及び栃木の各県において産出されたもの。
- f その他の農林水産物については，福島県において産出されたもの。
- g aないしfの農林水産物を主な原材料とする加工品。

農業において，平成 23 年 7 月 8 日以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち，少なくとも，北海道，青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島，茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，新潟，岐阜，静岡，三重，島根の各道県において産出された牛肉，牛肉を主な原材料とする加工品及び食用に供される牛に係るもの。

農林水産物の加工業及び食品製造業において，本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち，次に掲げる産品及び食品（以下「産品等」という）に係るもの。

- a 加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの。
- b 主たる原材料が のaないしfの農林水産物又は の牛肉であるもの。
- c 摂取制限措置（乳幼児向けを含む）が現に講じられている水を原料として使用する食品。

農林水産物・食品の流通業（農林水産物の加工品の流通業を含む。以下同じ）において，本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち， ないし に掲げる産品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るもの。

（ 2 ） 農林漁業，農林水産物の加工業及び食品製造業並びに農林水産物・食品の流通業において，（ 1 ）に掲げる買い控え等による被害を懸念し，事前に自ら出荷，操業，作付け，加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害も，かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には，原則として賠償すべき損害と認められる（中間指針・第 7 ・ 2（指針） ）。

（ 3 ） 農林漁業，農林水産物の加工業及び食品製造業，農林水産物・食品の流通業並びにその他の食品産業において，本件事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた農林水産物（加工品を含む）又は食品（加工又は製造の過程で使用する水を含む）の検査に関する検査費用のうち，政府が本件事故に関し検査の指示等を行った都道府県において当該指示等の対象となった産品等と同種のものに係るものは，原則として賠償すべき損害と認められる（中間指針・第 7 ・ 2（指針） ）。

（ 4 ） （ 1 ）ないし（ 3 ）に掲げる損害に該当しない場合であっても，農林漁業，農林水産物の加工業及び食品製造業，農林水産物・食品の流通業並びにその他の食品産業にお

いて、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、個々の事例又は類型ごとに、取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産品等の特徴（生産・流通の実態を含む）、その産地等の特徴（例えばその所在地及び本件事故発生地からの距離）、放射性物質の検査計画及び検査結果、政府等による出荷制限指示（県による出荷自粛要請を含む。以下同じ）の内容、当該産品等の生産・製造に用いられる資材の汚染状況等を考慮して、消費者又は取引先が、当該産品等について、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、本件事故との相当因果関係が認められ、賠償の対象となる（中間指針・第7・2（指針））。

4 本件における損害

福島県産の他の野菜（トマトなど）は、3（1） aの農林産物に該当する。

したがって、福島県産の他の野菜が買い控え等によって本件事故以降に売れなくなった場合、取引数量の減少による減収分を営業損害として損害賠償請求することができる。

また、2（2）で述べたとおり、就労不能等に伴う損害や検査費用（物）についても損害賠償請求することができる。

5 過去の判例

中間指針の策定にあたっては、平成11年9月30日に茨城県那珂郡東海村の軽水炉用低濃縮ウランの再転換工場（原子力関連施設）で発生した臨界事故に関して原子力損害調査研究会が作成した中間的な確認事項及び最終報告書を参考にしている（中間指針・第2・3）。

上記中間的な確認事項及び最終報告書では、損害項目として風評被害を挙げなかった。参考までに、以下のとおり、臨界事故による風評被害の損害賠償に関する裁判例を掲載する。

なお、中間指針では、本件事故が、事故の内容、深刻さ、周辺に及ぼした被害の規模、範囲、期間等において臨界事故を遙かに上回るものであり、被害及び損害の類型も多岐にわたっていると明示している（中間指針・第2・3）。

したがって、本件事故による風評被害は、臨界事故による風評被害よりも広範囲に損害賠償が認められると解される。

（1） 水戸地判平15・6・24判時1830・103（水産物加工会社の賠償請求について）

茨城県内で水産物の加工販売を行っていた会社が、臨界事故により、製品の引取りを拒絶されて他に転売できなかつたために焼却処分して損害を被つたとして、原子力事業者に損害賠償請求した事案であるが、判決では水産物加工会社の主張する損害と事故との因果関係を認めることはできないとして請求を棄却した。

（2） 東京地判平16・9・27判時1876・34（土地の価格下落について）

茨城県那珂郡東海村において宅地の造成・販売を計画していた会社が、臨界事故により、当初販売を計画していた価格で宅地の販売をできなくなったとして、実際の売価との

差額を損害として賠償を請求した事案である。判決は、東海村の土地の価格が下落した理由は、近くに原子力関連施設が存在すること自体から生じる一般的な危険性が臨界事故によって再認識させられたことが主たる原因であると考えられるとし、臨界事故の影響により一旦下落した土地の価格は売出し予定時、実際の売出し時には臨界事故による下落分を認定することが困難なほど回復しており、臨界事故との相当因果関係は認められないとして請求を棄却した。

(3) 東京高判平 17・9・21 判時 1914・95 (上記(2)の控訴審)

基本的に第一審判決を引用し、土地の価格には臨界事故を原因とする一定割合の下落があったことを認定したものの、土地の売出し予定時及び実際の売出し時には土地の価格は臨界事故の影響からほぼ回復していること等の理由により土地の価格の下落損害は認めず、また、心理的要因や住民意識を介在因子として事故と土地価格の下落損害との相当因果関係が存する旨の主張に対しても、諸事情を総合して相当因果関係は認められないとした。

(4) 東京地判平 18・1・26 判時 1951・95 (パチンコ店の風評被害について)

原子力事業者が、パチンコ店経営者に対して、臨界事故に関する損害の補償金の仮払金について、その支払の際にした精算合意に基づき、確定した補償金額と仮払金額との精算として仮払金全額相当額の返還を求めた事案において、臨界事故によりパチンコ店の売上が減少したとの主張について、売上の減少と事故との間に相当因果関係を認めることはできないとして、仮払金の返還を命じた。

(5) 東京地判平 18・2・27 判タ 1207・116 (納豆製造販売業者の風評被害)

臨界事故が発生した茨城県の名産である納豆商品を製造販売している業者が、売上が減少した損害の賠償を請求した事案で、判決は、臨界事故と納豆売上減少により生じた営業損害との間に一定限度において相当因果関係を認めた。ただし、一般消費者が納豆商品を敬遠した心理的状态に基づく損害の発生の期間を臨海事故発生から2か月間に限定した。

(6) 東京地判平 18・4・19 判時 1960・64 (納豆製造販売業者の風評被害)

上記(5)とは別の茨城県の納豆製造販売業者が臨界事故による納豆売上の減少による損害賠償を請求した事案で、判決は、商品の廃棄等の損害、営業損害及び慰謝料の賠償請求を認めた。なお、風評被害による営業損害が認められる相当期間を臨界事故発生から5か月とした。

Q78 農林畜産物につき、出荷制限により一時期出荷ができなかったが、その後出荷制限が解除され、出荷を再開した。しかし、本件事故前に比べると価格は大幅に下がっている。損害賠償請求が可能か。

賠償請求は可能である。

解 説

1 中間指針では、農林漁業者が、本件指示等(Q72・2(1)参照)により、対象品目

の出荷の断念を余儀なくされ、本件指示等の解除後も、本件指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる（中間指針・第5〔損害項目〕1（指針））。

2 出荷制限は、Q72で検討したとおり、本件指示等による出荷の断念に該当する。出荷再開後の価格が、本件事故前の価格に比べると大幅に下がっている場合、農産物の売上高の減少につながり、野菜を出荷する生産者の減収をもたらす。

これは事業に支障が生じている場合に該当する（中間指針・第5〔損害項目〕1（指針））。

したがって、本件事故がなければ得られたであろう収益（売上高及び交付金）と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額を控除した額を減収分として損害賠償請求できると解される。

Q79 出荷制限は出ていないし、同じ地区の他の農林畜産物について出荷制限が出たこともないが、出荷制限を受けた地区に近いという理由で農林畜産物の売上が落ちた。損害賠償請求が可能か。

賠償請求が可能と思われるが、具体的状況にもよる。

解 説

1 本件の損害類型について

出荷制限を受けた地区に近いという理由で売上が落ちた場合、報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害といえるので、本件損害はいわゆる風評被害に該当すると解される。

農林漁業・食品産業の風評被害の一般的な指針については、Q77で検討したとおりである。

これによると、売上が落ちた地区が中間指針の風評被害の指針で挙げられる地域に該当するか否かで考え方が異なるので、場合分けして検討する。

2 風評被害の指針で挙げられている地域に該当する場合

売上が落ちた地区が、風評被害の指針で挙げられている一定の地域（福島、茨城など）に該当する場合、中間指針では、出荷制限指示が出た対象品目に限らず、同一の類型（農林産物、畜産物、水産物等）について、広く風評被害に基づく損害を認めている（中間指針・第7・2（指針））。詳しくはQ77の3（1）参照。

したがって、この場合には、売上の減少に伴う減収分は営業損害として、損害賠償請求の対象となる。

3 風評被害の指針で挙げられている地域に該当しない場合

（1）売上が落ちた地区が、風評被害の指針で挙げられている地域に該当しない場合、

Q77・3(4)に挙げた考慮すべき事項を検討の上、相当因果関係が認められるか検討することになる。

「出荷制限を受けた地区に近い」地区という産地等の特徴は、相当因果関係を認めるに当たって、プラスの考慮要素となる。その一方で、出荷制限指示等が出されたことがある区域の外延がどこまで含まれるかという問題については、中間指針でも明示されておらず、判断の難しい問題といえる。

この他の点についての本件における具体的な事情は不明であるが、買い控えの発生状況や当該産品の特徴、出荷制限指示の内容、農林畜産物の種類、損害の規模ないし大きさ等を勘案した上で、本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合に該当するのであれば、出荷制限指示等が出された区域外の農林畜産物であっても、損害賠償請求が認められてしかるべきである。

(2) この点に関する参考判例としていわゆる敦賀原発訴訟事件(名古屋高金沢支判平元・5・17判時1322・99)がある。同事件は、敦賀原発からコバルト60を含む放射性物質が、敦賀湾へ漏出する事故が発生したため、マスコミで連日のように報道された結果、魚介類の価格の暴落・取引量の低迷が続いたことから訴訟となった事件である。

この判決は、敦賀湾産の魚介類と金沢産の魚介類とで判断を異にし、敦賀湾産については、「本件事故の発生とその公表及び報道を契機として、敦賀産の魚介類の価格が暴落し、取引量の低迷する現象が生じたものであるところ、敦賀湾内の浦底湾に放射能漏れが生じた場合、漏出量が数値的には安全でその旨公的発表がなされても、消費者が危険性を懸念し、敦賀湾産の魚介類を敬遠したくなる心理は、一般に是認でき、したがって、それによる敦賀湾周辺の魚介類の売上減少による関係業者の損害は、一定限度で事故と相当因果関係ある損害というべきである」として、その損害を認めたのに対し、金沢産については「事故による影響かどうか必ずしも明らかではないものの、一部売上減少が生じたことが窺われるが、敦賀における消費者が、敦賀湾から遠く離れ、放射能汚染が全く考えられない金沢産の魚まで敬遠し、更にはもっと遠隔の物も食べたくないということになると、かかる心理状態は、一般には是認できるものではなく、事故を契機とする消費者の感情的な判断の結果であり、事故の直接の結果とは認め難い。金沢産の魚も感情的には不安であるとの理由で賠償を命ずるものとすれば、金沢における消費の低下も是認しなければならなくなり、損害範囲はいたずらに拡大することとなる」として因果関係を認めなかった。

これは、放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる消費者心理に理解を示す一方で、損害賠償の範囲を際限なく拡大させるのは相当でないとの考えから、合理的範囲内にとどめようとしたものであろう。

しかし、本件判決の認定については、「消費者の目からみて、敦賀市場を通して敦賀市あるいは福井市で出回っている魚介類が、実は金沢産のものであったことがそう容易に分か

るであろうか。また、消費者はそこまで注意して商品を買分けようか。また、消費者は商品の安全性に関する公的発表や業者の宣伝をそう簡単に信じるであろうか。そうするには、環境問題に関する行政や業者の態度には、これまでしばしば問題があったのではないかと疑問（淡路剛久・判批・私法判例リマークス1号 115頁）や、『『個別的な心理状態』とはいっても、売上高減少をもたらしたようなものだとすれば、集団的で統計的に有意なものである筈であり、因果関係の中断などで論じられるような第三者の介入と同列に扱われるべきものではない』との批判（窪田充見・判批・判評 387・39〔判時 1376・185〕）がある。

また、本件事故は、敦賀原発訴訟事件と比べて、事故の内容、周辺に及ぼした被害の規模等は極めて深刻なものといえる。この点を考慮すると、本件事故における風評被害の地域的な外延については、敦賀原発訴訟事件に比べて広く解すべきである。

Q80 避難地域内で有機農法による野菜栽培をしているが、過去5年間は土作りに努めてきた矢先に、本件事故による放射能汚染のために、作付け・出荷が不可能となった。損害額が過去の収入のみを基準として算定されるとすると不当と思うが、どうなるか。

損害額の算定に当たっては、過去の現実の収入のみを考慮するのではなく、客観的なデータや独自の売買契約の予定等をもとに算定することになる。

解 説

1 作付け・出荷が不可能となった原因

本件では、避難地域内で野菜栽培をしていたとのことなので、本件事故による放射能汚染のために作付け・出荷ができなくなった場合には、中間指針の政府による避難等の指示等に係る損害（中間指針・第3）に該当する。

損害項目としては、作付け・出荷が不可能になったことに伴う 営業損害と有機農法に適した農地の喪失に伴う 財物価値の喪失又は減少等が考えられる。

2 営業損害の算定方法

（1） 中間指針では、営業損害について、現実に生じた減収分を賠償すべき損害と認めている（中間指針・第3〔損害項目〕7（指針））。

営業損害の減収分の算定方法は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益（売上高のほか、事業の実施に伴って得られたであろう交付金等も含む）と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用（売上原価のほか販売費及び一般管理費も含む）と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（逸失利益）としている（中間指針・第3〔損害項目〕7（指針））。

「実際に得られた収益」については、現実に得られた売上高を基準とすると考えられる。

本件の場合も、有機農法による野菜栽培により得られた現実の売上を「実際に得られた

収益」とすることになるから、特段問題はない。仮に売上げがなければ0となる。

本問で問題となるのは、「本件事故がなければ得られたであろう利益」の具体的な算定方法である。この算定に当たって、過去の収入のみを基準とした場合、本問のようなケースではほとんど収益がなかったことになり、妥当ではない。

「本件事故がなければ得られたであろう利益」の具体的な算定方法については、中間指針には記載がないが、原子力損害賠償紛争審査会専門委員調査報告書(第1分冊)(以下「本件報告書」という)には詳細に記述されているので、以下で具体的に検討することとする。

(2) 本件報告書23頁、24頁によると、損害額の算定は、「取引予定価格」と「取引予定数量」とを乗じた「売上予定額」を基本としている。そして、避難等の指示がなければ負担したであろう「生産経費」(農薬・肥料、燃料費等)は、統計データ等をもとに取りまとめ、主体ごとに統一的に一定額を設定し、上記「売上予定額」から控除する。ただし、既に負担している資材費等の経費(種子、育苗資材等)のほか、作付けに関わらず負担が必要な経費については、上記「売上予定額」から控除しないとしている。

「取引予定価格」としては、過去の同時期における取引価格等(市場価格であれば、例えば「昨年の価格」、「過去3年間の平均価格」、「過去5年程度のうち、異常年として最も価格が高かった年と最も価格が低かった年を除いた年の平均価格」等。市場外出荷の場合は、過去の同時期の契約取引価格や直売所契約価格等)を基本として考えるとする。また、「取引予定価格」には、生産・販売事実に伴い国から支払われる交付金も含めて算定する。一方、「取引予定数量」は、作付予定面積に単位面積当たり収量(統計データ等をもとに取りまとめ主体ごとに統一的に設定)を乗じて得た数量が基本となる。

本件の場合、過去の同時期における野菜の市場価格を参考にして、「取引予定価格」を算定することになる。有機農法の野菜について、別途、市場価格が形成されている場合は、それを考慮すると考えられる。しかし、そうでない場合は、一般農法の野菜と同一の価格になると考えられる。また、市場外出荷の場合は、過去の取引価格を基本として算定する。過去一切野菜を出荷していなかった場合は、同種の別業者の実績等を参照することになると考えられる。

上記の算定の考え方によれば、ある程度統一的に数量を計算することになり、その結果、今まで販売が少なくとも、生産が確実視できれば、同種の実績を参照して「本件事故がなければ得られたであろう利益」を算定することは可能である。

この際、独自の品種改良、販路拡張の努力の結果、同種の実績を超える収益を得られることが確実視できる場合には、その賠償も可能である。

(3) 以上より、野菜栽培について過去の収入がなかったとしても、ある程度客観的なデータに基づいて損害を算定することは可能であろう。

3 財物価値の喪失又は減少等の算定方法

(1) 避難地域内にある農地が放射能汚染により作付け・出荷が不可能となる場合、中間指針によれば、当該農地の価値の全部又は一部が失われたと認められるので、現実に価

値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる（中間指針・第3〔損害項目〕10（指針））。

（2） まず、価値の喪失又は減少の算定方法について検討する。

中間指針では、損害の基準となる財物の価値の算定方法について、本件のような農地、特に有機農法を実践している農地の評価については特段の記述がない。

他の農地同様、Q74・4でみたように、従前と同等の農地を取得するための費用が賠償額として認められるべきであるが、この場合、有機農法を実践している農地としての価値については、販売実績があれば、その収益を考慮することもされるべきである。もっとも、本件のような販売実績が少ない事例の場合、収益は必ずしも十分に考慮されない可能性がある。そのような場合は「転地のための費用」として、有機農法を実践するために適した農地に改善するための費用についても損害と認めるべきではないかと考えられる。

（3） 次に除染等の費用の算定方法である。これについては、中間指針で、原則として当該財物の客観的価値の範囲内のものとするが、農地等代替性がない財物については、例外的に、合理的な範囲で当該財物の客観的価値を超える金額の賠償も認められるとしている（中間指針・第3〔損害項目〕10（備考）4）。

本件の場合、農地を除染して農地としての使用できるまでに実際に必要な実費を損害として請求できる。

もっとも、有機農法を実践している農地の場合、販路を考えると、より厳格な除染が必要になる可能性もあり（本件事故があるまでは、生活協同組合あいコープみやぎ、グリーンコープ共同体、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会、大地を守る会、特定非営利活動法人日本消費者連盟、パルシステム生活協同組合連合会は、セシウムで1キログラム当たり37ベクレルを警戒基準として設定し、それを超えた場合に流通可否を検討することとしていた）、表土を相当厚く除去する必要があるなど、除染のためにかかる費用自体が大きくなる。その上、表土部分が相当程度失われるため、再度有機農法が実施できるまで、最低5年程度土作りにかかり、そのための落ち葉なども汚染されていない所から集める必要もあるので、かかる費用は相当高額となる可能性がある。

Q81 野菜農家であるが、これまで、一部は自家消費していた。この自家消費分についても本件事故による被害として賠償請求することが可能か。

自家消費分についても損害賠償請求は可能である。

解 説

1 自家消費分の被害について

野菜の自家消費ができなくなる場合としては、以下の3つのケースが考えられる。

対象区域内に農地があるため、野菜の栽培ができなくなり野菜の自家消費ができなくなった場合。

作付制限指示又は作付自粛要請を受け、野菜の栽培ができなくなり、野菜の自家消費ができなくなった場合。

出荷制限や出荷自粛の要請を受けた場合。この場合、野菜農家自身が自家消費すること自体、法的には何らの制約もない。ただし、出荷制限や出荷自粛の要請を受けるということは、当該野菜から暫定規制値を超える放射性物質が検出されるということであるから、野菜農家が自主的に自家消費を控えることは十分あり得ることである。

2 自家消費分の損害賠償請求の可否

(1) 1 の場合

中間指針では、避難等対象者が自家用農作物の利用が不能又は著しく困難となったため食費が増加した場合は、生活費の増加費用として精神的損害の中に含めている(中間指針・第3〔損害項目〕2(備考)1)及び3)。もっとも、自家用農作物の利用が不能又は著しく困難となったため食費の増加分が高額となる場合は、別途の損害賠償請求を請求できる(中間指針・第3〔損害項目〕2(備考)3)。

(2) や の場合

中間指針では、自家消費ができなくなった場合について、記載がない。

作付けをしないことが必要かつ合理的と認められる場合(作付制限がされた場合、対象区域内の場合、出荷制限がされた場合及びQ72・2(2)の場合等)で必要かつ合理的と認められる場合には、自家用農作物の利用が不能又は著しく困難となったため食費が増加したことによる生活費の増加分を損害として賠償請求できる。

Q82 原発事故を受けて、安全管理のために、農畜産物について放射性物質検査を実施している。検査にかかる費用を請求することはできるか。

検査費用の請求はできると考えられる。

解 説

1 政府による避難等の指示があった区域内の検査費用

中間指針では、対象区域内にあった商品を含む財物について、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められた場合には、所有者等の負担した検査費用(検査のための運送費等の付随費用を含む。以下同じ)は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められている(中間指針・第3〔損害項目〕9(指針))。

農畜産物は、消費者が摂取して体内に取り込むものであるから、平均的・一般的な人の認識を基準としても、農畜産物の安全性に関して危惧感を抱き、この危惧感を払拭するために放射性物質検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められると解される。

したがって、当該財物の性質等から検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められるので、負担した検査費用を損害として請求することができる。

2 政府の出荷制限指示等に基づき行われた場合の検査費用

中間指針では、本件指示等に基づき行われた検査に関し、農林畜産業者が負担を余儀なくされた検査費用は賠償すべき損害と認められる(中間指針・第5〔損害項目〕3(指針))。

したがって、この場合には、負担した検査費用を損害として請求することができる。

3 取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされた場合の検査費用

Q77 で検討したような風評被害については、本件事故との相当因果関係が認められ、賠償の対象となる。

このような風評被害に該当する場合に、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査の費用については、請求することができる。

4 風評被害に該当しない場合の検査費用

風評被害に該当せず、かつ生産者が自主的判断に基づいて、放射性物質検査を実施する場合、中間指針には記載がない。

しかし、農畜産物は摂取により体内に取り入れられるもので高い安全性が求められるものであることに鑑みると、なんらかの汚点が考えられる場合には、安全管理のために放射性物質検査を実施するというのは、平均的・一般的な人を基準としても合理的かつ相当であると考えられる。

したがって、風評被害に該当せず、かつ生産者が自主的判断に基づいて、放射性物質検査を実施する場合であっても、なんらかの汚点が考えられる場合には、本件事故と相当因果関係のある損害として、検査費用の請求を認めるべきである。

Q83 避難区域内で家畜を飼っていたが、区域外に移動させ、区域外の農場で飼育することにした。この場合、どのような損害賠償を請求することができるか。

移動の際の費用、移動中に家畜が損耗した場合の費用を請求することができる。精神的損害も考えられる。

解 説

1 移動の際の費用について

中間指針によれば、対象区域内で政府による避難等の指示があったことにより、事業に支障が生じたために負担した追加的費用や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用(事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用も含む)も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害として認められている(中間指針・第3〔損害項目〕7(指針))。

具体的には、以下の費用が考えられる(<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/hiyou.html> 参照)。

a 避難等の指示により家畜を移動し、移動先で家畜の飼養管理を第三者に委託した場合の預託料等の掛かり増し経費

- b 計画的避難区域等からの家畜の移動・出荷を断念し、殺処分するための経費（薬剤費，獣医師技術料等）
- c 計画的避難区域等から家畜を移動させ移動先で飼養するに当たり，頭数規模等に合わせた適正な飼養管理を行うための農地・牧野や畜舎等の改修，借上げ費用等
- d 家畜の世話をするため，飼養者の避難場所から家畜の飼養場所（避難前の区域に家畜を残してきた場合や移動後の家畜の飼養場所が離れている場合等）に通う場合の交通費等の掛かり増し経費

2 移動中に家畜が損耗した場合

避難指示等により家畜を移動させる場合，運搬中に家畜が流産，骨折等の損耗をした場合，治療経費や損耗した価値損失分を請求することができるかが問題となる。

治療経費や損耗分の価値喪失は，事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（営業資産の移動・保管費用）として，必要かつ合理的な範囲で賠償の対象となる（中間指針・第3〔損害項目〕7（指針））。

具体的な損害額は，実際にかかった費用について損害を把握することになるが，積み込み作業や運搬に際して過失がなかったか等を勘案して，判断されると考えられる。

3 家畜が餓死してしまった場合

（1） 実際には，家畜を区域外に移動させることができずに家畜を残したまま避難せざるを得ず，その結果，家畜が餓死してしまったケースも多いと考えられる。また，原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）は，平成23年4月22日，福島県知事に対して，警戒区域内の家畜について，安楽死による処分をするよう指示している。

このような場合，中間指針では，避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い，対象区域内の財物の管理が不可能となったため，当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合に，現実に価値を喪失した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用）は，賠償すべき損害となる（中間指針・第3〔損害項目〕10（指針））。

したがって，当該餓死した家畜の評価額を算出した上で，その評価額が現実に価値を喪失した部分として，損害賠償請求の対象となる（なお，評価額については，JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会が，肉用牛，乳用牛，豚，牛，鶏の家畜ごとに家畜評価の算定方式を定めている。）。

（2） なお，中間指針では賠償の対象とされていないが，原子力損害賠償紛争審査会専門委員調査報告書（第1分冊）81～82頁では，所有する家畜を死亡させることとなった畜産農家等について，財産的損害とは別に，特別の愛着のある動物を喪失した場合に感じる精神的な苦痛ともいえるべき損害が生じていることが確認されており，賠償の対象とすべきか検討する必要があるとしている。

過去の裁判例では，愛着をもって飼育していた動物について慰謝料を認めたものもある（東京地判平16・5・10判時1889・65，千葉地判平17・2・28裁判所ウェブ）。

畜産農家にとって、家畜はかわいがり世話をして家族同然というべき特別の愛着を有しており、それを本件事故により突然手放さなければならなくなった精神的な苦痛を精神的損害として賠償の対象として認めるべきであろう。

Q84 家畜の放射能汚染を避けるため、事故発生後に刈り取った牧草の給餌や放牧をやめた。そのため、牧草の廃棄や代替飼料の購入等の経費がかさんでいる。この制限により発生した費用を賠償請求することはできるか。

牧草の廃棄や代替飼料購入等の経費を請求することができる。

解 説

1 政府等による放牧及び牧草等の給与制限指導等に基づく場合

政府等による放牧及び牧草等の給与制限指導等に基づいて、放牧や牧草の給餌の断念を余儀なくされた場合、中間指針では、本件指示等（Q72・2（1）参照）に伴う損害として賠償の対象になると解される（中間指針・第5〔対象〕（備考）1）。

この場合、本件指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が営業損害として賠償すべき損害と認められている（中間指針・第5〔損害項目〕1（指針））。また、上述のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる（中間指針・第5〔損害項目〕1（指針））。

したがって、放牧、牧草等の給与を断念したことによる減収分だけでなく、牧草の廃棄費用や代替飼料の購入費用等の経費についても、追加的費用として、損害賠償請求することができる。

2 対象区域内に家畜が存在する場合

中間指針によれば、対象区域内で政府による避難等の指示があったことにより、事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（営業資産の移動・保管費用等）も、必要かつ合理的な範囲で損害として認められている（中間指針・第3〔損害項目〕7（指針））。

したがって、牧草の廃棄や代替飼料の購入等の経費についても、追加的費用として、損害賠償請求することができる。

具体的には、以下のような費用が考えられる（<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/hiyou.html> 参照）。

a 対象区域において、放牧・屋外飼育や粗飼料の利用中止を余儀なくされ、代替飼料を購入した場合の費用

b 対象区域において、放牧・屋外飼育や粗飼料の利用中止を余儀なくされ、牧草を廃棄

するための費用

c 対象区域において、放牧・屋外飼育の自粛等により放牧ができないことによる掛かり増し経費（簡易畜舎の増設、遠方の放牧場への移送経費等）

3 自主的判断に基づく場合

安全管理上の理由から、家畜の放射能汚染を避けるため、生産者が自主的な判断に基づいて、事故発生後に刈り取った牧草の給餌や放牧をやめたような場合について、中間指針には記載されていない。

しかし、福島第一原発から 100 キロメートル近く離れた地域の稲わらにも放射性物質が付着していた現状に鑑みると、上記で述べた制限がないような場合であっても、事故発生後に刈り取った牧草の給餌や放牧をやめた場合、牧草の廃棄や代替飼料の購入等の経費については、社会通念上本件事故から損害が生じるのが合理的かつ相当であるといえる。

したがって、生産者の自主的判断による場合でも、牧草の廃棄や代替飼料購入等の経費について必要かつ合理的な範囲で請求することができるかと解すべきである。

Q85 公共牧場では、放牧の制限により、牛の受入れができなくなり、預託料収入が得られなくなった。この損害賠償を請求することはできるか。

預託料収入の請求をすることはできる。

解 説

政府等による放牧の制限指導等により、牛の受入れができなくなった場合、中間指針では、本件指示等（Q72・2（1）参照）に伴う損害として賠償の対象になると解される。

この場合、本件指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が営業損害として賠償すべき損害と認められている（中間指針・第5〔損害項目〕1（指針））。また、上述のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる（中間指針・第5〔損害項目〕1（指針））。

したがって、預託料の収入の減収分を、営業損害として請求することができる。

この場合、本件事故がなければ得られたであろう収益（売上高のほか、事業の実施に伴って得られたであろう交付金等も含む）と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用（売上原価のほか販売費及び一般管理費も含む）と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（逸失利益）を請求することとなる（中間指針・第5〔損害項目〕1（備考）3）。

Q86 エサの稲わらに含まれていたセシウムによって、飼育していた牛から暫定基準値を超える放射性物質が検出されたため、出荷制限指示を受けた。その結果生じた損害は、いかなる範囲で請求できるか。セシウムが検出された稲わらを食べた牛の肉を在庫として所持

している流通・加工業者はどうか。

出荷制限による増加費用や、減収を請求することができる。

解 説

1 中間指針の記載について

中間指針によれば、政府指示による出荷制限によって生じた営業損害について、現実
に生じた減収、追加的費用を請求できるとされている。なお、出荷制限による
営業損害の一般論については、Q72を参照されたい。

2 畜産（肉牛）農家の出荷制限に伴う営業損害

出荷できないことによる減収のみならず、出荷できないため、継続して飼育を続けるこ
とによって負担しなければならない追加費用も請求できる。このほか、考えられる追加費
用としては、出荷制限により、出荷時期を逸し、処分せざるを得なくなった場合の処分費
用、ふん尿等の処分費用（堆肥業者にふん尿等を引き取ってもらえず、自ら処分しなけれ
ばならなくなった場合）などが考えられるが、これらも損害として請求できるであろう。

なお、後に、出荷することが可能となり、売上が得られた場合には、その額は損害から
控除されることになる。

3 流通・加工業者の出荷制限に伴う営業損害

出荷できないことによる減収のみならず、放射能汚染が判明した場合の、汚染牛肉の処
分費用や、放射性物質は検出されていないが、出荷制限のために流通させることができな
い牛肉の在庫の保管にかかる経費、小売業者からの返品によって生じた損害も、請求でき
る。

4 その他

汚染牛については、業界団体を通じた買取り等の支援措置が取られている。一方で支援
措置を受けながら、他方で、原子力事業者に損害賠償を請求した場合、償還を求められる
ことがあるため、注意が必要である。

なお、出荷制限に基づかない損害については、風評被害の損害に関するQ96、Q97を参
照されたい。

3 林 業

Q87 樹木は今後何十年もの長い時間をかけて生育する。樹木が、その間に半減期の長い放
射性物質を土壌から根を通じて摂取して蓄積した結果、樹木内部から高い放射線量が検出
され、木材として出荷できなくなった場合、損害賠償を請求できるか。現時点で損害を確
定して賠償を請求することが可能か。

樹木が放射性物質に汚染され、出荷できなくなった場合、その損害を請求することはで
きるが、現時点で、将来の損害を確定して請求することは困難である。

解 説

1 中間指針における樹木（材木）の損害について

中間指針においては，樹木（材木）に関する具体的な記述がないことから，農林水産業に関する損害等をもとに，不法行為に基づく損害賠償としての一般論から考察する。

2 樹木（材木）に関する放射能汚染の考え方

樹木内部の放射能汚染について，土壌から根を通じて樹木が放射能物質を吸収・蓄積することが考えられるが，樹木は草花に比べて根が地中の深い位置にあり，放射性物質が，樹木の根の部分まで土壌を浸透する可能性が低いと考えられていることなどから，経根での放射能汚染は想定されていないようである。また，放射性物質による土壌の汚染と樹木内部への放射性物質の蓄積との関係については，十分な調査がされておらず，規制もされていないのが現状である。

このため，放射性物質による土壌の汚染と樹木内部の汚染については，因果関係が明確ではなく，現時点での土壌の汚染状況から具体的に将来の樹木内部の汚染を算定することができず，賠償を請求することは難しい。

もっとも，かつてない規模の放射性物質が飛散された今回の事故において，樹木内部への放射性物質で蓄積が生じる可能性を否定することはできず，現実には，樹木内部から放射性物質が検出され，政府の指示等により出荷ができなくなった場合には，その時点で，損害賠償を請求することになる（時効に関する問題については後述する）。

なお，樹木の表面に付着した放射性物質については，平成 23 年 7 月 19 日現在，人や車両のスクリーニングレベルとして 10 万シーピーエムが定められており（原子力安全委員会「除染のためのスクリーニングレベルの変更について」），これに基づいて，10 万シーピーエムを超える場合には，除染処置が必要となる，との扱いがされている。

3 放射能汚染と時効

原子力損害の時効期間については，原賠法上に規定がないことから，一般法である民法の規定によるところとなる。民法 724 条は，不法行為について，損害及び加害者を知ったときから 3 年の消滅時効及び不法行為時から 20 年の除斥期間を定めている。このため，樹木が，放射性物質を蓄積し，20 年以上経過した後に，放射能汚染が発生した場合については，同条により，権利を行使できないことが考えられる。

この点について，参考となるのが最判平成 16・4・27 民集 58・4・1032（筑豊じん肺訴訟）である。

長期にわたり，徐々に進行するじん肺について，同判決は，「身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や，一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように，当該不法行為により発生する損害の性質上，加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には，当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となる」とした。放射能汚染についても，長時間をかけて徐々に樹木に蓄積され，最終的に出荷できなくなったのであれば，出荷できないという損害が発生した時点から，除斥期間が進行するものと考えられよう。

なお、時効についてはQ27を参照されたい。

4 損害賠償の額について

根を通じて、樹木内部に放射性物質が蓄積した場合、除染は困難であり、材木を出荷することはできないであろう。材木を出荷できなかった場合の損害については、政府指示による営業損害の場合（Q72）と同様に考えることができ、これまでの取引をもとに、出荷した場合に得られる利益（材木の価格から必要経費を控除した額）が損害になるものと考えられる。

なお、森林に関する、材木の価格以外の損害については、Q88を参照されたい。

Q88 対象区域外にある森林について、放射線量が高く、森林内の立入りが困難である。樹木があるため、汚染土壌の処理も進まず、森林の荒廃が懸念される。現在出荷可能な樹木の価格の下落のみならず、今後想定される、森を生き返らせるための新たな森林整備費用も損害として賠償請求可能か。汚染土壌の処理が進まない場合、森林ごと土地の買取りを請求できるか。

森林整備費用の賠償請求は可能である。また、汚染土壌の処理が進まない場合、将来にわたる汚染森林の管理費用の請求に替えて、森林ごと土地の買取りを請求することも考えられうる。

解 説

1 森林に関する中間指針について

中間指針においては、対象地区以外の森林に関する具体的な記述がない。しかし、森林は、他の屋外と比較して放射線量が高くなる傾向にある。平成23年7月14日発表の福島県による民有林の空間放射線量の調査結果では、特定避難勧奨地点付近の森林以外は、いずれも3.8マイクロシーベルト（文部科学省「暫定的考え方」）を下回っているが、空間放射線量よりも表土の放射線量の方が一般的に高くなることに加えて、下刈りを行う場合など、表土に触れながら行う作業もあることも考えれば、対象地区以外でも森林内への立入りが実質的に困難であるような場合も想定でき、このような場合、対象地区に準じて、扱われるべきである。なお、対象地区外であるが、放射線量の高い地域での事業活動に関する損害については、Q66を参照されたい。

2 立入りができないことにより生じる損害

森林に立入りができず、樹木を伐採し、出荷することができないことが損害となることはもちろんである。

これ以外に、長期間立ち入ることができず、管理ができない状態が続くことによって、森林が衰退し、将来にわたって、影響を及ぼすことが考えられる。

特に植栽後10年以内の若い森林については、下刈り・枝打ちなどの管理を定期的に行わなければならないが、これを怠った場合、植物の生育が阻害され、品質の低下ばかりか、枯死

してしまうおそれもある。ある程度成長した森林であっても、間伐や病虫害対策が必要であり、これを怠った場合には、木材の品質低下や、間伐を怠ったことによる樹木の密集によって、下草が喪失し、風雨による土壌の浸食などの問題も生じる。

更には、長期間、人が立ち入らないことで定期的な整備ができず、風雨により作業道が荒廃したり、法面の崩落などの管理関連施設の損害も考えられる。

このほか、林業を再開するに当たり、間伐や、森林全体が出荷するに足りる樹木の育成がもはや困難である場合には、主伐を進め、新たに植栽しなおすなどの、追加的費用も考えられる。

3 損害の算定について

森林に立入りが可能になった後に、森林の状況を確認した上で、損害を算定することが原則となる。

樹木の損害については管理不足により枯死した本数や、確認時の森林の荒廃状況から想定される品質の低下に伴う価格の下落などを逸失利益として算定することになる。管理関連施設については、作業道や法面の修復に必要な工事費用が損害となる。追加的費用も、森林の再生に必要な作業を見積もった上で、その費用を請求することが考えられる。

しかしながら、放射線量が高く、長期間、森林に立ち入れない場合、いつまでも損害が確定されることなく、その結果、損害の賠償を請求できない事態となりかねない（森林は、面積が広い一方で、傾斜地であることが多く、また、樹木が障害物となって、除染のための作業を行うことが困難である。更に、除染作業により、森林内の生態系をも破壊するおそれもあることから、除染作業が進まないことが考えられる）。

このような場合においては、森林全体（樹木及び土）の価値がすべて消失したものととして、放射性物質による汚染前の森林の価値に、将来にわたって、森林が生み出す利益（例えば、林業収入から必要経費を控除したものを基準に算出することが考えられる）及び汚染された森林を管理するのに必要な費用（人の立入りを制限するための措置や、継続的な放射線量の検査費用）を加えて、損害額を推定することが考えられよう。

4 森林の買取請求について

3で述べたとおり、森林は除染が困難であり、放射性物質が自然に消滅（崩壊）するのを待たざるを得ないが、半減期の長い放射性物質もあることからすれば、相当長期間にわたり、放射線量が下がらないことが想定される。

このような事態となった場合、所有者としては、将来にわたり放射性物質に汚染された森林を管理しなければならず、所有者に過大な負担を強いることになりかねない。

このため、汚染された森林の管理費用の請求に代えて、東京電力に土地を買い取らせ、東京電力において、汚染森林の管理をさせることも、考えられよう。

Q89 福島県において産出された花きについて、放射性物質は検出されていないにもかかわらず、発注がキャンセル（ないし減額）された。損害賠償請求は可能か。材木の資材置場が、福島県内にあるとの理由だけで、材木の発注がキャンセル（ないし減額）された場合

の損害賠償についてはどうか。

花きについては、福島、茨城及び栃木の各県において産出されたものであれば、風評被害として、損害賠償を請求することができる。材木については、相当因果関係が認められる範囲で、損害賠償を請求することができる。

解 説

1 中間指針における花きの風評被害について

花きの風評被害については、「福島、茨城及び栃木の各県において産出されたもの」(中間指針・第7・2(指針)))において、類型化され、相当因果関係が認められる。

これは、花きが、「収穫後洗浄されない状態で流通し、消費者が身近で使用すること等から、接触を懸念する傾向がある」(中間指針・第7・2(備考)1))ことから、風評被害発生の蓋然性が認められるためである。

このため、本事例のように、福島県産の花きについて、キャンセルや減額があった場合には、その損害を請求することができる。

2 中間指針における材木についての風評被害について

材木について、具体的な記述はないものの、「その他の農林水産物については、福島県において産出されたもの」(中間指針・第7・2(指針)))とされており、福島県内の森林から伐採された樹木については、類型化されている。しかし、福島県以外で伐採された材木が、福島県で保管されていたような場合には、これに含まれないと考えられる。

このため、材木に関する風評被害による損害を請求するためには、本件事故とキャンセル(ないし減額)との因果関係を証明しなければならない。なお、因果関係を認めるための一般的な基準は、「消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合」であるとされている(中間指針・第7・1(指針))。風評被害に関する一般論については、Q77を参照されたい。

この点について、花きと異なり、材木が一切加工されることなく、一般市民に接触することは考え難く、風評被害が発生しないようにも思われる。

しかし、材木が、建物の建材や、家具などに加工された場合、人の身近に存在し、人が直接接触する可能性が高い点では、花きと同じであるほか、花きよりも長時間、存在し続け、人との接触期間が長くなること、花きについては、産地が明らかにされないことも多い一方で、国産の木材については、その産地が重要視される場合も多いことからすれば、放射性物質に汚染された可能性のある材木について、これを敬遠する心理に、合理性が認められることは十分に考えられる。

資材置場周辺の土壌等の汚染状況や汚染に関する報道事実を示すことで、風評被害として事故との因果関係を立証することが考えられよう。

3 損害の算定について

価格の下落があった場合には、その下落した額が損害となる。キャンセルされた場合に

は、再利用（再販売）ができるときは、その価格を控除した額（再利用に当たり、新たに加工費用や保管費用の追加費用があるときは、これも損害に含まれる）が損害となる。

スクリーニングレベルを確認するために必要な検査費用などについても、損害となろう。

なお、個別の算定が困難な場合には、過去の売上実績をもとに、本年度の売上を控除した差額を損害として算定することも考えられよう。

4 漁業

Q90 水揚げした魚から、基準値を超える放射線が検出されたため、出荷を自粛し、魚は廃棄することになった。水揚げにかかった費用、検査費用、廃棄費用を請求することができるか。自分が水揚げした魚からは、基準値を超える放射性物質は検出されなかったが、県の漁業組合連合からの出荷自粛の要請があったため、出荷を自粛した場合はどうか。

費用を請求することができるが、漁業組合連合からの自粛要請に基づいて出荷を自粛した場合には、注意が必要である。

解説

1 中間指針における海産物のお荷制限について

中間指針では、政府等による農林水産物等のお荷制限指示等に係る損害について記載されている（中間指針・第5〔損害項目〕1（指針））、）。基準値を超えた魚が水揚げされたとしても、それをお荷することはできないことから、政府によるお荷制限が行われた場合と同様に考えられる。

この場合、お荷できないことによる減収、追加で必要となった費用が損害として認められる。

2 業界団体の自粛要請に従った場合の問題点

中間指針において、類型化されているのは、「生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの」（中間指針・第5〔対象〕（備考）3））、例えば、福島県の漁業者団体が同県との協議に基づき操業の自粛を決定した場合などであって、国や地方公共団体の指示を受けず、あるいは、協議をせずに自粛した場合は、これに含まれないと考えられる。すなわち、漁業組合連合からの自粛の要請があった場合には、漁業組合が、どのような海産物について、どの範囲で操業を自粛させるかは、当該団体の任意の判断であり、それによって、当然に本件事故との因果関係が認められるわけではない。

もっとも、近隣の産地から、基準値を超える放射線を有する海産物が水揚げされ、調査が完了するまで操業を自粛するなど、合理的な自粛要請である場合には、その結果生じた損害は政府指示等に準じて扱われるべきであると考えられる。

また、上記に該当しない場合（自粛要請が過剰であった場合など）であっても、「福島、茨城、栃木、群馬及び千葉の各県において」水揚げされた海産物については、放射性物質による汚染の危険を回避するための市場の拒絶反応が生じるものであると類型化されてお

り（中間指針・第7・2（指針）（ ）（ ））風評被害に基づく損害として、賠償を請求することも考えられる（なお、風評被害の一般論についてはQ77を、海産物の風評被害についてはQ91を参照されたい）。

3 損害の算定について

減収分については、原則として本件事故がなければ得られたであろう利益から、売上原価等必要経費を控除した額が基準となる。これに加えて、廃棄費用、検査費用等の追加的費用も合理的な範囲で損害に含まれる。

Q91 本件事故では、大気中に大量の放射性物質が飛散したほか、海にも大量かつ高濃度の汚染水が流れ込んでおり、基準値を超える放射性物質が検出された魚もある。これが原因で、原発から相当離れた場所や日本海側などでも水産物の価格が下落している。損賠賠償請求が可能か。また、安全性を示すために放射線の検査をせざるを得なくなった費用を請求することは可能か。

風評被害として請求することが考えられるが、本件事故との相当因果関係が認められる必要がある。

解 説

1 中間指針における海産物に関する風評被害について

中間指針においては、水産物（食用及び餌料用に限る）については、「福島、茨城、栃木、群馬及び千葉の各県において産出されたもの」についてのみ、類型化されており（中間指針・第7・2（指針）（ ）（ ））、それ以外の地域については、相当因果関係を証明しなければならない（なお、風評被害の一般論については、Q77を参照されたい）。

2 放射性物質による海産物汚染と風評被害に関する裁判例

海産物の放射能汚染に基づく風評被害の判例として、名古屋高金沢支判平元・5・17判時1322・99がある。

同判決は、敦賀原発から放射性物質が浦底湾へ漏出させる事故が発生し、浦底湾の海藻や貝から高レベルの放射能が検出されたため、敦賀市向けに魚介類を卸していた仲買人らが、風評被害に基づく売上の減少が生じたとして、その損害の賠償を電力会社に求めた事案である。

一般論として、同判決は、風評被害による損害について因果関係が認められる旨を述べたものの、本件の仲買人らが主に放射性物質の影響のない金沢港の魚市場から魚介類を仕入れていたことから、消費者の買い控えが起こったとは認められないとして、売上の減少と本件事故との因果関係を否定し、損害賠償を認めなかった。同判決については、Q79・3（2）で詳しく検討しているので参照されたい。

3 本件事故の風評被害

このように、風評被害がどの範囲まで認められるかは、難しい問題である。一般論とし

て、原発からの距離が離れるほど、放射線量は低下する傾向にあることから、放射性物質を不安視する心理の合理性が認められ難くなる。震災の影響による景気の低迷により、買い控えが生じていた可能性も否定できず、価格の下落と本件事故との因果関係の認定も困難である。

もっとも、本件事故において、過去に例をみない大量の放射性物質が大気中に飛散し、あるいは、海洋に流出している。海流の影響によって流出した放射性物質が拡散していくことが考えられることに加え、海産物の中には汚染水域付近を回遊するものも存在すること、植物性プランクトン、動物性プランクトン、魚と、海中の生態系の中で放射性物質が濃縮（いわゆる生体濃縮）していくことが考えられるが、その場合の放射性物質の濃縮について、十分な調査がされていない。

更には、大気中に飛散した放射性物質が、日本海側の海洋に降り注ぐことも考えられ、これが生体濃縮により、魚から放射性物質が検出されることも考えられる（現に平成 23 年 7 月 27 日、新潟港に水揚げされたマダイから、暫定基準値以下ではあるがセシウムが検出されている。マダイは、回遊性を有しているものの、回遊範囲は狭く、福島沖から回遊してきたものとは考え難い）。

これらの諸事情を勘案すれば、原発から距離が離れていることの一事をもって、一般人が不安を感じるものが不合理であるとはいえないであろう。

このため、他の農林水産物の価格の下落の有無や、価格が下落している海産物の特徴などから、消費低迷以外に、放射性物質の不安が価格を押し下げていることを示して、損害を請求することができる应考虑すべきである。

なお、放射性物質の検査費用については、放射性物質が目に見えないことから、検査をしなければ存在するかわからないか、するとしてもどの程度の濃度なのかを一切確認できないことから、安全性を示すためには、検査を行わざるを得ない。安全性が確認できないことによる、海産物一般に対する不安は、合理的なものと考えられ、検査費用については、合理的な範囲での因果関係が認められる可能性が高いであろう。

4 損害の算定について

合理的な範囲での検査に必要な費用については、その実費が損害となる。

価格の下落があった場合には、その下落した額が損害となる。キャンセルされた場合には、転売ができるときは、その価格を控除した額（転売に当たり、新たに保管や加工費用等の追加費用があるときは、これも損害に含まれる）が損害となる。

なお、個別の算定が困難な場合には、過去の売上実績をもとに、本年度の売上を控除した差額を損害として算定することも考えられよう。

Q92 航行危険区域が設定されたため、当該区域内での操業ができなくなった。このため、売上を上げることができなかった。その損害を賠償請求することは可能か。

合理的な範囲で損害と認められる。

解 説

航行危険区域等（平成 23 年 3 月 15 日に設定された航行危険区域（同年 4 月 25 日解除）及び現在設定されている警戒区域（20 キロメートル圏内）・緊急時避難準備区域（20 から 30 キロメートル圏内）を指す）内での操業を行っていた漁業者が、同区域で漁業を営むことが危険であるとしてこれを断念することは、合理的な行動といえ、その結果、減収が生じた場合には、原則として、合理的な範囲の損害といえよう。

中間指針においても、対象区域における事業者の営業損害と同様の類型として、損害の請求が認められるとされており、これによれば、同区域を避けて、より遠方まで航行し、操業したために増加費用や減収が発生した場合にも、合理的な範囲でその費用も認められることになる。

なお、本件事故発生後、航行危険区域設定前に、操業を自粛したり、自主的に迂回したりするなどした場合であっても、合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、当該制限に伴う減収分等も賠償すべき損害と認められる。

5 食品加工・流通業者，外食産業者

Q93 食品加工業を営んでいるが、放射能汚染による出荷制限のため、原料の一部が調達できなくなった。急遽、代替の食材を用意するのに追加費用が必要となったが、その費用は請求できるか。また、代替の食材を用意できず、加工できなかったため、他の食材も無駄になってしまった場合、その損害を賠償請求できるか。

代替の食材を用意する追加費用を請求することができる。他の食材の破棄費用も請求することができる。

解 説

1 農林業者が食品加工をする場合

（１） 農林業者が自ら生産した農林産物を加工して、冷凍野菜等にした上で出荷するというケースや、農林業者が構成員となる団体が、当該農林業者が生産した農林産物を加工するというケースがある。

当該加工品に不可欠な原料となっている農林産物に対して出荷制限が出されると、加工品を生産・出荷することができなくなるため、農林産物と同様に売上の減少や、廃棄費用といった追加的費用が生じる。

こういったケースの加工品目は、農林業者等が農林産物の加工までを一体的に行うことにより、自ら生産した農林産物に新たな付加価値を生み出すことを目的としていることから、他地域等の農林産物を原料として使うことは想定し得ず、生じた損害は、出荷制限等に直結した損害であると解される（原子力損害賠償紛争審査会専門委員調査報告書（第 1

分冊) 51 頁)。

(2) 中間指針では、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について、農林水産物の加工品も含めて、損害賠償請求の対象としている(中間指針・第 5〔対象])。

本件のケースで、出荷制限等により原材料が調達できなかった場合は、(1) で述べたとおり、出荷制限等に直結した農林産物加工の損害であるといえる。

そうすると、出荷制限等の指示により、食品加工業に支障が生じた場合は、現実の減収分及び追加的費用(商品の回収費用、廃棄費用等)が必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる(中間指針・第 5〔損害項目〕 1 (指針))、)。

2 農林業者とは独立した食品加工業者の場合

(1) いわゆる間接被害について

間接被害とは、本件事故により中間指針第 3 ないし第 7 で賠償の対象と認められる損害(以下「第一次被害」という)が生じたことにより、第一次被害を受けた者(以下「第一次被害者」という)と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を意味する(中間指針・第 8 (指針))。

本件についてみると、農林業者が出荷制限等を受けたために対象品目となる野菜を出荷できない場合、これにより被った損害は、中間指針第 5 で賠償の対象と認められる損害であり、第一次被害といえる。したがって、農林業者は、第一次被害者である。

そして、食品加工業者は、農林業者から原料となる食材を調達しており、農林業者と食品加工業者には一定の経済的関係があるといえる。

(2) 間接被害の認定基準

では、本件の食品加工業者が原料の一部を調達できないということによる損害は、中間指針でいう間接被害に該当するか。

中間指針では、「間接被害」の具体的認定基準について、間接被害を受けた者(以下「間接被害者」という)の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故と相当因果関係のある損害と認められるとしている(中間指針・第 8 (指針))。

その上で、その具体的な類型として、以下の例を挙げている。

a 事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。

b 事業の性質上、調達先が地域的に限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。

c 原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。

c の場合、事業者には、一般に、取引におけるリスクを分散する取組みを予め講じておくことが期待されるため、「原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている」場合とは、そのような事前のリスク分散が不可能又は著しく困難な場合であると考えられる。この場合でも、一定の時間が経過すれば、原材料・サービスの変更をするなどして、被害の回

復を図ることが可能であると考えられるため、賠償対象となるべき期間には限度があると考えられている（中間指針・第8（備考）2）。

食品加工業者は、特定の産地の農林産物を仕入れて加工している場合が多く、地産地消を掲げることから、事前のリスク分散が事実上困難である場合が多い。その場合、直ちに、代替の食材を調達するのは困難であり、一時的には操業を中止せざるを得なかったり、代替の食材を調達するために、多大な費用がかかったりする場合がある。

このような場合、事前のリスク分散が不可能又は著しく困難な場合に該当し、食品加工業者の被った損害は、間接被害として、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。ただし、被害の回復を図ることが可能な時期までに、賠償対象となるべき時期が限定されるのが通例である。

もっとも、その地域の原材料を加工した食品であることが不可欠な業者（例えば、その地域のブランド食材を加工食品の名前に付しているもの等）については、当面、そうした食材の調達が不可能となり、代替の食材はないのであるから、時期的な限定はされるべきではない。

（3） 損害項目

中間指針では、間接被害による損害項目として以下のものを挙げている（中間指針・第8（指針））。

a 営業損害

第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用

b 就労不能等に伴う損害

aの営業損害により、事業者である間接被害者の経営が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用

本件では、代替の食材を用意したために生じた追加的費用や、代替の食材を用意できず、他の食材も無駄になった場合の廃棄費用は、追加的費用に該当し、損害賠償請求の対象となる。

3 水を使う加工業者の場合

（1） 豆腐屋や酒造業などの食品加工の過程で水を大量に使用する事業者の場合、水は豆腐や酒といった食品の製造に当たり、極めて重要な要素となるものである。したがって、当該事業者は、水に係る摂取制限指導がなされると、食品の製造ができなくなる。

（2） 中間指針では、摂取制限措置が現に講じられている水を原料として使用する食品については、風評被害の一類型として、営業損害を賠償の対象としている（中間指針・第7・2（指針）））。水を原料としない場合であっても、水に係る摂取制限指導等、事業活動に関する制限について政府が本件事故に関して行う指示等に伴う損害を賠償の対象にしている（中間指針・第6〔対象〕）。

この場合は、現実の減収分や事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品の回収費用、保管費用、廃棄費用等）や、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（水道事業者による代替水の提供費用、除染費用等）が損害と認められる（中間指針・第6〔損害項目〕1（指針））。

（3） 本件では、水を大量に使用する事業者は、水の摂取制限指導を受けたことにより、代替の水を調達する追加的費用は損害の対象となる。

また、水を用意できず、豆腐や酒といった食品を製造できなかった場合には、当該事業者の現実の減収分や、大豆や米といった他の原材料の廃棄費用も損害の対象となる。

Q94 外食産業を営んでいるが、出荷制限により、今まで使っていた食材を使えず、代替のものも準備できなかったため販売を停止せざるを得ない商品（メニュー）があった場合、その減収分は賠償されるか。

商品（メニュー）の販売を停止したことによって生じた減収分は損害として賠償請求できる。

解 説

1 間接被害について

間接被害の定義については、Q93・2（1）で検討したとおりである。

本件では、農林業者が出荷制限等を受けたために対象品目となる野菜を出荷できない場合、これにより被った損害は、中間指針の第5で賠償の対象とされている損害であり、第一次被害といえる。したがって、農林業者は、第一次被害者である。

そして、外食産業者は、農林業者から原料となる食材を調達しており、農林業者と外食産業者には一定の経済的関係があるといえる。

2 間接被害の認定基準

では、外食産業者が食材を調達できないことによる損害は、中間指針でいう間接被害に該当するか。

「間接被害」の具体的認定基準については、Q93・2（2）で検討したとおりである。

外食産業の場合、食材という原材料の性質上、調達先が限られているときもあるのでその場合は、Q93・2（2）cに該当するといえる。

cに該当する場合、Q93・2（2）で検討したとおり、事前のリスク分散が不可能又は著しく困難であるかどうかによって、中間指針に基づく賠償の対象となるかどうかの判断が分かれることになる。

本件の具体的事情は不明であるが、出荷制限となった食材が事前に他から入手ができない性質のものであるか、又は、他からの入手が著しく困難であるといえるか、という認定が必要になる。

なお、中間指針では、仮にQ92・2（2）に挙げたaからcに該当しなかったとしても、

本件事故によって生じた被害を個別に検証し、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故との相当因果関係が認められるとしている（中間指針・第8（備考）1）。

3 間接被害の損害項目

損害項目については、Q93・2（3）で検討したとおりである。

本件において、出荷制限等のため農作物等を仕入れることができなくなり、代替食材を準備できなかったため、商品（メニュー）の販売を停止したことによって生じた減収分については、営業損害として、請求することができる。

Q95 千葉県内で食品の輸出業を営んでいるが、今回の原発事故が原因で、輸出先から取引を断られたり、放射能の安全性についての証明書の提出や原産地の証明書の提出を求められたりしている。どのような損害賠償請求が可能か。

安全性証明書・原産地証明書の発行費用については、原則として実費を損害として請求できる。

本件事故以降に輸出先から取引を断られた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものについては、現実に取引を断られたことによる減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用を損害として請求できる。また、輸入拒否から相当期間内の減収及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用も損害として請求できるべきである。

解 説

1 輸入規制の実態について

本件では、輸出先から取引を断られたり、放射能の安全性についての証明書の提出や原産地の証明書の提出を求められたりしている。これは、a 外国政府が輸入規制措置を講じている場合と、b 取引先業者が、日本産食品への忌避感、放射能汚染への警戒感から措置を講じる場合の2つがある。

a については、アラブ首長国連邦、中国、韓国、米国などが、輸入停止、放射能検査、産地証明、検査強化の措置を実施している（規制措置の具体的な内容については表を参照）。

b については、取引先業者が、取引をキャンセルしたり、安全性を証明するための放射能検査の実施を要求したりしている。

2 輸出に係る風評被害について

（1） 中間指針では、上記のような輸入規制に伴う損害について、a の場合も b の場合も、外国人が日本の輸出品について放射性物質による汚染を懸念し、これを敬遠することによって生じているものといえ、いわゆる風評被害の一類型と位置づけて、賠償の対象としている（中間指針・第7・5 輸出にかかる風評被害（備考）1）。

風評被害の一般的基準については、Q77・2 で検討したので、ここでは、輸出に係る風評被害のみ検討することとする。

(2) 輸出に係る風評被害について、中間指針では、一般に海外に在住する外国人には日本人との間に情報の格差があること、外国政府の輸入規制など国内取引とは異なる事情があること等から、輸出に係る被害については、一定の損害項目や時期に限定して、国内取引よりは広く賠償の対象と認めることが適当であるとして、以下のとおり、広く認めている(中間指針・第7・5(備考)2))。

我が国の輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について、本件事故以降に輸出先国の要求(同国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含む)によって現実に生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用(検査に伴い生じた除染、廃棄等の付随費用を含む)や各種証明書発行費用等は、当面の間、原則として本件事故との相当因果関係が認められる(中間指針・第7・5(指針))。

我が国の輸出品について、本件事故以降に輸出先国の輸入拒否(同国政府の輸入規制及び同国の取引先の輸入拒否を含む。)がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの(生産・製造途中のものを含む)に限り、当該輸入拒否によって現実に廃棄、転売又は生産・製造の断念を余儀なくされたため生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、原則として本件事故との相当因果関係が認められる(中間指針・第7・5(指針))。

(3) 以上のとおり、中間指針では、輸出品を扱う地域では分けず、検査費用や各種証明書発行費用と輸入拒否による損害という損害項目ごとに分けている。

輸入拒否による損害を限定しているのは、輸入拒否を受けた我が国の事業者においても、一般的には、別の国又は国内において販売するなど被害を回避又は減少させる措置をとることを期待し得ることという理由があるためとされている(中間指針・第7・5(備考)4))。

しかし、輸出先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの(生産・製造途中のものを含む。)に限るのは、限定しすぎと考えられる。継続的に当該輸出先国に輸出してきた場合には、ただちに別の国又は国内において販売することは現実には困難であることが多い。輸入拒否から相当期間内(1年から半年)の減収については、原則として相当因果関係を認めるべきと考えられる。

(4) 他方、安全性証明書・原産地証明書の発行費用については原則として実費を損害として請求できる。

第9回 原子力損害賠償紛争審査会配布資料3 1 諸外国・地域の規制措置(6月28日現在)

(平成23年7月1日原子力損害賠償紛争審査会)

輸入停止

国・地域名 対象県 品 目

米国 福島 ほうれんそう, かきな, 原乳, きのこ, イカナゴの稚魚, たけのこ, ごみ, 等

栃木 ほうれんそう, 茶
 茨城 茶
 香港 福島, 群馬, 栃木, 茨城, 千葉(5県) 野菜・果実, 牛乳, 乳飲料, 粉ミルク
 台湾 福島, 群馬, 栃木, 茨城, 千葉(5県) 全ての食品
 フィリピン 福島, 群馬, 栃木, 茨城(4県) 食肉, 牛乳・乳製品(チョコレート, クッキーを含む), 飼育用動物, 飼料
 福島, 群馬, 栃木, 茨城, 岩手, 宮城(6県) 野菜・果実, 植物, 種苗等
 韓国 福島 ほうれんそう, かきな等, 梅, 原乳, きのこと類, たけのこ, 青わらび, こうなご, やまめ, 飼料
 群馬 ほうれんそう, かきな, 飼料
 栃木 ほうれんそう, かきな, 茶, 飼料
 茨城 ほうれんそう, かきな等, 茶, 原乳, 飼料
 千葉(ほうれんそう, かきな等は, 旭市, 香取市, 多古町のみ) ほうれん
 そう, かきな等, 茶
 神奈川 茶
 シンガ
 ポール 福島, 群馬, 栃木, 茨城(4県) 食肉, 牛乳・乳製品, 野菜・果実とその加工品, 水産物
 千葉, 東京, 神奈川, 埼玉(4都県) 野菜・果実とその加工品
 ブルネイ 福島, 東京, 埼玉, 栃木, 群馬, 茨城, 千葉, 神奈川(8県)
 加工食品, 農産品, 鮮魚
 中国 福島, 群馬, 栃木, 茨城, 宮城, 新潟, 長野, 埼玉, 東京, 千葉(10都県)
 全ての食品, 飼料
 マカオ 福島, 群馬, 栃木, 茨城, 千葉, 宮城, 山形, 新潟, 長野, 山梨, 埼玉, 東京(12都県) 全ての食品
 ニューカ
 レドニア 福島, 群馬, 栃木, 茨城, 宮城, 山形, 新潟, 長野, 山梨, 埼玉, 東京, 千葉(12都県) 全ての食品, 飼料
 ロシア 福島, 群馬, 栃木, 茨城, 東京, 千葉, 長野(7都県) 全ての食品
 242施設(青森, 岩手, 宮城, 福島, 山形, 茨城, 千葉, 新潟県に所在する施設)
 水産品・水産加工品
 アラブ
 首長国連邦 47都道府県 生鮮食品
 イラク 47都道府県 全ての食品
 クウェート 47都道府県 全ての食品

レバノン	47 都道府県	全ての食品，飼料
エジプト	47 都道府県	全ての食品，植物，植物製品等
コンゴ		
民主共和国	47 都道府県	全ての食品
モロッコ	47 都道府県	全ての食品，飼料

放射能検査（政府作成，又は指定検査機関の証明要求）

国・地域名 対象県 品 目

米国 福島，栃木，茨城（3 県） 牛乳・乳製品，野菜・果実とその加工品（ほうれんそう，かきな，原乳，きのこ，イカナゴの稚魚，たけのこ，ごごみ，茶を除く）

マレーシア 福島，群馬，茨城，栃木，宮城，山形，新潟，神奈川，埼玉，東京，千葉（11 都県） 全ての食品

タイ 福島，群馬，栃木，茨城，宮城，山形，新潟，長野，山梨，埼玉，東京，千葉（12 都県） 全ての食品

ブラジル 福島，群馬，栃木，茨城，宮城，山形，新潟，長野，山梨，埼玉，東京，千葉（12 都県） 全ての食品

アイス

ランド 福島，群馬，栃木，茨城，宮城，山形，新潟，長野，山梨，埼玉，東京，千葉（12 都県） 全ての食品，飼料

仏領

ポリネシア 福島，群馬，栃木，茨城，宮城，山形，新潟，長野，山梨，埼玉，東京，千葉（12 都県） 全ての食品，飼料

韓国 福島，群馬，栃木，茨城，千葉，宮城，山形，新潟，長野，埼玉，神奈川，静岡，東京（13 都県） 輸入停止対象県の停止対象品目を除く全ての食品

EU 福島，群馬，栃木，茨城，宮城，山形，新潟，長野，山梨，埼玉，東京，千葉，神奈川（13 都県） 全ての食品，飼料

スイス，

リヒテンシュタイン 福島，群馬，栃木，茨城，宮城，山形，新潟，長野，山梨，埼玉，東京，千葉，神奈川（13 都県） 全ての食品，飼料

ノルウェー 福島，群馬，栃木，茨城，宮城，山形，新潟，長野，山梨，埼玉，東京，千葉，神奈川（13 都県） 全ての食品，飼料

中国 福島，群馬，栃木，茨城，宮城，新潟，長野，埼玉，東京，千葉（10 都県）以外
野菜及びその製品，乳及び乳製品，茶葉及びその製品，果物及びその製品，薬用植物産品，水産物

ブルネイ 福島，東京，埼玉，栃木，群馬，茨城，千葉，神奈川（8 都県）以外の
道府県 加工食品，農産品，鮮魚

フィリピン 福島，群馬，栃木，茨城，岩手，宮城（6県）以外 野菜・果実，植物，
種苗等

ベトナム 福島，茨城，栃木，千葉（4県） 加工・包装食品（（放射能検査+サン
プル検査）又は全ロット検査）
上記4県以外 放射能検査又はサンプル検査

インド

ネシア 47都道府県 加工食品，ミネラルウォーター，牛乳・乳製品，食肉及びその
製品，穀物，生鮮果実，生鮮野菜，水産物，養殖用薬品，えさ

アラブ

首長国連邦 47都道府県 生鮮食品以外の食品

オマーン 47都道府県 全ての食品（生鮮食品，果実，ミルク（粉ミルクを含
む）はサンプル検査も実施）

カタール 47都道府県 全ての食品

バーレーン 47都道府県 全ての食品

チリ 47都道府県 穀物，植物の根，塊茎，野菜，果実，肉，肉製品，魚介類・そ
れらの派生品，牛乳・乳製品，幼児用食品

産地証明

国・地域名	対象県	品 目
韓国	福島，群馬，栃木，茨城，千葉，宮城，山形，新潟，長野，埼玉，神奈川，静岡， 東京（13都県）以外	全ての食品
EU	福島，群馬，栃木，茨城，宮城，山形，新潟，長野，山梨，埼玉，東京，千葉， 神奈川（5/25追加）（13都県）以外	全ての食品，飼料
スイス， リヒテンシュタイン	福島，群馬，栃木，茨城，宮城，山形，新潟，長野， 山梨，埼玉，東京，千葉，神奈川（6/2追加）（13都県）以外	全ての食品，飼料
ノルウェー	福島，群馬，栃木，茨城，宮城，山形，新潟，長野，山梨，埼玉，東京， 千葉，神奈川（5/26追加）（13都県）以外	全ての食品，飼料
タイ	福島，群馬，栃木，茨城，宮城，山形，新潟，長野，山梨，埼玉，東京，千葉	全ての食品
ブラジル	福島，群馬，栃木，茨城，宮城，山形，新潟，長野，山梨，埼玉，東京， 千葉 （12都県）以外	全ての食品
アイス ランド	福島，群馬，栃木，茨城，宮城，山形，新潟，長野，山梨，埼玉，東京，千葉（12 都県）以外	全ての食品，飼料
仏領		

ポリネシア 福島，群馬，栃木，茨城，宮城，山形，新潟，長野，山梨，埼玉，東京，
千葉
(12 都県) 以外 全ての食品，飼料

ニューカ

レドニア 福島，群馬，栃木，茨城，宮城，山形，新潟，長野，山梨，埼玉，東京，
千葉
(12 都県) 以外 全ての食品，飼料

マレーシア 福島，群馬，茨城，栃木，宮城，山形，新潟，神奈川，埼玉，東京，千
葉(11 都県) 以外 全ての食品

中国 福島，群馬，栃木，茨城，宮城，新潟，長野，埼玉，東京，千葉(10 都県) 以外
全ての食品

ブルネイ 福島，東京，埼玉，栃木，群馬，茨城，千葉，神奈川(8 県) 以外の道
府県 加工食品，農産品，鮮魚

シンガ

ポール 千葉，東京，神奈川，埼玉(4 都県) 食肉，牛乳・乳製品，水産物
上記4 都県以外の道府県 食肉，牛乳・乳製品，野菜・果実とその加工品，水産物

検査強化(サンプル検査又は全ロット検査)

国・地域名	対象県	品目
シンガ		
ポール	千葉，東京，神奈川，埼玉(4 都県) 福島，群馬，栃木，茨城，千葉，東京，神奈川，埼玉(8 都県) 以外の道府県	食肉，牛乳・乳製品，水産物 食肉，牛乳・乳製品，野菜・果実とその加工品，水産物
ロシア	福島，群馬，栃木，茨城，東京，千葉，長野(7 都県) 以外	全ての食品
台湾	福島，群馬，栃木，茨城，千葉(5 県) 以外	野菜・果実，水産物，海藻類，乳製品，ミネラルウォーターなどの飲料水，ベビーフード(全ロット検査)
		加工食品(サンプル検査)
EU	47 都道府県	全ての食品，飼料
スイス，リヒテンシュタイン	47 都道府県	全ての食品，飼料
ノルウェー	47 都道府県	全ての食品，飼料
アイス		
ランド	47 都道府県	全ての食品，飼料
オマーン	47 都道府県	生鮮食品，果実，ミルク(粉ミルクを含む)
エジプト	47 都道府県	植物の種及び苗
フィリピン	福島，群馬，栃木，茨城(4 県) 以外	食肉，牛乳・乳製品(チョコレート，クッキーを含む)，飼育用動物，飼料

	47 都道府県	加工食品	
		水産品	
ベトナム	47 都道府県	全ての食品	
香港	福島, 群馬, 栃木, 茨城, 千葉 (5 県)	加工食品	
	上記 5 県以外	全ての食品	
米国	福島, 栃木, 茨城 (3 県)	牛乳・乳製品, 野菜・果実とその加工品 (ほうれんそう, かきな, 原乳, きのこ, イカナゴの稚魚, たけのこ, ごとみ, ほうれんそう, 茶を除く)	以外の食品, 飼料
	上記 3 県以外	食品, 飼料	
インド	47 都道府県	全ての食品	
ネパール	47 都道府県	全ての食品	
パキスタン	47 都道府県	全ての食品	
ミャンマー	47 都道府県	全ての食品	
豪州	福島, 群馬, 栃木, 茨城, 千葉 (5 県)	牛乳・乳製品, 野菜・果実, 水産物	
	宮城, 山形, 新潟, 長野, 埼玉, 東京, 神奈川, 静岡 (8 都県)	野菜	
ニュージーランド	福島, 群馬, 栃木, 茨城, 千葉, 宮城 (6 県)	牛乳・乳製品, 食肉, 野菜・果実, 茶, 海藻等	
	埼玉, 東京, 神奈川, 静岡, 山梨 (5 都県)	茶	
	新潟, 山形, 長野 (3 県)	ケースバイケースで判断	
ウクライナ	47 都道府県	全ての食品	
イラン	47 都道府県	全ての食品	

その他 (規制措置の完全解除)

国・地域名 対象県 品 目

カナダ

(これまで右の措置を講じていたが, 6月13日から全て解除) 福島, 群馬, 栃木, 茨城, 宮城, 山形, 新潟, 長野, 山梨, 埼玉, 東京, 千葉 (12 都県) 全ての食品, 飼料 (原材料を含む)

12 都県: 放射性物質の検査証明

12 都県以外: 産地証明

47 都道府県: サンプル検査

12 都県以外

1. 国・地域別内訳

(単位: 億円)

	平成 21 年		平成 22 年		増減率		平成 21 年		平成 22 年	
	増減率									
世界	4,454	4,920	10.5%	北米	782	738	5.6%			
アジア	3,145	3,622	15.2%	米国	731	686	6.1%			
香港	991	1,210	22.1%	カナダ	45	46	0.9%			
台湾	585	609	4.0%	欧州	317	349	10.3%			
中国	465	555	19.2%	E U	242	247	2.2%			
韓国	458	461	0.6%	オランダ	44	47	8.0%			
ASEAN	554	663	19.6%	ドイツ	48	45	5.5%			
タイ	181	212	17.1%	英国	44	45	2.8%			
ベトナム	119	155	29.8%	フランス	41	43	5.6%			
シンガポール		124	138	11.1%	ロシア	48	71			
		46.4%								
フィリピン	50	60	18.2%	大洋州	122	107	11.7%			
マレーシア	40	47	18.5%	豪州	55	53	2.2%			
インドネシア		38	45	17.0%	ニュージーランド		26			
	25	5.9%								
GCC	60	78	30.7%	アフリカ	57	64	13.4%			
UAE	35	53	50.8%	南米	33	40	21.3%			

資料：財務省貿易統計を基に農林水産省作成

2. 品目別内訳

(単位：億円)

	平成 21 年		平成 22 年		増減率	
農林水産物	4,454	4,920	10.5%			
農産物		2,637	2,865	8.6%		
加工食品		1,225	1,325	8.2%		
畜産品	351	395	12.7%			
穀粉等	195	210	7.6%			
野菜・果実等	164	173	5.5%			
その他農産物	702	761	8.4%			
林産物		93	106	13.6%		
水産物		1,724	1,950	13.1%		
水産物(調製品以外)		1,250	1,368	9.5%		
水産調製品		475	582	22.6%		

農林水産物（ 3品目除く） 3,843 4,297 11.8%

資料：財務省貿易統計を基に農林水産省作成

Q96 牛肉の卸業者をしているが、卸した牛肉について、小売店から「トレーサビリティシステムで確認したところ、放射能によって汚染された牛が飼育されていた牧場と同じ県内の牧場で飼育された牛の肉であった」として返品された。その損害を賠償することはできるか。

風評被害として損害賠償を請求できる。

解 説

1 風評被害に関する中間指針の記載について

中間指針では、合理的な範囲で、請求することができるとされている（なお、風評被害に関する一般的な考え方については、Q77を参照されたい）。特に、牛肉については、平成23年7月8日以降に生じた、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根の17道県を産地とする牛肉の買い控えの被害については、損害として認められる旨が示されている（中間指針・第7・2（指針））。

2 牛肉に関する風評被害

平成23年7月8日以降、牛肉やその飼料として用いられた稲わらから暫定規制値等を超える放射性物質が検出され、これを契機に牛肉について多くの地域において買い控え等による被害が生じている。中間指針に示されている17道県は、平成23年7月29日までに報告された、放射能に汚染された稲わら等の流通・使用状況、当該道県産の牛肉の取引価格の動向等を踏まえて、当該道県で産出された牛肉については、消費者や取引先がその汚染の危険性を懸念し買い控え等を行うことも、平均的・一般的な人を基準として合理性があると考えられるものとして、類型化されたものである。

特に、牛肉は、トレサビリティシステム（Traceability System）によって、生産地や飼育場所を容易に確認できることにも鑑みれば、上記17道県の牛肉の風評被害について、因果関係を認めることは当然であろう。

したがって、本事例では、損害の賠償を請求することができる。

なお、この類型は、あくまで中間指針作成時点での動向等に基づいており、上記17道県以外の都府県についても「同様の状況であることが確認された場合は、これらの道県と同様に扱われるべきである」とされている（中間指針・第7・2（備考）3）。

Q97 焼肉店を営んでいるが、放射能汚染が問題となっていない地域の牛肉を使っているにもかかわらず、「和牛は放射能に汚染されている」といわれて、客足が遠のき、収益が悪化した。その損害を賠償できるか。

風評被害として損害の賠償を請求することが可能である。

解 説

1 中間指針の記載について

北海道，青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島，茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，新潟，岐阜，静岡，三重，島根の17道県を産地とする牛肉以外の牛肉については，中間指針において類型化されていない（中間指針・第7・2（指針））。

しかしながら，上記17道県以外を産地とする牛肉についても，平成23年7月29日以降の状況により，上記17道県と同じ状況になったと認められる場合には，上記17道県に順じて扱われる（中間指針・第7・2（備考）3）。

また，そのような状況にない都府県であっても，相当因果関係が認められる範囲で，損害を請求することが可能である。

なお，風評被害に関する一般論については，Q77を参照されたい。

2 上記17道県以外の風評被害について

牛肉の放射性物質による汚染は，餌となる稲わらに付着した放射性物質が主な原因であったが，その稲わらが，東日本にとどまらず，三重，島根などの西日本にも流通したことが報道されている。更には，稲わらが体積や表面積に比して，重量が少ないことから，牛が，大量に摂取することにより，稲わらの表面に付着した放射性物質が牛の体内で濃縮されて蓄積する可能性があるため，放射線量が比較的低い地域の稲わらであっても，それを摂取した牛に放射性物質が蓄積される可能性は否定できない。

上記の事情を考慮すれば，上記17道県を産地とする牛肉である場合はもちろん，牛の放射性物質による汚染が報道され，その後，原因となった稲わらの流通の調査が完了するまでの間については，和牛全般について，これを敬遠する心理は，その牛肉から放射性物質が検出されなかったとしても，明らかに放射能の影響を受けていないと考えられる場合を除き，合理的なものといえよう。

したがって，牛肉の産地によらず，上記期間中に生じた減収なども損害として賠償することも可能であると考えられる。

Q98 ホームセンターを経営しているが，これまで順調に売れていた腐葉土が，腐葉土の放射能汚染に関する報道がされて以降，全く売れなくなってしまった。独自に放射線量を検査し，安全を確認したが，売れ行きは回復しない。検査費用や減収を損害として東京電力に請求することができるか。

肥料卸業者が，ホームセンターに卸した腐葉土について，放射性物質が検出されていないにもかかわらず，放射能汚染が不安だとして返品を受けた場合，肥料卸業者は東京電力に賠償を請求することができるか。

風評被害として損害の賠償を請求することが可能である。

解 説

1 風評被害に関する中間指針の記載について

中間指針では、腐葉土に関する具体的な記載はないが「その他の農林水産物については、福島県において産出されたもの」については、原則として因果関係を認めるとして類型化しており（中間指針・第7・2（指針）（ ）（ ））、腐葉土も福島県産であれば、因果関係が認められるものと考えられる。

もっとも、中間指針において、類型化されていない風評被害についても、一切認められないわけではなく、相当因果関係が認められる範囲で、請求することができるとされている。なお、風評被害に関する一般的な考え方は、Q77を参照されたい。

2 腐葉土に関する小売店の風評被害

腐葉土については、原材料の産地表記や、製造日の表記が義務となっていないため、いつ、どこで採取された枯葉を利用して作られたのか、判断することができない。

一方で、腐葉土は、原料となる枯葉が発酵する過程において体積が減るのに対し、枯葉に付着した放射性物質は、そのまま残存することから、放射線量の割合が高くなることが考えられる。このため、枯葉の採取地の土壌の放射線量がそれほど高くない場合であっても、放射能濃度が高くなることもあり得る。

これらの事情からすれば、腐葉土の放射線量について、消費者が商品の包装などの表示から安全性を判断することはできず、少なくとも、腐葉土から放射性物質が検出されたとの報道があった後に、枯葉の採取地などが確認され、かつ、放射性物質が検出されないことが確認できた商品以外については、これを敬遠する消費者の心理は、合理的なものといえよう。

したがって、販売店において、商品が売れなくなってしまったことによる損害（売上の減少や、保管のために必要となった追加的費用など）や、安全性確認のための放射線量の検査費用などは、請求できるものと考えられる。

なお、腐葉土は、長期間保存しても、品質の劣化が少ないことから、放射線量が低く、安全性が確認できた商品については、風評が収まった後に、改めて販売することも考えられる。その結果、売上が生じた場合はその額は損害から控除されることになる。

3 腐葉土に関する卸業者の風評被害

2で述べた消費者の心理からすれば、販売店においても、枯葉の採取地や採取時期の分からない商品を敬遠することは、合理的なものといえ、その結果、小売店から商品が返品され、卸業者において損害が発生した場合は、その損害を請求することができると考えられる。

6 観光業者・サービス業

Q99 福島県内で旅館を営んでいる。旅館がある場所は福島原発から離れており、放射線レベルは東京都内とそれほど変わらないといわれている。しかし、福島県内であるとの理

由から、震災後に予約のキャンセルが相次ぎ、その後も売上が激減している。このようなキャンセルによる営業損害についても賠償してもらうことができるか。

風評被害として、減収分の営業損害等が損害賠償の対象となる。

解 説

1 風評被害に対する損害賠償

本件では、旅館がある場所は福島原発から離れているということなので、立入りが禁止されたり避難を指示されたりしておらず、物理的には旅館の営業を断念する必要はない。また、同旅館のある場所の放射線レベルは東京都内とそれほど変わらないといわれており、この旅館に宿泊した客や従業員に健康上の問題が発生するとはいいきれないので、原発事故により旅館の営業自体が直ちに不可能になったり支障が生じたりするとはいえない。

そこで本件では、原発事故が発生した福島県内に立地する旅館であるという事実により、観光客が放射性物質による土地や水域の汚染の危険性への懸念という理由で利用を敬遠したため、予約のキャンセル及び売上減少という現象が発生したと考えられる。したがって、いわゆる「風評被害」による損害賠償が認められるかどうかの問題となる事案である。

2 風評被害についての指針

(1) いわゆる「風評被害」についての一般論はQ77を参照されたいが、中間指針では、いわゆる「風評被害」について、相当因果関係が認められるための一般的な基準として、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合としている(中間指針・第7・1(指針))。

(2) 具体的にどのような「風評被害」が本件事故と相当因果関係のある損害と認められるかは、業種ごとの特徴等を踏まえ、営業や品目の内容、地域、損害項目等により類型化した上で、各業種ごとに示す一定の範囲の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として本件事故と相当因果関係が認められるものとし、それ以外の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、上記の一般的な基準に照らして、本件事故との相当因果関係を判断するものとしている(中間指針・第7・1(指針))。

(3) 損害項目としては、消費者又は取引先が商品又はサービスの買い控え、取引停止等を行ったために生じた、営業損害、就労不能等に伴う損害及び検査費用(物)が考えられている(中間指針・第7・1(指針))。

3 観光業の風評被害についての指針

(1) 中間指針では、観光業の風評被害について、上記2(2)の、原則として相当因果関係が認められる類型として、少なくとも福島県のほか、茨城県、栃木県及び群馬県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が本件事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有

していると認められる蓋然性が高いことから、本件事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として本件事故と相当因果関係のある損害と認められるとしている（中間指針・第7・3（指針））。

すなわち、中間指針の観光業の風評被害・備考欄において、観光業の特性として、観光客が地域に足を運ぶことを前提とすることから、福島県のほか、茨城県、栃木県及び群馬県において、放射性物質による被ばくを懸念し、観光を敬遠するという心情に至ったとしても、原則として平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められるとしている。また、ひとたび風評被害が生じると当該地域の観光産業全体に対し、様々な影響を与え得るとしている（中間指針・第7・3（備考）1）。

（2）ただし、観光業における減収については、東日本大震災による影響の蓋然性も相当程度認められるから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要であるとしている。この検討に当たっては、例えば、本件事故による影響が比較的少ない地域における観光業の解約・予約控え等の状況と比較するなどして、合理的な範囲で損害の有無及び損害額について推認をすることが考えられるとしている（中間指針・第7・3（指針））。

（3）また、観光業は、宿泊関連施設、観光産業、交通産業、文化・社会教育施設、飲食業、小売業等が含まれるが、それぞれの業種で観光客が売上に寄与している程度は様々であり、個別具体的な損害額の算定に当たっては、それらの事情も検討する必要があるとされる（中間指針・第7・3（備考）1）。

（4）さらに、観光業におけるキャンセルは通常の場合でも一定程度生じることは不可避であるから、通常の解約率を上回る解約が行われた部分についてのみ、原則として本件事故との相当因果関係が認められるともしている（中間指針・第7・3（備考）2）。

4 本件における損害項目及び算定方法

以上より、本件では福島県内に営業の拠点である旅館が存するので、本件事故後に通常の解約率を上回る解約・予約控え等による減収が生じているということであれば、原則として本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、原賠法に基づく損害賠償の対象になる。具体的な損害項目とその算定方法について、中間指針・第7・1（指針）は以下のように述べている。

（1）営業損害

取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償の対象となる。

その算定方法は、中間報告・第3・7と同一である。すなわち、

原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（逸失利益）が損害となる。

事業に支障が生じたために負担した追加的費用や、事業への支障を避けるため又は事

業を変更したために生じた追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で認められる。本件では、売上を回復するために行った広告活動費等が発生していれば賠償の対象となると考えられる。

(2) 検査費用

取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査の費用も賠償の対象となる。

(3) 賠償対象期間

風評被害が賠償対象となるべき期間には一定の限度があり、一般的にいえば、「平均的・一般的な人を基準として合理性が認められる買い控え、取引停止等が収束した時点」が終期であるとする。しかし、中間指針の作成時においては、未だ本件事故が収束していないこと等から、備考欄において、終期について「一律に示すことは困難である」としており、当面は、「客観的な統計データ等を参照しつつ、取引数量・価格の状況、具体的な買い控え等の発生状況、当該商品又はサービスの特性等を勘案し、個々の事情に応じて合理的に判定することが適当である」と述べるにとどまっている(中間指針・第7・1(備考)5))。Q100 関西の観光地でホテル・観光事業を営んでいる。普段は日本人客の他に外国からの観光客の割合が多かったのだが、福島原発の事故の影響で、予約のキャンセルが相次いだ。このようなキャンセルによる営業損害についても賠償してもらえるか。

本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたことにより発生した減収分については、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象となる。それ以外の減収分についても、個別に本件事故との相当因果関係を証明することにより損害賠償の対象となり得る。

解説

1 原子力損害賠償紛争審査会の指針

(1) 風評被害についての中間指針

Q99で解説したように、中間指針では、風評被害について、本件事故と相当因果関係のあるものであれば賠償の対象とするとした上で、相当因果関係が認められるための一般的な基準としては、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合としている(中間指針・第7・1(指針))。

更に、具体的にどのような「風評被害」が本件事故と相当因果関係のある損害と認められるかは、業種ごとの特徴等を踏まえ、営業や品目の内容、地域、損害項目等により類型化した上で、各業種ごとに示す一定の範囲の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として本件事故と相当因果関係が認められるものとし、それ以外の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、上記の一般的な基準に照らして、本件事故との相当因果関係を判断するものとしている(中間指針・第7・1(指針))。

(2) 外国人観光客について

中間指針では、外国人観光客に関して、日本に営業の拠点がある観光業について、本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平成 23 年 5 月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたことにより発生した減収等については、原則として本件事故とを相当因果関係のある損害として認められるとしている（中間指針・第 7・3（指針））。

これは、外国人観光客については、本件事故発生直後から、国際機関等において、日本が渡航先として安全であるとの情報が提供されてきた一方で、一般に海外に在住する外国人には日本人との間に情報の格差があること、渡航自粛勧告等の措置を講じた国もあることから、少なくとも本件事故当時に既に予約が成立しており、しかも本件事故発生からまだ間がない一定の期間内においてキャンセルがされたものについては、外国人観光客が訪日を控えるという心情に至ることには平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められるためである。上記の一定の期間については、各国の渡航自粛勧告等がある程度緩和されたと認められる平成 23 年 5 月末までとすることが合理的と考えられるとされている（中間指針・第 7・3（備考）2）。

なお、観光業におけるキャンセルは通常の場合でも一定程度生じることは不可避であるから、通常の解約率を上回る解約が行われた部分についてのみ、原則として本件事故との相当因果関係が認められるともしている（中間指針・第 7・3（備考）2）。

（3） 上記以外の損害について

前述のように、中間指針では、原則として本件事故と相当因果関係が認められるとされるもの以外の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、上記の一般的な基準に照らして、本件事故との相当因果関係を判断するものとしている。したがって、上記（2）に該当する損害以外の損害については、本件事故以降に実際に生じた被害を個別に検証し、風評被害に関する一般的な基準に照らして、本件事故との相当因果関係が判断されることになる。すなわち、本件事故の前には予約が入っていなかったが、通常であれば入るはずの予約が本件事故の影響により入らなかった場合、そもそも予約が入るような形態の観光業ではない場合、平成 23 年 6 月以降においても減収等が生じている場合等については、個別に本件事故との相当因果関係を証明することにより損害賠償請求が可能である。

2 相当因果関係の立証について

以下に、相当因果関係が認められるかどうかの判断要素と考えられる諸点について検討する。

（1） 訪日外客数

日本政府観光局（JNTO）が公表している統計資料（訪日外客数 / 出国日本人数）によると、平成 23 年 3 月～7 月の訪日外客数は以下のとおりとなっている。

（http://www.jnto.go.jp/jpn/tourism_data/data_info_listing.html 参照）

平成 23 年 3 月

4月	
5月	
6月	
7月	352,666人(暫定値)
295,826人(暫定値)	
357,783人(暫定値)	
433,100人(推計値)	
561,700人(推計値)	前年比 50.3%
62.5%	
50.4%	
36.0%	
36.1%	

上記の大幅減少の要因として、ニュースリリースでは以下の点を挙げている。すなわち、3月11日以降、団体旅行、個人旅行とも訪日旅行のキャンセルが相次ぎ、新規予約も含め、訪日旅行が日本全域にわたって大幅に手控えられた。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が高まり、被災地のみならず、日本全域への旅行が大幅に手控えられたとされている。また、海外の旅行会社各社は、特に福島第一原子力発電所事故による影響の推移に注目しており、収束の目処がつくまでは、訪日旅行商品の企画・販売に慎重な態度を示す会社が大半となっている（JNTOの平成23年4月14日付けニュースリリース）。

以上の統計及び分析からは、外国人観光客の大幅減少の直接的な原因が本件事故であることが明らかである。

(2) 各国の日本への渡航自粛勧告

東日本大震災発生後、訪日旅行の主要送り出し国（地域）政府は一斉に、被災地のみならず日本全体への渡航の自粛、延期を求める勧告を発出したほか、一部の国は、日本に滞在する自国民に対して、出国を求める勧告も発出した（本Q末尾の渡航自粛勧告一覧参照）。

(3) 風評被害防止のための方策について

JNTOのニュースリリースによれば、下記のような方策をとっていることが報告されている。その他に、観光業者の業界団体が行っている方策や、個々の観光業者がとった営業努力なども提示することが考えられる。

ツアー料金の割引

集客努力の一環として、旅行会社が訪日団体ツアーを割安料金で販売したり、一部の航空会社が日本行きの割安航空運賃を設定したりしている。

訪日旅行の安全性のアピール

海外の一般消費者や旅行関係者、報道関係者に対して、以下の対策が国・地方レベルで

講じられている。

- a JNTO ウェブサイト，海外の旅行博などを通じた，日本の現状に関する正確な情報の発信
- b 旅行関係者を対象とした訪日視察旅行の実施，訪日旅行商品の造成支援
- c 報道関係者を対象とした訪日旅行の取材支援

3 本件における賠償項目及び算定方法

具体的な賠償項目とその算定方法について，中間指針・第7・1（指針）は以下のように述べている。

（1） 営業損害

取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分及び合理的な範囲の追加的費用が賠償の対象となる。

その算定方法は，中間指針・第3・7と同一である。すなわち，

原則として，本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から，本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（逸失利益）が損害となる。

事業に支障が生じたために負担した追加的費用や，事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用も，必要かつ合理的な範囲で認められる。本件では，売上を回復するために行った広告活動費等が発生していれば賠償の対象となると考えられる。

（2） 検査費用

取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査の費用も賠償の対象となる。

渡航自粛勧告一覧

国 名 勧 告 3月に発出された日本への渡航自粛勧告

韓国 同震災発生後，韓国外交通商部は，被災地への渡航の自粛，被災地からの退避を求める勧告を発出した。・韓国外交通商部は3月13日に，福島第一原子力発電所から半径30キロメートル以内を「渡航制限地域」，青森県，岩手県，宮城県，福島県，茨城県を「渡航自粛地域」，東京と千葉県を「渡航注意地域」にそれぞれ指定した。

・韓国外交通商部は3月17日に，福島第一原子力発電所から半径80キロメートル以内に滞在する韓国人に対して，退避を勧告した。

中国 同震災発生後，中国外交部と中国国家旅遊局は，被災地への渡航の自粛や延期，

・中国外交部は3月11日に，日本への渡航については慎重に判断し，福島，仙台など被害が深刻な地域への渡航は避けるよう勧告した。

中国 被災地からの退避を求める勧告を発出するとともに，日本への渡航に注意を促す勧告も発出した。・中国外交部は3月15日に，東日本大震災の被災地から退避するよう勧告した。

・中国国家旅遊局は3月15日に，東日本大震災の被災地への渡航を延期するよう勧告した。

台湾 同震災発生後、台湾外交部は、被災地への渡航の自粛、被災地からの退避を求める勧告を発出するとともに、日本への渡航に注意を促す勧告も発出した。 ・台湾外交部は3月15日に、東北、関東の全域、及び北海道東部と南部の沿岸地域を「退避勧告地域」に、沖縄県を除く「退避勧告地域」以外の日本各地を「渡航注意地域」にそれぞれ指定した。また、同日、被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、山形県、茨城県、北海道）からの退避を勧告した。

香港 同震災発生後、香港特別行政区政府は、被災地への渡航の自粛や被災地からの退避、日本への渡航の自粛を求める勧告を発出した。 ・香港特別行政区政府は3月15日に、岩手県、宮城県、福島県、茨城県への渡航を自粛するよう勧告した。また、日本のその他の地域へは、必要不可欠な場合を除いて旅行を自粛するよう勧告した。

・香港特別行政区政府は3月17日に、福島第一原子力発電所事故の今後の状況悪化を想定して、東京から退避するよう勧告した。

タイ 同震災発生後、タイ外務省は、被災地への渡航の自粛、被災地からの退避検討を求める勧告を発出した。 ・タイ外務省は3月15日に、東日本大震災の被災地への渡航を自粛するよう勧告した。

・タイ外務省は3月21日に、福島第一原子力発電所から半径80キロメートル以内に滞在するタイ人に対して、同域内に居住する必要性がない限り、移動を検討するよう勧告した。また、岩手県、宮城県、福島県に居住するタイ人に対して、タイへの帰国を望まない場合は日本の南の地域に移動するよう勧告した。

シンガポール ・シンガポール外務省は3月14日に、日本への不要不急の渡航を延期するよう強く勧告するとともに、訪日旅行がどうしても避けられない場合は、オンラインでの渡航登録をするよう強く勧告した。

・シンガポール外務省は3月17日に、福島第一原子力発電所から半径100キロメー

シンガポール 同震災発生後、シンガポール外務省は、被災地からの退避、日本への渡航の延期を求める勧告を発出した。 トル以内に滞在するシンガポール人に対して、退避するよう勧告した。特に、福島県、宮城県からは即時退避するとともに、近接する山形県、新潟県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県からも、その場に残らなければならない絶対的な理由がない場合を除いて、退避を検討するよう強く求めた。

・シンガポール政府は、同政府の公式ウェブサイト「東日本大震災に関する質問回答欄」を開設したが、その中で、訪日旅行の安全性に関する質問に対して、不要不急の訪日旅行を延期するよう求めるといった回答を掲載した。（同回答欄は3月中、継続発信された。）

豪州 同震災発生後、豪州外務貿易省は、被災地への渡航の自粛、回避、被災地からの退避を求める勧告を発出するとともに、日本への渡航に注意を促す勧告も発出した。

・豪州外務貿易省は3月13日に、福島県への渡航を再考するよう勧告した。

・豪州外務貿易省は3月14日に、宮城県への渡航も再考するよう勧告した。

・豪州外務貿易省は3月18日に、東京とその周辺地域、及び本州の東京以北の地域について、必要不可欠な場合を除いて旅行を回避するよう勧告した。（渡航自粛勧告5段階の最高警戒レベル）また、それ以外の地域の旅行も注意するよう強く回避した。（渡航自粛勧告段階の第3レベル）更に、福島第一原子力発電所から半径80キロメートル以内に滞在する豪州人に対して、退避するよう勧告した。

米国 同震災発生後、米国国務省は、被災地への渡航の自粛、被災地からの退避、日本への渡航の自粛を求
・米国国務省は3月11日に、政府関係者などの日本への不要不急の渡航を自粛するよう勧告した。

・米国国務省は3月17日に、福島第一原子力発電所から半径80キロメートル以内に滞在する米国人に対して、退避するよう勧告した。また、日本への不要不急の渡航を自粛するよう勧告した。更に、日本に在住する米国人に対して、国外に退去することを検討するよう勧告した。

・米国国務省は3月30日に、日本国内の渡航自粛対象地域から、北海道と愛知県・

米国 める勧告を発出するとともに、日本からの退去検討を促す勧告も発出した。

岐阜県以西の地域を外した。（この時点での渡航自粛対象地域は、東北、関東、新潟県、長野県、山梨県、静岡県となった。）ただし、米国から日本への飛行ルート上に、渡航自粛対象地域である首都圏（成田空港、羽田空港）が含まれていることから、渡航自粛対象地域から外した地域についても、十分な注意が必要であると促した。

カナダ 同震災発生後、カナダ外務・国際貿易省は、被災地への渡航の自粛、回避を求める勧告を発出した。
・カナダ外務・国際貿易省は3月12日に、青森県、岩手県、宮

城県、福島県、茨城県への旅行を、必要不可欠な場合を除いて自粛するよう勧告した。

・カナダ外務・国際貿易省は3月14日に、千葉県、東京とその近郊を渡航自粛対象地域に追加した。また、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を、「すべての旅行に対する退避勧告地域」に指定した。

・カナダ外務・国際貿易省は3月16日に、「すべての旅行に対する回避勧告地域」を、福島第一原子力発電所から半径80キロメートル圏内に拡大した。

英国 同震災発生後、英国外務省は、被災地などへの渡航の自粛、被災地からの退避を求める勧告を発出した。
・英国外務省は3月13日に、東京や東北などへの不要不急の渡航をすべて自粛するよう勧告した。

・英国外務省は3月17日に、福島第一原子力発電所から半径80キロメートル以内に滞在する英国人に対して、退避するよう勧告した。

フランス 同震災発生後、フランス外務省は、被災地への渡航の自粛、被災地などからの退避、日本への渡航の自粛を求める勧告を発出した。 ・フランス外務省と駐日フランス大使館は3月13日に、日本への渡航を自粛するよう強く勧告するとともに、日本滞在中のフランス人に対しては、急用でない限り、東京を含む関東から退避するよう勧告した。

・フランス外務省は3月28日に、日本への渡航自粛勧告について、「急用でない限り日本への渡航を自粛する」という内容に緩めたものの、宮城県、福島県、茨城県、栃木県に限っては、訪問を自粛する

フランス よう強く勧告するとともに、関東から退避したフランス人に対しては、急用がない限り関東へは戻らないよう勧告した。

ドイツ 同震災発生後、ドイツ外務省は、被災地などからの退避、日本への渡航の自粛を求める勧告を発出した。 ・ドイツ外務省は3月13日に、東日本大震災の被災地から離れるよう勧告した。また、福島第一原子力発電所近くや首都圏にいるドイツ人旅行者に対して、滞在の是非を検討するよう勧告した。

・ドイツ外務省は3月18日に、日本への不要不急の渡航を自粛するよう勧告した。

・ドイツ外務省は3月29日に、東北の被災地に滞在しないよう警告するとともに、福島第一原子力発電所の状況が安定するまで、東京・横浜地区、千葉県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県、群馬県、栃木県、茨城県、福島県、宮城県、山形県、北海道に居住・滞在するドイツ人に対して、滞在が必要不可欠でない限り、一時的に退去するよう勧告した。

Q101 福島県のクリーニング業者であるが、福島原発の事故直後から、大口の顧客であるホテル、旅館からほとんど仕事がなくなり困窮している。減収分について賠償請求することができるか。

間接被害として損害賠償請求は可能である。

解説

1 問題の所在

本件でクリーニング業者は、原発事故により、物理的に営業が不可能になったわけではなく、原発事故と売上の減少との間に直接的な因果関係が存するわけではない。

しかし、クリーニング業者の大口の顧客であったホテル、旅館からの仕事が原発事故後に大幅に減少したことの原因は、それらのホテル、旅館の宿泊客が減少したためであり、その原因は、原発事故によりホテル、旅館の営業が不可能になってしまったか、又は、原発事故の発生による健康被害等の懸念のために宿泊の解約や予約控え等が発生したためであると考えられる。

ホテルや旅館の営業損害については、原賠法に基づく損害賠償の対象となるが（Q99）、更に、それらのホテル・旅館の取引先に発生した、いわゆる「間接被害」も賠償の対象と

なるかどうかが問題となる。

2 間接損害についての指針

(1) 中間指針・第8(指針))によれば、「間接被害」とは、「本件事故により〔中間指針〕第3ないし第7で賠償の対象と認められる損害(以下「第一次被害」という。)が生じたことにより、第一次被害を受けた者(以下「第一次被害者」という。)と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害」を意味するものとされている。

(2) 中間指針は、「間接被害」については、間接被害を受けた者(以下「間接被害者」という)の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故と相当因果関係のある損害と認められると定め、本件事故と相当因果関係のある間接損害の具体的な類型として、a事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの、b事業の性質上、調達先が地域的に限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの、c原材料やサービスの性質上、調達先が限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたものを挙げている(中間指針・第8(指針))。

もっとも、原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている場合とは、事前のリスク分散が不可能又は著しく困難な場合をいうとされ、更に、一定の時間が経過すれば、材料・サービスの変更をするなどして、被害の回復を図ることが可能であるため、賠償対象となるべき期間には限度があるとしている(中間指針・第8(備考)2)。

更に、中間指針は、上記類型以外にも、間接被害者に生じた被害を個別に検証し、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故との相当因果関係が認められると定めている。例えば、第一次被害者との取引が法令により義務づけられている間接被害者において、第一次被害者との取引に伴って必然的に生じた被害についても、相当因果関係が認められる(中間指針・第8(備考)1)。

なお、必ずしも中間指針で定義する間接被害には当たらないが、本来は第一次被害者又は加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合は、賠償の対象となるとする(中間指針・第8(備考)3)。

(3) 中間指針では、間接被害の損害項目として、 a 営業損害及び b 就労不能等に伴う損害が考えられている(中間指針・第8(指針))。

3 本件事故との間の相当因果関係とその立証方法

(1) 本件クリーニング業者の減収などの損害が本件事故と相当因果関係がある損害と認められるかどうかを検討するに当たっては、まず中間指針が列举する類型の1つである「a事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの」に当たるかどうかを検討する必要がある。

(2) 「事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者」といえるか

クリーニング業者の顧客は自分が居住・営業している場所から近い所にある業者を選ぶ

のが一般的であり、クリーニング業は地域密着型産業としての特徴を有しているのが通常である。

本件クリーニング業者についても、実際に地域のホテル・旅館が大口の顧客であったことを、本件クリーニング業者の事故前の売上に関する取引先別の売上の明細書等の資料から証明すれば、本件クリーニング業者が「事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者」であることは説明できるであろう。

(3) 「販売先である第一次被害者の避難、事業休止等」があるか

本件クリーニング業者の大口の顧客であるホテル・旅館が避難、事業休止していれば、本件クリーニング業者の間接損害が「販売先である第一次被害者の避難、事業休止等」により生じたといえることは明らかである。

しかし、ホテル・旅館が避難、事業休止していなくとも、風評被害によってホテル・旅館の宿泊客が減少し、その影響でクリーニング業者に仕事が来なくなり、減収することは十分考えられる。この点、中間指針・第8(指針)は間接損害を定義するに当たって、第一次的被害に中間指針・第7風評被害も含めている。したがって、風評被害も避難、事業休止「等」に含まれ、風評被害によって生じた間接損害も、「販売先である第一次被害者の避難、事業休止等」に伴って生じたものといえる。

本件クリーニング業者としては、取引先であるホテル・旅館に本件事故による風評被害により営業損害・宿泊客の減少が生じていることを、Q99、Q100において説明した方法により、立証する必要がある。これを証明するための資料としては、取引先のホテル・旅館から資料提出について協力を得る必要がある。それらの取引先が原賠法に基づく賠償請求を行っている場合には、その請求のための資料を利用させてもらうことができれば、それにより証明できるであろう。

(3) 第一次被害「に伴って必然的に生じたもの」といえるか

本件クリーニング業者の間接損害が、取引先のホテル・旅館の営業損害・宿泊客の減少などの第一次損害に伴って必然的に生じたものといえるためには、本件クリーニング業者の売上の相当部分をホテル・旅館との取引が占めていること、本件事故後このようなホテル・旅館からの売上が相当程度減少したことを証明する必要がある。

本件クリーニング業者の売上の中でホテル・旅館といった観光業者に対する売上が占める割合を証明するための資料として、本件クリーニング業者の事故前の売上に関する取引先別の売上の明細書等が証明資料として必要になる。また、本件事故後このようなホテル・旅館からの売上が相当程度減少したことを証明する資料として、本件クリーニング業者の事故後の売上に関する取引先別の売上の明細書等が証明資料として必要になる。

4 本件の賠償項目と立証方法

本件では、本件クリーニング業者が、大口の顧客であるホテル・旅館からの仕事がほとんど来なくなり、減収していることから、その営業損害を賠償請求することになる。

営業損害としては、取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分及び合理的な範囲

の追加的費用が賠償の対象となる（中間指針・第8（指針）1）。その算定方法は、営業損害（中間指針・第3〔損害項目〕7（指針））と同一である。すなわち、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（逸失利益）が損害となる。

このような営業損害を立証するための資料として、本件クリーニング業者の事故発生前の確定申告書、決算書類、帳簿等の事業内容や売上額等を証明する資料と、事故後の売上額等を証明する資料が必要となる。

5

以上より、本件クリーニング業者の減収分も原賠法に基づく損害賠償を受けられると考えられる。

7 学 校

Q102 避難指示等が出され、区域外への学校施設の移転を余儀なくされた。どのような損害賠償請求が可能か。その後、屋内退避指示が解除された地域で学校を再開した場合はどうか。

代替施設の確保に要した費用（賃料・不動産取得代金・施設建設費用等）、備品等の移動費用、新たな教材・備品等の購入費用、児童・生徒の通学手段の確保に要した費用、教職員の通勤交通費の増加費用などの賠償請求が可能である。

また、屋内退避指示が解除された地域で学校を再開した場合には、学校施設・備品等の検査費用、校舎・校庭等学校施設の除染費用の賠償請求が可能である。また、放射線モニタリング機器の設置費用、児童・生徒のカウンセリングに要する費用も賠償の対象となり得る。

解 説

1 区域外への学校施設の移転について

（1）教育は社会の基本的な機能であり、この機能は避難等指示が出された区域についてもできるだけ原状のまま維持されるべきである。また、教育に関しては、避難等指示が出された区域内の住民の教育を受ける権利（憲法26条）を保障するためにも、同区域内に居住する児童・生徒等が必要な教育を受けるための措置は可及的速やかに講じられなければならない。その点から、避難等指示が出された区域内の学校が、同区域内での学校運営が不可能となったことから、区域外に代替施設を確保するなどして学校機能を移転した場合に、これに要した費用は、営業損害として、必要かつ合理的な範囲内において福島原子力発電所事故と相当因果関係を有する損害といえる。

また、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針においても、営業損害を認める事業について「対象となる事業は、農林水産業、製造業、……、学校教育その他の事業一般であり、営利目的の事業に限られず」（中間指針・第3〔損害項目〕7（備考）1）とされており、

学校法人の被った営業損害も対象となる。

この場合に考え得る損害項目についてであるが、中間指針において、「商品調達等費用の増加、従業員に係る追加的な経費など、……当該事業者が対象区域内から同区域外に事業拠点を移転させた費用や、事業に必要な営業資産等……を搬出した費用などの追加的費用についても、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる」(中間指針・第3〔損害項目〕7(備考)1))とすることから、代替施設を確保するための費用(賃貸借の場合や仮設校舎を建設した場合等)、備品等の移動費用、新たな教材や備品等の購入費用、避難中の児童・生徒についての通学手段の確保に要する費用などが考え得る。また、最終的には個々の学校等の事情に応じて個別に因果関係を有する範囲が吟味されるべきことになる。

(2) 代表的な損害項目

代替施設の確保に要した費用

ア 賃貸借契約を締結した場合

礼金・敷金・保証金等

この場合に、敷金や保証金の一部(以下、「敷金等」という)に関しては、原則として明渡し時における返還が予定されている場合にまで、契約時に支出した全額の賠償が認められるかが問題となる。

この点につき、賠償請求を行う時点で敷金等の返還条件が成就していない場合でも、契約時に要した費用全額を損害ととらえるべきである。なぜなら、将来返還される敷金等の金額は不確定である一方で、学校側は原発事故がなければ不要であった金員の支出を余儀なくされており、その現実の金員の支出そのものを損害ととらえるのが妥当といえるからである。

施設改造費用

学校側が、学校運営に必要な賃借物件の改造を行った場合には、その改造費用も損害賠償の対象となる。問題は、対象となる費用の範囲であるが、基本的には、移転に係る学校が従前から掲げていた教育理念を達成するために必要な施設改造費用については、合理的な範囲として損害賠償請求が可能といえる。例えば、農業学校の実習農場施設、高度なIT教育を教育理念に掲げる学校における無線LAN設備、国際競技レベルのスポーツアスリート養成を目標とする学校における運動施設などが考え得る。

賃料

基本的に相当因果関係を有し、損害賠償請求が可能である。

賃料が過度に高額である場合などは、相当因果関係が否定される場合もあり得ようが、学校の代替施設確保の緊急性、困難性、立地における通学の利便性などへの配慮が必要となることなどからすれば、原則として学校側が建物所有者等と合意した賃料全額について因果関係を肯定することとすべきである。

イ 代替施設用地を取得し仮設校舎を建設した場合

不動産取得代金

損害賠償請求が可能である。ただし、売買代金が不相当に高額である場合など相当因果関係が否定される可能性がある点、その場合の主張立証責任の所在についての考え方は前述した賃料の場合と同様である。

施設建設費用

損害賠償請求が可能である。この場合にも必要かつ合理的な範囲を超える施設の建設費用については相当因果関係が否定されるが、必要性及び合理性の欠如についての主張立証責任については、前述した施設改造費用や賃料の場合と同様の考え方が妥当する。

備品等の移動費用

前記のとおり、中間指針において、避難等指示が出された区域の事業者が事業に必要な営業資産等を搬出した費用が賠償の対象とされている。この見地からすれば、避難等指示区域の学校が区域外の代替施設に移転する場合もかかる避難の場合と同様にとらえ得ることになり、備品等の移動費用もその実費について損害賠償請求が可能である。

もっとも、緊急時において、専門の運送業者が確保できなかったことから、教職員等が分担して移動作業を行ったような場合には実費の立証が困難となることもあり得る。このような場合には、運送業者を用いた場合の平均的な費用により損害を算定することも認められるべきである。

新たな教材、備品等の購入費用

緊急時における避難を余儀なくされたため、学校においても、学校運営に必要な教材や設備機器等を避難等指示区域内に置き去りにせざるを得なかった場合もあり得る。このような場合には、代替施設における学校運営に必要な範囲で新たな教材や設備機器等を購入することもやむを得ないものであり、原発事故との相当因果関係が肯定されるべきである。よって、損害賠償請求が可能である。

児童・生徒の通学手段の確保に要した費用

避難指示区域内の児童・生徒が避難所等から代替施設に通学するに当たり、公共交通機関を利用した通学が困難となった場合や、屋内退避区域から児童・生徒が区域外の代替施設に通学するために、学校がスクールバスを手配した場合など、児童・生徒の通学手段の確保に要した費用も、原則として原発事故との相当因果関係を有する損害として、損害賠償請求が可能である。

教職員の通勤に要する交通費の増加分

代替施設の所在地によっては、教職員が避難所等から通勤するための交通費が増加する場合があります。この増加分を学校が負担した場合には、増加分は原発事故と相当因果関係を有する損害として損害賠償請求が可能である。

2 屋内退避指示が解除され学校を再開した場合について

(1) 中間指針において、福島原子力発電所事故により避難等を余儀なくされた者が対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用等について、必要かつ合理的な範囲内において、賠償すべき損害となるとされていること(中間指針・

第3〔損害項目〕4（指針））や、避難指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとされていること（中間指針・第3〔損害項目〕7（指針））から、屋内退避指示が解除され、学校を再開する際に、代替施設から備品等を移動する費用については、避難者が帰宅する際における家財道具の移動費用と同様に賠償の対象となると解される。

また、学校の再開に当たっては、損傷した施設の補修や、校庭等の整備などの必要があり、また、放射性物質による汚染の懸念への対応などにより、従前の学校運営に比して増加費用が生じることがあり得る。この場合の増加費用が損害賠償の対象となるかについても、避難指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとされていること（中間指針・第3〔損害項目〕7（指針））から、賠償の対象となり得る。なお、この点は、屋内退避指示以外の避難等指示が解除された区域において学校の運営を再開する場合でも異ならない。

（2） 検 討

損傷した施設の補修費用

地震動の影響によって損傷した設備の補修費用は、原発事故との因果関係は否定される。ただし、地震動により校舎に雨漏りが生じたが、避難等指示が出され適時適切な応急措置をとり得なかったため、雨漏りの影響により学校施設の損傷が拡大した場合など、地震と原発事故との複合的な損害が生じているといえる場合は損害賠償請求をなし得る。

校舎等の検査費用

この点については、中間指針において「対象区域内にあった商品を含む財物につき、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められた場合には、所有者等の負担した検査費用（検査のための運送費等の付随費を含む。……）は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる」（中間指針・第3〔損害項目〕9）とされていることが参考となる。

避難等指示区域に立地する学校については、その再開に当たり校舎等学校施設の汚染状況を確認することは、児童・生徒の不必要な被ばくを避ける見地から必要かつ合理的な措置といえる。また、児童・生徒の保護者は、子どもの安全のため、学校に対し当然に学校施設の汚染状況の確認を要求するのが通常である。したがって、そのための検査費用は原発事故との相当因果関係を有する損害として賠償請求が可能である。

学校設備の除染費用

前記のように、中間指針・第3〔損害項目〕7（指針））から、必要かつ合理的な範囲で賠償の対象となる。

放射線モニタリングに要する費用

Q107を参照

児童・生徒等へのカウンセリングに要する費用

Q107 を参照

Q103 福島原子力発電所事故により避難等の指示が出されたことから対象区域内の私立学校が休校を余儀なくされた場合や、対象区域の内外を問わず同事故の影響から児童・生徒数が減少した場合に、授業料等学納金収入の減少に伴う損害は賠償されるか。本来得られる予定であった私学助成など補助金が得られなくなった場合についてはどうか。

1 避難等指示の対象区域内の私立学校が休校を余儀なくされた場合には、学納金収入の減少に伴う損害は営業損害として賠償の対象となる。同区域内の私立学校について児童・生徒数の減少が生じた場合も同様である。

2 他方、避難等指示の対象区域外の私立学校において、児童・生徒数の減少が生じた場合には、転校や退学、入学辞退をした児童・生徒が対象区域内に居住する者であり、避難等に伴い転校や入学辞退等を余儀なくされたときは避難等指示に伴う損害として賠償の対象となる。

同児童・生徒が対象区域外に居住する者である場合で、転校や入学辞退の事由が放射線の影響を懸念してなされたときは、いわゆる風評被害の賠償と同様に考え得る。したがって、児童・生徒が当該私立学校での学校生活を送るについて、放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となり得る。

3 また、政府の避難等指示が出されたことにより、私学助成等の補助金が得られなくなった場合には、かかる補助金も営業損害の算定において原発事故がなければ得られたであろう「収益」に含まれ、賠償の対象となる。

解 説

1 休校を余儀なくされた場合について

中間指針において、「従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収のあった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる」とされ（中間指針・第3〔損害項目〕7（指針）)), 対象となる事業についても「学校教育その他の事業一般であり、営利目的の事業に限られず」（同（備考）1）とされている。

この点から、避難等指示が出されたことから休校に追い込まれた私立学校の逸失利益については、営業損害として損害賠償請求が可能である。

営業損害の算出方法は、原則として、原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額となる。この収益

には、「売上高のほか、事業の実施に伴って得られたであろう交付金等（例えば、農業における戸別所得補償交付金、医療事業における診療報酬等、私立学校における私学助成）がある場合は、これらの交付金等相当分も含まれる」とされている（中間指針・第3〔損害項目〕7（備考）2））ので、児童・生徒数の減少に伴い減額された私学助成金の減額分も損害賠償の対象となる。

また、将来の売上のための費用を既に負担し、又は継続的に負担せざるを得ないような場合には、当該費用は原発事故によっても負担を免れなかったものとして、これを控除せずに減収分（損害額）を算定することができる（中間指針・第3〔損害項目〕7（備考）4））。

ただし、国又は地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は、学校法人会計基準に従って会計処理がなされることになることから、この点に配慮した損害額の算定がなされる必要がある。

2 生徒数の減少が生じた場合について

（1） 生徒数の減少について

避難等指示が出された区域のみならず、同区域外の私立学校においても同様の問題が生じているが、同区域の内外により、問題の所在が異なる。

また、児童・生徒数減少の原因としては、在校児童・生徒の転校や退学によるものと新入学予定者の入学辞退によるものが考え得るし、転校等に係る在校生や入学辞退者が外国人留学生である場合については別段の考慮が必要となる。

（2） 避難等指示が出された区域内の私立学校について

前記のとおり、中間指針において、「従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収のあった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認め得る」とされ（中間指針・第3〔損害項目〕7（指針）)), 対象となる事業についても「学校教育その他の事業一般であり、営利目的の事業に限られず」（同（備考）1））とされている。

また、避難等の指示が出されたことにより、区域内の私立学校は区域外において代替施設を確保しなければ学校運営を継続できない状況となったような場合、かかる状況下においては、いかに代替施設を充実させたとしても、原発事故がなければ維持できていた教育環境と完全に同等の環境を実現することはできない。

そのため、在校生の転校や退学、新入学予定者の入学辞退が生じることは私立学校側の努力のみによっては避けられないものであり、これにより、学納金収入の減少が生じた場合には、その減収分は原発事故と相当因果関係を有する損害として、損害賠償請求が可能となる。

この点、警戒区域内にて私立幼稚園を運営する学校法人が、保育料や地方公共団体からの補助金収入が途絶したことから、東京電力に対して仮払請求をしたが、学校法人は中小

企業には当たらないとの理由で、一時これを拒否されるという事態が生じた。しかし、前記のとおり、中間指針においても、対象となる事業は「学校教育その他の事業一般であり、営利目的の事業に限られず」とされており、かかる東京電力の取扱いに法的な正当性は認められない。

(3) 避難等指示区域外の私立学校について

転校や退学をした児童・生徒や新入学辞退者が、避難等指示に係る区域内に居住する者であったことから、避難に伴い転校や入学辞退を余儀なくされた場合には、かかる避難は不可避である以上、これにより学納金収入の減少が生じたときは、これによる減収分は原発事故と相当因果関係を有する損害となる。

転校や退学をした児童・生徒や新入学辞退者が避難等指示に係る区域外に居住する者である場合には、転校や退学・入学辞退の事由によることになり、これらが放射性物質による汚染の危険性を懸念してなされたときは、Q41の「自主避難」の場合を参照しつつ、風評被害と同様に考えられる。

いわゆる風評被害に関する一般的基準としては、中間指針において「消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合」とされる(中間指針・第7・1(指針))。

この点につき、「汚染の危険性の懸念」については、通学時や帰宅時、部活動等の課外活動において、児童・生徒は学校施設以外の周辺地域を行動範囲とすることからすれば、単に学校施設における汚染の危険性に限定するべきではない。懸念の対象となる汚染の危険性については、当該私立学校が立地する地域全体についてこれをみるべきである。

また、汚染の危険性に対する懸念を有し、これを敬遠しようとする心理の主体として、未成年者については基本的に児童・生徒等の安全に配慮すべき親権者等の保護者を主体として検討がなされるべきである。

更に、合理性を有しているか否かについては、報道等で若年層の放射線感受性が高いとされていること、観光旅行で旅館に宿泊するというような場合とは異なり、在学期間中に継続的に放射線の影響を受けるため懸念がより増幅され得ることに鑑み、合理性については広く認められるべきである。

なお、転校や入学辞退が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合に、これによる学納金収入の減少から休校に追い込まれたような場合については、本問1と同様に考えるべきことになる。

(4) 関連する問題について

外国人留学生に特有の問題

外国人留学生については、福島原子力発電所事故を受けた母国からの帰国指示等により、在校していた留学生が帰国した場合や、新規留学予定者の留学辞退が生じた場合に、これによる学納金収入の減少に伴う損害をどうとらえるべきかが問題となる。

この点について、原子力損害賠償紛争審査会の指針は明確に示されていないものの、基本的に、外国人留学生の母国からの指示により退学や留学辞退等がなされた場合には、基本的には避難等指示がなされた区域に居住する生徒等が、避難を余儀なくされたために転校や入学辞退をした場合と同様に考え得る。

また、母国からの帰国指示等がなされなかったにもかかわらず留学生の独自の判断による帰国や留学拒否がなされた場合や、帰国指示等が解除された後も留学生が独自の判断に基づいて復学しなかった場合等は、いわゆる風評被害の場合と同様として、本問2(3)と同様に考え得る。

なお、外国人教員や研究者の他校や国外への流失が生じ、これにより代替教員等の確保のため増加費用が発生した場合に、その損害賠償請求が可能かとの問題も起こり得るが、これについても、母国からの帰国指示等の有無に応じて上記と同様にとらえることが可能である。

損害の終期について

損害の終期については、基本的には、福島原子力発電所事故の収束時期に照らして決められるべきであるが、現時点ではこれは明らかになっていない。

しかし、学校については、一旦入学した場合には、児童・生徒等が、生活面において学校が立地する地域と密接かつ継続的な関係を有することになる。この点から、当該地域における放射線の影響に対する懸念は、一時的な滞在にとどまる旅館業などに比して、より強いものとなることが考え得る。そのため、福島原子力発電所事故が収束した後も通常時を上回る放射線の空間線量が計測され続けるような場合には、新規入学者の減少傾向が継続する可能性が高い。

したがって、損害の終期についても、かかる学校の特殊性を十分考慮した賠償がなされるべきである。例えば、福島県内において、同一市町村の他の学校も含めて統計的に新規入学者の減少が認められるような場合には、損害が未だ継続しているととらえ、賠償が継続されるべきである。

3 私学助成等の補助金収入が得られなくなった場合について

中間指針は、「「収益」には、売上高のほか、事業の実施に伴って得られたであろう交付金等（例えば……私立学校における私学助成）がある場合は、これらの交付金等相当分も含まれる」とする（中間指針・第3〔損害項目〕7（備考）2）。

このことから、私学助成等の補助金収入が得られなくなった場合には賠償の対象となる

Q104 避難等指示がなされた区域外の学校において、避難等指示区域から避難してきた児童・生徒を受け入れるに当たり、児童・生徒数の増加に合わせて新たに仮設校舎等を建築したり、備品等を購入したりした場合の増加費用は賠償されるか。

合理的な範囲内で賠償の対象となる。

解 説

避難等指示がなされた区域に居住する児童・生徒等については、原発事故前に通学していた学校等が区域外にて再開されない限り、避難先にある学校等に転学か、事実上の受け入れをってもらう対応を余儀なくされている（「〔概要〕福島原子力発電所事故により生じた学校等への影響について」（原子力損害賠償紛争審査会第3回資料2-1））。

このような状況からすれば、避難等指示が出されたことにより避難してきた児童・生徒等の受け入れは、避難児童・生徒等の就学機会の確保のために必要不可欠なものといえる。

また、教育の機会均等の観点から、避難児童・生徒等に対しても、それ以外の児童・生徒等に比して劣悪な教育環境に置くことは許されない。

そして、福島原子力発電所事故がなければ、児童・生徒等が避難することはなかったであり、避難児童・生徒等の受け入れ先となった学校等が、避難児童・生徒等のために必要な教育環境を整備しなければならない事態も起こらなかったものである。

よって、避難児童・生徒等を受け入れるに当たり、避難等指示区域以外の学校等が仮設校舎の建築や備品の購入などにより増加費用を負担した場合には、その費用の発生は福島原子力発電所事故との因果関係を有し、必要かつ合理的な範囲内において、損害賠償請求の対象となる。

ただし、現在においても、都道府県等において就学支援事業や就学援助事業が行われており、これら支援事業等により上記増加費用の一部について補助金が交付された場合には、損益相殺の対象となる。

Q105 私立学校において、児童・生徒への不必要な被ばくを避けるため、校庭の表土を除去するなどの除染措置を講じた場合には、かかる除染費用は賠償の対象となるか。

（1） 少なくとも、政府又は地方公共団体による調査結果に基づくものであり、かつ、政府が放射線量を低減するための措置費用の一部を支援する場合には、校庭の土壌を除染した費用は賠償の対象となる。

（2） 上記（1）に当たらない場合でも、当該私立学校において計測される空間線量の数値の積算で、年間1ミリシーベルトを超えることが予想されるときには、この場合の除染費用は賠償の対象となるとされるべきである。

解 説

1 中間指針において、「校庭・園庭における土壌に関して児童生徒等の受ける放射線量を低減するための措置について、少なくとも、それが政府又は地方公共団体による調査結果に基づくものであり、かつ、政府が放射線量を低減するための措置費用の一部を支援する場合には、学校等の設置者が負担した当該措置に係る追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる」とされた（中間指針・第6〔損害項目〕1（備考）3）。

また、文部科学省は、平成23年5月27日、今年度、学校生活において児童・生徒等が

受ける線量について、当面、年間1ミリシーベルト以下を目指すこととし、校庭等の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校等を対象として、校庭等の土壌に関して線量の低減措置を講じる学校等の設置者に対して財政的支援を実施するものとした（「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」（文部科学省平成23年5月27日通知））。

この見地から、少なくとも、政府又は地方公共団体が行った空間線量の調査により、校庭等での空間線量率において毎時1マイクロシーベルト以上の数値が計測された学校等が、児童・生徒等の不必要な被ばくを回避するために土壌の除染措置を講じた場合で、かつ、政府がその措置に要した費用の一部を支援する場合には、その措置に要した費用は、原則として、損害賠償請求が可能となる。

なお、中間指針では、「必要かつ合理的な範囲で」と限定が付されているが、学校等は被ばく線量低減のための措置を講じるに際しては、教育委員会や専門家等の意見を参考にするなど、講じるべき措置を吟味して実施しているのが通常である。このことからすれば、東京電力が賠償請求を拒否する場合には、学校等が講じた措置が不合理であることを立証すべきであろう。

2 また、校庭等の土壌に関する除染措置については、中間指針が「少なくとも」とし、上記のように、文部科学省も、学校において児童・生徒等が受ける線量について、当面、年間1ミリシーベルト以下を目指すとするものである以上、校庭等にて計測される空間線量率の積算により年間1ミリシーベルトを超えるおそれがある学校等については、その設置者が講じた土壌の除染措置に係る費用を賠償の対象とするべきである。

3 また、この問題に関連して、学校等が、児童生徒等の不必要な被ばくを避けるために、水泳の授業を民間の屋内プールを賃借して実施した場合や、校舎内への外気の取込みを抑えるために特殊なエアコンディショナーを各教室に設置した場合などがあり得る。

これらの場合について、中間指針には明記されていないものの、児童・生徒等が成人に比して放射線に対する感受性が強いことに鑑み、これらの措置に要する費用についても土壌の除染措置の場合と同様にとらえることが可能と解する。

4 以上の点について、これらの費用の全部又は一部について、国や都道府県の補助を受けた場合には損益相殺の対象となる点に注意が必要である。なお、この場合には、除染費用を補助した国や都道府県は補助金相当額の損害を被ったことになる。

Q106 給食で使用する食材について、保護者から、地元産の野菜や牛乳を使用することへの不安の声が強かったことから、すべての食材を他県産に切り替えた。これにより食材の調達費用が増加したが、この増加分は賠償の対象となるか。

当然には賠償の対象とはならないが、農畜産物及び水産物並びにこれらを主たる原材料とする食品加工物についていわゆる風評被害が認められるとされる地域の学校等については、賠償の対象とすることも十分考え得る。

解 説

1 食材に関しては、食品衛生法上の食品等の暫定規制値を超える食材は流通していないというのが国の基本的立場である。この見地からすれば、すべての食材を他県産に切り替えたことによる食材調達費用の増加分について、直ちにすべてが賠償の対象となると解することは困難である。

2 他方で、中間指針において、一定の地域において産出された農林畜産物及び水産物並びにこれらを主な原材料とする食品加工品等について、いわゆる風評被害として、買い控え等による被害を賠償の対象とすることが認められている（中間指針・第7・2）。

また、食品に関しては全量検査ではなく、あくまでもサンプリング検査にとどまること、実際にも、牛肉が検査をすり抜けて流通する事態が生じていることからすると、流通している食材に含まれる放射性物質の量が、絶対に食品衛生法上の暫定規制値を下回っているとはいえない現状にあることもまた事実である。

このような見地から、いわゆる風評被害が認められる類型についての基準を踏まえ、当該地域内の学校等において、食材を他県産や他の地域の産品に切り替えたために調達コストが増加した場合には、その増加費用分を賠償の対象とすることも十分あり得る考え方といえる。

3 また、関連する問題として、上述した牛肉のように、実際に検査をすり抜けて流通したことが確認された食材について、学校等が既に購入済みの同種食材を念のため廃棄することが考え得る。この場合の廃棄費用や代替食材の調達費用などの増加費用についても賠償の対象となり得る。

Q107 私立学校が、放射線量を日々計測するため、学校の施設内にモニタリングポストを設置し、更に、個人線量計を購入して教職員が常時被ばく量を積算することとした。この場合の費用は賠償の対象となるか。子どもたちの心のケアのために新たにスクールカウンセラーを増員した場合の費用はどうか。

1 一定以上の放射性物質が飛散した地域に所在する私立学校においては、モニタリングポスト設置費用や個人線量計の購入費用が賠償の対象となり得る。

2 スクールカウンセラーの増員費用も、福島原子力発電所事故の被災地域に所在する私立学校においては賠償の対象となり得る。

解 説

1 モニタリングポスト設置費用及び個人線量計の購入費用について

Q105 でも述べたとおり、文部科学省は、今年度、学校生活において児童・生徒等が受ける線量について、当面、年間1ミリシーベルト以下を目指すこととした。

かかる目標を達成するためには、学校等において継続的に放射線に対するモニタリングが行われることが必要である。

そして、そのモニタリングのための手段として、定点計測のためにモニタリングポストを設置するとともに、児童・生徒等の行動様式に合わせてより緻密な被ばく線量の把握のため個人線量計を導入することにも合理性が認められる。

また、モニタリングポストの設置などの措置は、児童・生徒等の不必要な被ばくを回避するためになされるものであることから、児童・生徒等が不必要な被ばくを避けられない環境下にある学校、具体的にはこれまでのモニタリングにより一定量の放射性物質の飛散が確認された地域の学校については、かかる措置をとることが必要かつ合理的なものとして、その設置費用を賠償の対象とするべきである。

2 スクールカウンセラーの増員費用について

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課は、平成 23 年 4 月 14 日付けで、各都道府県私立学校主管課等に対し、被災した児童生徒等の心のケアの充実を図ることを求めている（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡平成 23 年 4 月 14 日「児童生徒等の心のケアの充実について」(依頼)）。

かかる見地から、福島原子力発電所事故による被災地域においても、私立学校等が、児童・生徒等に対するカウンセリング体制の充実を図るため新たにスクールカウンセラーを増員した場合には、その増員措置は、同事故やこれに伴う放射線の影響に対する児童・生徒等の不安に対処するために必要かつ合理的なものといえ、同事故との相当因果関係を有し、賠償の対象となるものと考えられる。

この点、児童・生徒等の心のケアは、福島原子力発電所事故に関するものに限られず、地震や津波被害など東日本大震災に被災したことを含めケアがなされるべきものであることから、同事故との相当因果関係が否定されるという解釈も成り立ち得る。

しかし、福島原子力発電所事故の被災地域においては、今なお収束の目途が立たない同事故への不安感への対処が、児童生徒等の心のケアの多くの部分を占めているのであり、同事故の被災地域に立地する学校等が、スクールカウンセラーを増員した場合には、その増員は同事故への学校の対処として必要かつ合理的なものとして解すべきである。

Q108 避難指示等の対象となっていない地域で私立幼稚園を運営する学校法人において、園児の避難により保育料収入と地方公共団体等からの補助金収入が減少した。この場合に、かかる減少分は賠償の対象となるか。

園児が避難した理由により異なるが、園児が避難指示区域等の住民であったことから避難を余儀なくされた者である場合や、避難の理由が本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、これを敬遠する心理が働いたことによるような場合で、そのような心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められるときには、賠償の対象となり得る。

解 説

Q103・2(3)及びQ41 参照

8 運送業

Q109 避難区域，飛行禁止区域又は航行危険区域に指定された地域を通ることができないために迂回した結果，輸送コストが増加した場合，その増加分は賠償されるか。

いずれも，合理的な範囲に限り賠償される。

解 説

1 航行危険区域に指定されたことにより迂回を余儀なくされた場合（海運）

海上保安庁により航行危険区域に設定された，福島第一原発を中心とする半径 30 キロメートルの円内海域については，内航海運業者や旅客船業者は航行することができず，迂回を余儀なくされている。

中間指針では，航行危険区域の設定により，当該区域を航行することが危険であるとして，これを避けて航路の迂回を余儀なくされたことにより費用が増加した場合や，減収が発生した場合には，その費用の増加分又は減収分について，必要かつ合理的な範囲内で損害と認められるとしている（中間指針・第 4〔損害項目〕1（指針））。

したがって，航路の迂回を余儀なくされた場合に，かかる迂回路が，迂回路として合理的な航路であれば，そのために増加した燃料費等の増加コストは本件事故と相当因果関係のある損害として賠償されることになる。なお，増加した費用としては，燃料代のほか，用船料の増加分も考えられる。また，迂回を余儀なくされたことにより，減収が生じた場合には，その減収分が，賠償されることになる。この場合の減収分の算定方法は，本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から，本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（逸失利益）となる。

ただし，迂回路が，合理的な航路と認められない場合には，増加費用が本件事故と相当因果関係のある損害と認められないことも考えられる。今後の損害賠償請求に備えて，迂回路の記録，燃料代の領収証等の迂回したために増加した費用を示す証拠を保存しておくことが望ましい。

なお，迂回路の合理性の判断に当たっては，海上運送事業の特性として，船員電離放射線障害防止規則（昭和 48 年運輸省令第 21 号）により，船舶所有者は，船員が電離放射線を受けることをできるだけ少なくする努力義務が課されていることもあり，十分な迂回をする必要があることが考慮されるべきである。

2 避難区域に指定されたことにより迂回を余儀なくされた場合（陸運）

陸上運送において，運送に供する車両が対象区域内に進入することができず，迂回を余儀なくされるケースがみられる。

中間指針では，車両や商品等の対象区域内への出入りに支障を来したことなどにより，対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者が，その事業の継続に支障が生じた場合には，当該事業に係る営業損害や，上記事業の支障により生じた追加的な経費のうち，必要かつ合理的な範囲について賠償すべき損害としている（中間指針・第 3〔損害項目〕7

(備考)1))

したがって、対象区域内に進入することができなくなったことで迂回を余儀なくされ、輸送コストが増加した場合などには、その追加費用における必要かつ合理的な範囲が、減収が生じた場合には、その減収分が、本件事故と相当因果関係のある損害として賠償される。なお、減収分の算定方法は上記1に示したのと同様である。追加的費用が発生している場合には、迂回路の記録や、追加費用発生の根拠となる資料(燃料代や有料道路代金の領収証など)を保存しておくことが望ましいことも、上記1と同様である。

3 飛行禁止空域が設定されたことにより迂回を余儀なくされた場合(航空)

国土交通省により、飛行禁止区域が設定され、それにより当該区域の飛行が制限され、航空業界においても、一部の空路に関して迂回を余儀なくされている。

この場合については、中間指針では、飛行禁止区域の設定により、航空運送事業を営んでいる者が、同区域を迂回して飛行したことによって費用が増加した場合には、当該費用の増加分が必要かつ合理的な範囲で損害と認められるとしている(中間指針・第4〔損害項目〕1(指針))

したがって、迂回を余儀なくされたことにより発生した燃料代等の追加的費用のうち必要かつ合理的な範囲については、本件事故と相当因果関係のある損害として賠償される。

また、中間指針には、飛行を制限されたことで発生した減収分についての言及はない。しかし、飛行禁止区域の設定により減収分が生じるのは、航行危険区域と指定された場合に減収分が生じるのと同様である。したがって、飛行禁止区域の設定により生じた減収分については、本件事故と相当因果関係のある損害として賠償されると考えられる。なお、減収分の算定方法については、上記1及び2と同様に考えればよい。

Q110 海外に荷物を輸送したところ、放射線検査の実施を義務づけられ、放射線検査の結果等による入港の拒否、一時的な荷降ろしの制限等を受けた。これにより発生した検査費用、倉庫代、輸送が遅延したために発生した損害は賠償されるか。

検査費用、倉庫代及び輸送遅延による損害は、いずれも賠償される。

解 説

1 検査費用について

中間指針では、「風評被害」とは、報道等により広く知らされた事実によって、消費者又は取引先が、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念し、当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等を行ったために生じた被害を意味するものとするとし、「風評被害」についても、本件事故と相当因果関係のあるものであれば賠償の対象とする、としている(中間指針・第7・1(指針))

そして、一定の範囲の類型については、本件事故以降に現実生じた買い控え等による被害は、原則として、本件事故と相当因果関係があるとする。

本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害には、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査の費用が含まれているし、輸出に係る風評被害として、当面の間、我が国からの輸出品全般についてそのような検査費用及びこれに付随する費用（検査に伴い生じた除染、廃棄等の費用を含む）や各種証明書発行費用等は、原則として賠償すべき損害と認められるとしている（中間指針・第7・5（指針））、（備考）3）。

したがって、海外に荷物を輸送した際に放射線検査の実施を義務づけられ、そのために支出した検査費用については賠償される。

2 倉庫代について

上記のとおり、一定の範囲の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は原則として、本件事故と相当因果関係があるとしている。本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害には、営業損害として、取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分及び合理的な範囲の追加的費用（商品の返品費用、廃棄費用等）が含まれる。

そこで、一時的な荷降ろしの拒否により倉庫代の追加支出を余儀なくされた場合について検討する。放射性物質の付着を懸念して、安全性が確認されるまで、一時的に荷降ろしを拒絶することは、必ずしも科学的に明確でない放射性物質による汚染の危険を回避するという点からは、平均的・一般的な人を基準として合理性のある対応といえる。そして、そうした対応を受けた場合には、安全性が確認されるまで一時的に保管し、安全性が確認され次第、納品するというのが、運送業者としての合理的な行動といえる。そうすると、中間指針には明示されていないものの、倉庫代はそうした対応に伴って当然に発生する費用といえる。

したがって、本件事故と相当因果関係のある損害として賠償されると考える。

3 輸送が遅延したために発生した損害について

上記のとおり、取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分は、営業損害として、本件事故と相当因果関係があるとされている。

そこで、輸送が遅延したために発生した損害について検討する。輸送が遅延したために発生した損害については、個別契約において、輸送の遅延の場合に損害賠償義務が発生し、その履行をしたような場合や、乗組員の人件費や船の停泊料の支払をしなければならない場合が考えられる。このようなケースでは、取引価格そのものは低下していない。しかしながら、取引価格は低下しなくとも、実際に得られた利益から、当該損害賠償分が減額されたり、経費がかかったりするのであり、実質的には、取引価格が低下したのと同じことになると思われる。

したがって、輸送が遅延したために発生した損害については本件事故と相当因果関係のある損害として賠償されることが考えられる。

Q111 放射線検査機器の購入費用や、検査にかかる人件費、委託費等は賠償されるか。

いずれも賠償される。

解 説

本件事故を受けて、世界の主要各国では、船舶や海上コンテナ、輸入貨物等の放射線検査・規制を実施している。そのため、海外に貨物を輸送する航空業界や海運業界においては、こうした検査や規制に対応する必要性が生じている。

具体的には、輸出先での検査によって、入港拒否や除染指示を受けることによる損害の発生を事前に防ぐために、独自に輸送コンテナや外航船舶の放射線検査を行う例がみられる。そのために、放射線測定器を独自に購入し、検査人員の手配を行い、場合によっては、検査自体を委託する場合も考えられる。

海外の港湾において、実際に放射線検査が実施され、その結果入港拒否される等の事例も認められることから、こうした事態により発生するリスク（遅延による損害賠償金の発生や移動等による追加の燃料代の出費等）を避けるために、独自に放射線検査を行うことは必要かつ合理的な行動といえる。

中間指針も、我が国の輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について、本件事故以降に輸出先国の要求によって現実に生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用（検査に伴い生じた除染、廃棄等の費用を含む）は、当面の間、本件事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象となるとしている（中間指針・第7・5（指針））、（備考3）。

したがって、検査機器の購入費用、検査に係る人件費、委託費については、本件事故と相当因果関係のある損害として賠償される。